

記録を守り

記憶を伝える

学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開設記念誌

**記録を守り**

**記憶を伝える**

学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開設記念誌

はしがき	3
------	---

## 第Ⅰ部 アーカイブズとアーカイブズ学を語る

フランスのアーカイブズとアーキビスト	5
—1500年の歴史をたどる—	
ブルーノ・テルマ (牧野元紀訳)	
「アーキビストって早起き?」	19
—アメリカにおけるアーカイブズ活動—	
デイビッド・B・グレイシー二世 (平野泉・筒井弥生訳)	
日本のアーカイブズとアーキビスト教育の未来	34
菊池光興・高埜利彦・安藤正人	

## 第Ⅱ部 歩み始めたアーカイブズ学専攻

アーカイブズ学専攻設置までの歩み	51
専攻開設式の記録	59
教育課程とカリキュラム	62
専攻研究室の紹介	65
アーカイブズ学専攻2年間の活動	72
アーカイブズ実習	76
さまざまな学外活動	79
研究活動一覧	95

---

## はしがき

2008年4月、日本で初めて「アーカイブズ学専攻」(Graduate Course in Archival Science)の名称を付けた大学院専門課程が学習院大学に開設された。以来2年、合わせて20名の意欲あふれる優秀な学生(ドクター生4人、マスター生16人)を迎え、この3月に「修士(アーカイブズ学)」の学位取得者5名を送り出したところである。

アーカイブズ学課程の設置は、日本のアーカイブズ界の長年の夢だった。古く歴史をたどれば、すでに1888年(明治21年)、「お雇い外国人」のドイツ人歴史学者リースが、東京帝国大学に国史学科を創設しようとして時の総長に提出した意見書の中で、国史学科卒業生の期待される職務として「政府地方官庁貴族大家ノ記録局ニ於テ記録主任又ハ公文ノ整頓保存主任」を真っ先にあげている。「アーキビスト」の育成が念頭にあったことは明らかで、リースはアーカイブズの整備とアーキビストの育成が日本の近代化にとって、少なくとも歴史学の発展にとって、とても重要なことだと考えていたのではなからうか。

これはいわば「前史」のひとつに過ぎないとしても、アーキビスト養成大学院の設置に向けての動きは、遅くとも1960年代には始まっている。たとえば1969年、日本学術会議は、政府に提出した「歴史資料保存法」制定勧告の中で、「文書館専門職(アーキビスト)」を養成する大学院が必要だと指摘している。その後の動きについては、本書の「アーカイブズ学専攻設置までの歩み」をご覧いただきたいが、そこに概略を記したように、多くの関係者や関係団体が長年にわたって努力を積み重ねてきた。学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の開設は、その土台があってこそ可能であった。そのことを改めて銘記し、初心を忘れないで本専攻の発展に微力を尽くしたいと思う。

本書は『記録を守り 記憶を伝える——学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開設記念誌——』と題し、開設後2年間のアーカイブズ学専攻の活動を紹介するものである。

本書は、第1部と第2部に分かれている。第1部「アーカイブズとアーカイブズ学を語る」には、二つの講演とひとつの対談を収めた。最初のブルーノ・デルマ博士(フランス、エコール・デ・シャルト(国立古文書学校)教授)の「フランスのアーカイブズとアーキビスト——1500年の歴史をたどる——」は、2007年11月17日に、入試説明会と合わせて開催した学習院大学公開講演会「記録を守り記録を伝える——アーカイブズ学への招待——」における講演である。開設前年のものではあるが、アーカイブズ学専攻の事実上の出発点となった講演会ともいえるので、巻頭に掲載した。次のデイビッド・グレイシー博士(アメリカ、テキサス大学オースティン校教授)の「アーキビストって早起き?——アメリカにおけるアーカイブズ活動——」は2008年10月18日の「アーカイブズ学専攻設置記念講演会」での講演。アーカイブズ学専攻では、毎年少なくとも一人は海外からアーカイブズ学専門家を招へいしたいと考えているが、グレイシー教授は開設後のトップバッターである。この招へいがきっかけになって、2009年夏にグレイシー教授のいるテキサス州オースティンで開催されたアメリカ・アーキビスト協会年次大会に本専攻の助教と大学院生4人が参加し研究発表を行うなど、さっそく成果が出始めている。

---

開設2年目の今年度(2009年度)には、オランダ国立文書館元館長でアムステルダム大学教授のエリック・ケテラール博士を招へいし、これまたすばらしい講演や特別講義を聴くことができたが、本書でその内容を紹介するには時間と紙幅が足りなかったのが、次の機会にゆずりたい。さて、第1部の最後は、2009年6月12日に行われた菊池光興学習院大学客員教授(当時国立公文書館長)と高埜利彦学習院大学文学部長(大学院人文科学研究科委員長、アーカイブズ学専攻教授)の対談である。「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」の成立間近という時点で(同法は6月26日に参議院で可決成立)、「日本のアーカイブズとアーカイブズ学教育の未来」と題して語り合っていたものである。

第2部は、2年間の具体的な活動記録にあたる「歩み始めたアーカイブズ学専攻」である。構成については目次や本文を見ていただければわかることなので、ここで詳しく説明する必要はないが、新専攻開設までの歩みと開設式の様子に触れたあと、アーカイブズ学専攻のカリキュラムの構造と授業科目、研究室紹介、2年間の行事記録、アーカイブズ実習、国内・国外研修報告などの項目に分けて記事を掲載した。国内・国外研修については、学生のレポートから一部を選んで収録している。本専攻は実習や学外研修に力を入れているが、実際の様子がこれらのレポートからわかると思う。

本書は、とりあえず単独の『開設記念誌』として刊行するが、これを足掛かりにして、近い将来、アーカイブズ学に関する定期刊行物を専攻として発刊したいという希望を持っている。アーキビスト教育にしろ、それを支えるアーカイブズ学研究にしろ、日本ではようやくヨチヨチ歩きを始めた段階である。さまざまな学問的試みや実践経験を広く公表し、おたがいに建設的な論議を積み重ねていくことが大切だろう。そのためにも、できるだけ早く専攻独自の研究誌を持ち、日本国内だけでなく世界に情報発信したいものである。

学習院大学大学院アーカイブズ学専攻は、これから3年目に入る。本書によって、本専攻のめざすところや教育課程の内容がより広く知られ、またより深く理解され、アーキビストやアーカイブズ学研究者を志す仲間が一人でも増えることを心から願っている。

最後に、専攻開設以来、よちよち歩きの私たちを支援してくださった多くの方々と関係機関に対し、この場を借りて心よりお礼申し上げたい。とくに、非常勤講師や客員教授、客員研究員の先生方、それからいちいちお名前をあげることはできないが、アーカイブズ実習や研修旅行、見学などでお世話になった機関のみなさん、本当にありがとうございました。アーカイブズ学専攻は3年目を迎え、いよいよ本格的な活動を展開していかなければならない。全国の関係機関や関係者の方々には、今後ともぜひご支援・ご協力をお願いする次第である。

# フランスのアーカイブズと アーキビスト

—— 1500年の歴史をたどる ——

ブルーノ・デルマ  
(国立古文書学校教授)

アーカイブズ学専攻開設を控えた2007年11月17日、学習院大学公開講演会としてフランス国立古文書学校ブルーノ・デルマ教授に、「フランスのアーカイブズとアーキビスト——1500年の歴史をたどる——」と題する講演をしていただきました。当日は70名ほどの参加者があり、フランス革命を契機とする近代アーカイブズ学の成立をはさんで、5世紀から現代までのフランスのアーカイブズ史とこれからの発展の可能性について、印象深い話をきくことができました。

## ブルーノ・デルマ教授(Bruno Delmas)略歴

1941年生。1977年より国立古文書学校教授。専門は現代アーカイブズ学。

国立公文書館フランス海外県アーカイブズセンター、フランス海軍、国立アーカイブズ局の各組織でのアーキビストとして勤務した経験を持ち、国立ドキュメンテーション技術研究所議長(1981-1997)、INA(国立視聴覚研究所)管理指導者(1997-2001)も勤める。国際的な活躍としては、国連の専門家としてコートジボワール国立公文書館設置(1972-1977)やセネガル・ダカール大学アーキビスト養成課程創設支援に尽力。またICA(国際アーカイブズ評議会)でも重要な役割を果たし、特にSAE(アーキビスト養成部会)で活躍している。

近著に“*La société sans mémoire* (記憶のない社会)”(Bourin éditeur, 2006)など。



学習院大学学長、文学部長  
教職員の方々、親愛なる同僚諸氏  
紳士淑女の皆様

本日東京にて皆様方のお招きに預かりこのうえなく光栄かつ幸甚に存じます。

日本のアーカイブズが有する長い歴史を承知の上で、「フランスのアーカイブズとアーキビスト：1500年の歴史をたどる」などという、かくも遠大で野心的な題目をいささか向こう見ずなやり方で皆さまにお話するのはわけがございませぬ。

国立古文書学校におけます法制史の教授で偉大な日本研究家であった我が恩師のフレデリック・ジュオン＝デ＝ロングレ (Frédéric Jouïon des Longrais) 先生を偲んでのことなのです。いまから42年前、先生は私たちに日本という国と鎌倉時代の年代記についてしばしばお話を聞かせてくださいました。

また、ごく最近(2007年6月)には国立古文書学校と国文学研究資料館(アーカイブズ研究系)がパリにおきまして国際会議を共催しました。会議のテーマは「アーカイブズ、権力と社会、ヨーロッパとアジア、中世と現代」と銘打たれた比較研究でございまして、いずれの点におきましても非常に興味深いものでした。

## はじめに

アーカイブズとアーキビストについて論じることは一見すれば単純なことのようには思われませぬ。しかし、実際は複雑なことでございまして、アーカイブズという語はフランス語では3つの異なったものを意味します。

1. ある人が活動するなかで収集し保存した記録文書
2. 文書を保存し閲覧する手順と方法に関し職務として取り組む組織部門
3. こうした保存と閲覧といった物理的手段を実際に可能にしてくれる場所

それからもうひとつ申し上げたいことがございませぬ。これからごく総花的に取り上げてまいりますのはどれもゆっくりと継起した事柄です。言及いたします年代につきましてもそこで何か重大な変化が起こったというよりもむしろ時の流れのなかでの一区切りというくらいにとらえていただけたらと存じます。

結局、文書を作成し保存するということがいかなることなのかを問いますならば、それは文書が国家と社会に対してどのような関係にあるのかを考えることにほかなりませぬ。ローマ帝国の崩壊から今日に至るまでのフランスにおけますアーカイブズとアーキビストの歴史をおおまかに描き出すことで、単に文書だけではなく文書を生み出す制度や文書の保存に好ましい条件と手続きに関わる問題も取り扱ってまいりたいと思ひます。すなわち、1500年にわたる社会と文明が歩みをともした発展の過程をみてゆくのです！

この複雑な相互作用のより合わせこそ私がご説明申し上げたいことなのです。この長大な時の流れは4度生じた変化に対応して4つの大きな時代に分けることができます。

- 中世初期：メロヴィング朝、カロリング朝、初期カペー朝の時代、すなわち記録文書に関わる活動が著しく停滞した時期(5世紀－11世紀)
- 中世：カペー朝とヴァロワ家の時代、すなわち法的記録と公文書が復活した時期(12世紀－15世紀)

- 近代：ヴァロワ家とブルボン家の時代、すなわち国家による行政管理が発展した時期（16世紀－19世紀初）
- 現代：共和国の時代、すなわち国民史が形づくられた時代（19世紀－20世紀）
- 21世紀に至って：情報化社会がもたらす新たな変化と課題

## 第I期—中世初期（5世紀－11世紀）：

### 古代からの伝承が次第に崩壊していったメロヴィング朝、カロリング朝、初期カペー朝の時代

4世紀末のローマ帝国の崩壊によりフランスは誕生しました。この最初期の特徴は古代ローマから受け継がれた行政管理と記録文書の伝統がゆるやかに失われたことにあります。

#### I.1. ローマ帝国の消滅とその行政面・文化面における遺産

地中海沿岸全域を包摂する巨大な帝国であったローマ帝国は国土全体を張り巡らす行政管理のネットワークに秀でていました。帝国の行政機構が政務・財務・税務・法務のすべての面で大量に生み出した記録文書はヨーロッパ中をかけめぐりました。これらはローマ皇帝の居する宮殿のみならず、各属州や各都市の行政府などにおいても丁寧かつ大量に保管されました。管理を任されたのは**秘書官**あるいは**文書官**でした。

行政事務の性質、証明書あるいは記録文書の性格にしたがって、様々な記録媒体が用いられました。さしあたりの記録報告には木板や蠟板が用いられましたが、最終決定となる記録文書にはパピルスの巻紙が最もよく用いられました。羊皮紙はあまり用いられませんでした。行政面におきましても財政面におきましても条件がうまくそろっておりましたため、傷みやすい記録媒体に書き記されたこのような文書でも何世紀にもわたって集積し保存することが可能であったというわけです。

ローマ帝国の滅亡とともに、文書の作成と保存に好ましいこうした状況は失われてしまいます。ゲルマン人など異民族の大侵入を受ける間（375－476年）、行政管理機構が崩壊しましたし、（異民族の慣習と法が入り込むという）法制面での変化も生じました。西ローマ帝国の公文書、すなわち住民管理のための国家記録が突然役に立たなくなってしまう、これらを作成・使用・保管してきた制度とともに消え失せてしまったのです。このような理由で、この時代の記録文書はエジプトにおけるパピルスを用いた来歴不明の大量の文書と、ヨーロッパ全土に散在する石板や銅板に刻まれる碑文とに限定されます。

異民族の大侵入を受けた後、ヨーロッパはいくつもの王国に分かれました。フランク、アラマン、ブルグンド、西ゴートなどがありましたが、その活動範囲はかなり限られており、政治権力も甚だ不安定でした。このため記録文書は作成されておられません。クローヴィスの王国（481－511年）も長くは持ちませんでしたし、カロリング帝国もカール大帝の息子で潰えてしまいます（843年、ヴェルダンの分割）。国家の再編を目指す動きが入り代わり立ち代わり起こったために政治的分裂は避けられず、地方領主が権益を伸ばすこととなりました。

このように、西ローマ帝国が崩壊するとともに文書を作成し効果的に運用することは目に見えて減ってゆき、文書を集中的かつ大量に保管することもなくなってゆきました。異民族の諸王国が保ったローマの行政管理制度についていえばガロ・ローマの人々が受け継いだわずか一部にすぎません。新たな慣習が広がった社会ではもはやそれを必要とせず、保存しようといった関心も全くみられませんでした。

文字の改革を伴ったカロリングネッサンスの時期でさえこうした活動にはどうにも抑制的でした。

## 1.2. ローマ教会、書き物と聖なる物の継承

ローマ式国家と社会がこのように全般にわたって変質をとげるなかで、ローマの行政管理の伝統を実質的に引き継いだのはローマ教会の聖職者たちです。それぞれの教会管轄地の代表者(司教、ベネディクト会修道士)を介して、記録文書は保存され伝統は受け継がれてゆきました。この時代をとおして文書を作成・保存・伝承したのは彼ら聖職者であり、とりわけ文書を書き写す作業部屋(写字室)は大きな貢献を果たしました。

こうした継承をとおして、教会の関係者は記録文書の作成、すなわち事務管理についてほぼ独占的地位を得ました(たとえば、聖レミ：437–530年、トゥールの聖グレゴリウス：538–594年、アルクイン：735–804年、ヒンクマル：806–882年など)。そして、作成技法の習得とその希少価値化によって作成された文書は聖なるものへと性格を変えたのです。最古のアーカイブは修道院(サン・ドニ、サン・ジェルマン・デ・プレ、サン・マルタン・ド・トゥール)や司教館などの数々の特権によって制度化・組織化され保護を受けていたところで生み出されたのです。その長きにわたる安定性と連続性といった好条件から、証書庫と呼ばれる証書類を収集する施設がたてられるようになりました。こういった理由から最古の証書庫といえば、教会聖職者に属する**証書庫**ということになります。

ヨーロッパ中世初期においてはローマ時代の書記記録媒体が使い続けられましたが、かなりの程度、それまでより限定的に用いられるにすぎませんでした。記録媒体が進化したためでもあります。蠟板はメモをとったり計算をしたりするために14世紀まで用いられ続けました。他方、パピルスは東方との通商から供給がなされなくなると急速に用いられなくなりました。とりわけエジプトがそうです。7世紀にはアラブ人が侵攻し、東方が政治的に不安定となったため、パピルスの供給はますます難しくなり価格も上昇しました。パピルスはもはや用いられることなく、8世紀末には消えてしまいました。フランスの国立文書館に今日保存されている最も新しいパピルスは787年のものです。こうした状況であったため、他にかわる記録媒体が求められました。7世紀以降、とりわけ羊の皮から製造された羊皮紙が1世紀ほどの時間をかけて徐々にパピルスにとってかわりました<sup>1</sup>。羊皮紙はとても耐久性のある記録媒体です。中世初期の羊皮紙はパピルスにくらべてかなり数多く残っています(フランスでは7世紀と8世紀の証書がいくつかあります)。今日、国立文書館に保管される羊皮紙を用いた最古の証書は677年のものです。

記録文書となるとあまり多くはなく、はっきりとしたタイトルがついたものに限られます(領主たちの誠実宣誓、土地抵当権設定、結婚証明など)。経営管理に関する文書はほとんど見当たりません。それに加えて、ローマ法の伝統に従いますならば法的正当性を保証されているのは(11–12世紀のカロリング朝やカペー朝の)フランス王や諸侯の側ではなく、聖俗にわたる受領者の側ということになります。この時代の原本記録は3000点ほどしか残っていないと考えられており、カルチュレール(証書台帳)には後世に複写された形式のものが圧倒的に多く残されています。

## 第II期—12世紀—15世紀：

### カペー朝期における記録文書の再生と発展

政治的変動を経た後、第2番目の時代は相互に関連しあう2つの現象によって特徴づけられます。1

つは強力な政体がゆるやかに再構成されたということです。もう1つは法的意図を有する文書や経営管理に関係する記録文書が再生し発展がみられたことです。

## II. 1. 新たな権力と記録文書の再生 (12世紀-13世紀)

12世紀と13世紀は記録文書が再生したことに特徴づけられます。ヨーロッパにおいて人口と経済が飛躍した時代とも重なっており、領地を有する諸侯国が各地に出現したことで政治状況が変質したことも結びついています。当時はフランス王領だけでなく、ノルマンディ、ブルターニュ、ギエンヌ、ガスコニュ、ブルゴーニュの各公爵領や、フランドル、メーヌ、アンジュー、トゥレーヌ、ブロワ、ポワトゥ、トゥールーズ、バルセロナ、ロデズ、オヴェルニュ、ブルボン、シャンパーニュの各伯爵領がありました。大きさも重要性もまちまちのこうした20たらずの各諸侯国では領主の権力下で次第に拡大したり、あるいは領土の一部を奪われたりしながら国としての形成がなされてゆきました。依然として限られた範囲ではありましたが、それぞれが国家に比肩する安定性と形態を有していたのです。そこで重要なのは秩序を保ち平和をもたらすことでして、今日我々が理解するところの領土や領民を管理することではありませんでした。

通常、諸侯には各学校(12世紀)や各大学(13世紀)で養成された書生(書記や計算の教師)らが仕えていました。彼らは宮廷で祭事を執り行い、王朝の記録を整備し、法案を起草し、所領の管理を任されていました。文書を作成する機会が増大し、保存するための条件も良くなりました。こうして礼拝堂の近くには諸侯のための文書庫が初めて建てられるようになりました。このような新たな動きはフランス南部では10世紀から、北部では12世紀から始まりましたものの、これらの文書庫はそんなに大きなものではありませんでした。

このような文書を司る「部局」では以下の5つの機能が確認されます：

- 一政治的かつ法的重要性という理由から証書の原本がカルチュレールという形で王室の宝物や大変に貴重な聖遺物と同じように神聖とみなされる場所に保管されるようになりました。王や諸侯たちの間で**文書の宝物庫**という表現が広まったのはこうした背景があるからです。にもかかわらず、このような文書そのものはまださほど大切には扱われませんでした。
- 一取り扱いやすい簿冊のなかから(発給者・受領者双方に真正と認められる証書の控えて、法的遡及力を有する)**カルチュレール**の編纂がなされました。最も古いカルチュレールのなかに収められている証書はごく少数にとどまりますが、時代が下るにつれて証書の控えの割合とその数は増大してゆきました。
- 一(実際に通用していた手続きとは異なるのですが、関係証書の保管は受益者のみに委ねられるという)発行済の証書については複写という方法での登録がなされるようになりました。決裁のなされた諸事項を記録するために、控えを取るというこうした手段は徐々に体系化されてゆきました。
- 一経営管理に関係する文書が増加し改良が進みました。それは記録文書の集合体として次第に豊かなものとなりました。たとえば、会計文書(領地経営)や法律文書(領民管理)が現れ、それぞれ整備と保存が進められました。これらの証書は(真正の証書は依然稀であったものの)法的証拠としての役割を持つとともに、領地経営という行政管理の役割をあわせ持っていたため、時空間を支配する道具となりました。
- 一王あるいは諸侯の**アーカイブズ**とみなしうる証書の保管庫が定まった場所につくられました。すなわち、王や諸侯が獲得した領地に関する証書は**文書の宝物庫**に集められるようになりました。

諸侯領に関係する最古の証書はカタロニアのもので10世紀にさかのぼることができます。フランス王に関しては1190年から1310年までの間、つまりフィリップ・オーギュストからフィリップ・ルベールまでの時期に、散在する証書を一箇所にまとめあげて自立的に活用する動きが徐々にみられました。王はカルチュレールのなかから真正の証書を複写させ手元に置いておきました。受領証書、発給証書、財産目録・審査書・名簿等の経営管理記録といった保管が強く望まれたものの控えが取られました。しかし、口述から起こされたような日常的な書簡については保管されませんでした。こうしてフィリップ・オーギュストが集めた1204年から1205年までの間と1212年から1220年までの間の証書の控えが保管されました。次々と編纂されたこのようなカルチュレールに含まれる証書は、作成されたばかりの証書と比べて当初はあまり重要とみなされませんでした。その数は絶えず増えてゆきました。

文書を保管するという聖職者たちが実践していた慣行は、ようやく世俗の人たちの間にも広まっていったのです。

## II. 2. アーカイブズの強化と保管場所の増大 (14–15 世紀)

14世紀から15世紀にかけての時代も、文書の原本を収蔵する中央の保管所としての「文書の宝物庫」の役割は継続しました。そこでは所領で得られたものについての証書、王が作成した証書の控え、個人のために作成された永続的価値を有する証書の控え、外交交渉に用いられた文書、教皇の特許状などが確認されます。「宝物庫」の利用は拡大し、王から任命されたアーキビストが資料目録を作成しました。しかし、この文書の宝物庫だけが王の証書の原本が収められた唯一の保管場所であったかという点、そうではありません。

実際、1250年から1330年にかけて、増加し続ける王国の諸組織からは膨大な量の文書が生み出されましたし、これらを保管するための機関が他にも設立されました。二つの大きな組織、すなわち高等法院(法律)と会計院(財政)ではその付与された資格に拠って、自らが作成した運営管理に関わる文書を自前で保管するようになり、「文書の宝物庫」に収めることを回避しました。ここで保管された文書は一連の記録簿から自ずと明らかに示されています。それはすなわち、判例を基礎づけるものであったり、王国での生活を跡付けるもの(審議での決定、裁判の判決、口頭弁論、宮廷で批准された王令)であったりするわけです。パリ**最高法院**には1254年から(1790年まで)の中世から近代にわたる記録簿11,659点がいまもなお保存されています。

会計監査についてもまたかなり大部の記録文書が作成されました。国王**会計院**の文書に関する一部の目録は1320年代末以降の約3000点の会計簿を載せています。14世紀中葉、会計院での監査を経た会計簿が証拠書類として毎年提出されるようになったため、その数は100万点にも及んだと見積もられています。しかしながら、時間をかけて蓄積されたこの膨大な量の文書記録も18世紀中に連続して生じた火災のためにほとんどが焼失しました。

こうした固定的な機関があった一方で、**御前会議**のような流動的な機関が組織され始め、それらは何らかの法的権限を行使することによって文書の原本を保存しその閲覧を可能にするよう命令しました。しかし、王宮内で王子の家来らが作成した書類はと申しますと、宮仕えを終えた後も彼ら家来の手元に保管されたままでした。

いまだ王権の介入が及ばない行政領域は数多くあったため、そうした場合は王室も地方領主も記録文書を残せませんでした。たとえば、税務に関する文書は依然としてあまり発達しませんでした。しかし、在地レベルでの文書は作成が進みました。10世紀以降のコミューン運動からは(フランスではあま

り発展しなかったものの12世紀には)都市コミュニティや都市参事会に関係する重要な文書が初めて生み出されました。13世紀と14世紀には公証人、世俗領主、小教区、信心会、大学、コレージュなどからも文書が同じように現れ出しました。これらの文書は必然的に法的記録から構成されています。すなわち、所有権、権益・地位等の承認に関わるものです。

この同じ時期、それまではほぼ普遍的に用いられていた記録媒体である羊皮紙がより安価な紙と競合するようになってきました。中国から伝来したその製法は12世紀からアラブ人によってイタリアやスペインに持ち込まれました。フランスに普及したのは14世紀以降です。紙は必然的に文書の発達に対応し、またそれを促しました。

こうした記録文書を編集・保管・分類し、目録を作る役割を担ったのが**秘書・公証人・裁判書記**といった人々でどこでも必要とされました(文書の宝物庫、パリ高等法院など)。彼らによってアーキビストの職能は確かなものとなりましたが、こうした仕事のみに従事する人はわずしかいませんでした。文書は(レイエットと呼ばれる小さな木箱の中に並べられる)孤立文書や帳簿記録あるいは巻物の形式でまとめられ、鍵をかけられた大箱の中に保存されました。それぞれの構成にしたがって番号がふられ、分類がなされたうえで目録に登録されるのです。そして、教会の礼拝堂や領主の城の塔、あるいはコミュニティの鐘楼のなかにしばしば収められました。

### 第III期—16世紀—19世紀初頭： ヴァロワ家とブルボン家による王政の確立

中世全般をとおして諸侯領は王領に次第に吸収され、16世紀にはフランスの政治的統一が実質的に成し遂げられました。以後、人口が急激に増大した広大な領土を有したことで、王政は行政管理を向上させることに力を注ぎます。文書の管理もここに強化されることになったわけです。

#### III. 1. ルネッサンス期および近代のアーカイブズ (16世紀—17世紀)

王国の記録文書の原本を中央で保管する「文書の宝物庫」には、もはや伝統的な王室の機関から文書がおさめられなくなりました。国家の活動記録を保管するための条件を満たさなくなったからです。1568年、大尚書局が登記した**国王文書摘要簿**が文書の宝物庫におさめられた最後の文書となります。1610年から1630年の間に原状回復が試みられ目録の作成が目指されましたが、これ以後文書の宝物庫は権力を表象する象徴的機能に押し込められてしまいました。

数多の要因が絡み合うことで記録文書の作られ方と用いられ方は一新されました。たとえば、印刷機の発明と印刷物の普及、識字教育の進展、文書を用いた訴訟の増加などが挙げられます。行政管理も諸侯の会議に依存することはもはやなくなり、フランスが統一されたことによって発展してゆきました。すなわち、法的価値を有する文書の作成に国家が介入することが増加し、それらはフランス語で書かれることが義務づけられました(1539年のヴィレル・コトレの勅令)。

行政管理機構と王室財政裁判所のヒエラルキーが地方にゆくにつれて階層化したことと、非訟裁判権をなくして成文法による慣習法の国有化が進められたことによって、王国の統合はなされました。そこから派生して政府の内側も徐々に変化してゆきました。王に代々仕える側近の傍らで、こうした新しい行政管理の職務に携わる大臣が現れるようになりました。古株の役者は、新参者すなわち国務卿と職務の新たな形態に対して妥協せざるを得なかったわけです。国務卿は次第に制度化されてゆき、17世紀

の上3半期末には定着しました。

中央の権力が強化され行政管理が発達したのは概して近代戦を行う必要に迫られてのことなのですが、それにともなって文書の量は増大しましたし多様化しました。かつては(カルチュレールや部分登記などの)様々な形態で記録されたものから情報を再処理し事態を予測するだけで十分でした。しかし、それでは現実的な行政管理の実務を全うするのにもはや対応しきれなくなってしまいました。その必要を満たすには記録文書の蓄積そのものが重要であったためです。証書の作成過程が明らかにされるようになり、記録文書として組織化がなされるようになりました。これはビジネス文書といった近代の概念にそう遠くないものです。

17世紀、王国政府が数多の法律を作成するようになると間もなく、印刷業者や書籍販売業者が証書(法律集成、近代的なカルチュレールの類)に関する概説書や専門書を出版するようになりました。18世紀になってこの傾向に拍車がかかると、行政機関や個人も決定事項が出版掲載される紙片を集めることで法律集成を編纂しました。そうすることで、業務文書の傍らにデスクワークの工具書として使用したのです。

王室、教会、個人が管理する文書がそれぞれ組織化された一方で、記録的性格をもつ文書の新たな利用が現れました。16世紀より花開いた人文主義からは博覧強記の風が生み出されました。さらに17世紀には科学革命が起こり、**アカデミー**が発足したことによって、国家や啓蒙君主の下で法律文書や浩瀚な歴史書が世に出されました。(17-18世紀の)サン・ジェルマン・デプレの修道僧ドム・ジャン・マビヨンが**古文書学**という新たな学問分野を打ち立てました。

しかし、こうした文書が確実に保存されたかという点でもありません。最初の頃は行政管理の伝統もなく、文書業務を手がける大臣を輩出する家系も存在しなかったため、それぞれの職務において資格を有する人が政府の記録文書を所持し、職務を離れるときにはそうした文書を持ち去り、私的な場所で手元に保管していました。

しかし、王室の権力が絶えず強化されたことで、行政管理を継続する必要性が強まりました。高い地位にある者が職務に関わる文書を自ら所持し留め置くようなことは17世紀の下3半期にはみられなくなりました。政府の文書を長期間所持することが利にかなうと考えられ、文書を整理し利用する機関のもとで保管するようになったからです。

### III. 2. 啓蒙君主制下のアーカイブズ (18世紀)

18世紀、(重農主義者に代表される)経済学の発展と貴族の反動を受けて、俗界と教界双方の証書に整理秩序がもたらされました。これを担ったのが**封建法の専門家たち**です。18世紀の下3半期には国家の法律関連記録文書の発展がみられ(法律保管庫、ロンドノ・コレクション)、何らかのかたちでカルチュレールの慣行と結びつきましたものの、国家の中央文書庫とはなりません。結局は歴史的価値をもつ教養に関わる枠組みのなかで、**証書室**は王立図書館に導入されることとなります。歴史上の記録文書を収蔵する書庫の類については、現用文書すなわち公式書状となる前の中間文書を保管する国家機関の行政管理的な書庫に対して、科学的・政治的性格に基づいて新たな方向性が打ち立てられました。

さまざまな機関で書類が大量に増加していたため、文書を保管するための組織が必要となりました。こうして1670年から1710年までの間に国家(国務卿と財務総監)による文書館が組織されました。

一文書の保存を指示する布告がまず出されました。

- 一次に専用に想定のなされた場所に移されました(ヴェルサイユの外務省や海軍省の建物)。
- 保管と整理のための家具類(箆筒や戸棚)が作り置かれました。
- 文書の処理と活用の方法が定義されました。文書の分類と保存のためのマニュアルが発行されました。
- **アーキビスト**という職業が確立してゆきました(アーキビストという名称は18世紀初頭に現われました)。

このように組織された「文書庫」は増加してゆきました。1770年時点で王国には**文書庫**が5700あり、そのうち400がパリにあったとの統計が出されています。文書が社会全体を覆うようになりましたが、文書保管の中央集権化は王室によっても政府によってもまだなされていませんでした。

### III. 3. フランス革命による大変動とその余波 (1789–1830年)

フランス革命は制度面と行政面において前例のない大変動を引き起こしました。1789年から1793年にかけて、王室と文・武両官の諸制度、教会に関する諸制度、アンシャン・レジームの君主制下で作られた諸団体の全てが廃止されました。新たな機関が設立されると、それぞれの職務に有用な文書が回収され、必要に応じて再配置されました。しかし、それ以外の文書はほとんどが見捨てられるか廃棄されました。

**憲法制定議会**が1789年に創設されると、その文書部門は**国立文書館**と呼ばれました。その3年後にはパリと各県の公文書保管施設をまとめて議会の管理下に置くことになりました。1794年の法律では公文書を中央に集めて選別したうえで市民にアクセスする権利が認められました。さらに、1796年の法律では各県に公文書のみを保管する施設を建てるよう定められました。

1808年、ナポレオンがパリのスーベーズ館に国立文書館を創設し、そこに国家の文書を集中的に保管するようになりました。国家権力に関係する文書を全て集めるため、**文書の宝物庫**も移管されました。この新しい施設はフランス国民全体の悠久たる歴史と野心のなかに象徴的な形で埋め込まれたわけでは

ナポレオンの失脚後に復古王政がこのような中央集権路線に戻ることはありませんでしたが、アンシャン・レジーム期の啓蒙精神に裏打ちされた文書管理の仕事は関心をもって引き継がれました。その結果、1821年に古文書学校が設立されました。

## 第IV期—19世紀—20世紀： アーカイブズと国民の歴史、新たなモデルの発展と衰退

文書が持つ法律的・行政的・啓蒙的役割とは別に、近代的アーカイブの誕生と文献史学に貢献する方法論としての地位の確立がみられた時期です。

### IV. 1. ロマン主義時代における文書の新たな利用とアーカイブズ学の誕生

ヨーロッパにおけるロマン主義の時代とは、1830年および1848年に生じた市民革命と国民運動に代表される時代です。国民運動は王を主体とした前代までの歴史に対して民衆の歴史に重きを置きました。ジュール・ミシュレは『フランス史 (*Histoire de France*)』(1833–1844年)を著しています。国民の歴史というものが、特に大衆教育の発展という枠組みからみて主要な政治的課題となり、共和政下の国

---

民国家と工業化社会の建設が目指されました。

証書保管庫で歴史的文書を扱う制度はアンシャン・レジーム下に始まり、フランス革命後に再構成されたわけですが、歴史学研究におけるこうした新たな潮流の需要をほぼ満たすものではありませんでした。1829年、古文書学校は再編され、アーキビストの学位としては初めて**古文書学**の学位が制度化されます。ここで学位を得た学生たちは県や市町村の文書館へ派遣されてゆきました。

こうして荒れ果てた状態に置かれていた県や市町村の文書館に対して関心が向けられるようになったわけです。それぞれの県において文書が急ぎかき集められるなか、新たな概念・原則・方法が現れて入念に練り上げられました。文書資料群の概念<sup>2</sup>を用いた新たな方法論が定義され(1839-1841年)、当時一般的であった古文書学的・文献学的実践とは一線を画すようになりました。文書資料群を定義し、資料群の出所を尊重することで、アーカイブズ学における方法論の基礎と(何千もの部局を抱える)フランスにおける公文書館のモデルが形作られました。このモデルは今日のアーカイブズ学を基礎づけるもので、文書の選別・配架・目録作成についての原則を打ち立てるものでした。

同様に、1841年には文書資料群を資料のタイプによって再び分類しなおすよう通達が出されました。国立文書館で実践されていたような歴史的テーマに応じた記録文書の分類は否定されたのです。これにより、歴史文書も行政文書もまとめて同じカテゴリーに納められました。街の文書館で(1842年)、病院の文書館で(1854年)、全く同じ措置が取られました。こうして歴史に関係する業務部門はアーカイブズとアーキビスト双方に新たな変化をもたらすことになりました。

文書を保管・利用する需要が高まるにつれて、実際に文書を収集・選別・分類して目録を作って閲覧に供することが、次第に定型化・明確化・規範化されるようになりました。

1847年には国立文書館でもその実用化が図られました。この結果、最も価値のある記録文書のセレクションはもはや王立図書館に送られなくなりました。また、パリ高等法院が所蔵していた最古の文書も国立文書館が受領しました。1846年には同様の理由で、古文書学校が王立図書館から離脱し、国立文書館に拠点を置くことが決まり、この新たな政策に対応すべく再編がなされました。

国立文書館はこれ以後、歴史文書と行政文書を同時に保管するようになりました。国家の記録文書を集中保管するという夢はここようやく実現したのです。このようなわけで国立文書館には最初から閲覧室が開設され、アーカイブズ博物館が開かれたのです(1847年)。文書がこうして新たに歴史的・文化的に利用されるようになったおかげで一般市民の教養は高まり、民主化も促されたわけです。また、それは自らの歴史とアイデンティティを希求する国民国家の建設と軌を一にするものでした。

#### IV. 2. 第三共和政および第四共和政下、国民の歴史に仕えるアーカイブズ(1870-1958)

ナショナリズムの高揚がヨーロッパ全域で見られるなか、一般市民が文書を利用することで、国民史の形成に自ら関与するようになり、文書の出所も保存することで視野が拡大されるに至りました。

19世紀末と20世紀は中央集権ネットワークの形成、歴史記録文書の収集領域の拡大、新たな行政機構での行政文書の最重視、専門的職業と組合・団体の発展によって特徴づけられます。

19世紀の末年、公立文書館のさまざまな部門が公共教育省に併合されました。さらに、これらは1897年に「文書館長」に委託されました。フランスにおける公文書の全部門を一つに統合し集中することが実現したわけです。同じ1897年、アーカイブズ学の名が文書を扱う学問分野に与えられ、歴史学の補助科学として定義づけられました。このとき古文書学校は国立文書館から離れてソルボンヌに移設されました。ついにアーキビストという専門的職業が20世紀をつうじて少しずつ確立してゆくこと

になったわけです。この間、フランス人アーキビストの職友会が設立(1904年)され、『アーカイブズ雑誌(*La gazette des archives*)』という学術誌が出版(1936年)されたことは特筆に値します。

歴史学研究に貢献するアーカイブズの新たなモデルの枠組みのなかで、文書制度がいろいろと改訂されました。たとえば、1921年には県文書について、1926年には市町村文書について、1944年には病院文書について新たな概則が定められたように、20世紀をとおして数次にわたって改訂が行われました。また、(2000人足らずの住民からなる)小規模自治体が文書を保管することへの援助措置もとられました。文書収集の動きはこうして拡大してゆきました。1928年3月14日法では公証人に対して125年以上前に作成された証書原本を国立文書館と県文書館に寄託する許可を与えたため、そこには14世紀にさかのぼるような文書の山が現れることになりました。

伝統的な公文書の保存と収集に関する体制が強化されたことに加えて、こうした文書の領域が拡大したことで歴史家たち(アナール学派)の間では経済学的・社会的関心が新たに高まるようになり、個人や企業の私的文書も保存されるようになりました。このようにかなりの規模での継続的な措置が第二次世界大戦後、すなわち1950年代以降も歴史学的研究のために講じられました。

当時、フランスにおける公文書の取扱いを指導的立場からほぼ一手に担っていたのが古文書学校の学生たちでした。彼ら学生の数とその仕事ぶりが実を結び始めたのです。いたるところで昔の文書資料群について分類がなされ、その目録が作成されるようになりました。そのうちのいくつかは出版もされました。たとえば、1920年には手稿文書を除いた1500冊が出版されています。

国民史に供するためのサービスは19世紀末には方向づけられたとはいえ、それは行政文書に関する業務を犠牲にした結果でもあります。

1950年代から1980年代にかけて諸社会科学がとみに注目した「新しい歴史学」という史料編纂の一つの潮流は、歴史を記述するための記録文書の優越的役割について異議をとるものでした。文書に関わる大衆が変わってゆくにしたがって、歴史家たちはもはや文書の優先的利用者ではなくなりました。系譜調査を行う人たちのほうが歴史家たちよりも頻繁に文書を閲覧するようになったわけです。

1959年、フランスのアーカイブズ管理部門は国民教育省を離れて新たに設立された「文化事業省(後の文化省)」に移されました。この変化を受けてのひとつの結果として、フランスのアーカイブズにはより文化的な方向性が加わり発展を遂げてゆきます。しかし、最も重大な変化は必ずしもフランスに特有のものではない以下の四つの要因からそれぞれ生じています。

#### IV. 3. 工業化時代に向けての新たな変化の幕開け

行政文書が相当程度廃棄されたことへの対応として、また第一次世界大戦後に行政管理文書が大量に生み出されてゆくなかで、1936年7月10日政令が出されました。これにより、非現用文書が国家の省・部局・施設をつうじて供出されることが義務づけられました。フランスの文書館管理部の検印がないままではいかなる文書の廃棄も禁じられたことで、また新たな一歩が踏み出されました。1952年からは「特命の」アーキビストたちが国立文書館を離れて各省庁に駐在し、その場で文書の送り出し準備に携わり、違法廃棄をしないように監視しています。

このような記録文書の急増に対して事象を分析するための理論はありませんでした。イヴ・ペロタンは『文書の管理と三段階(*L'administration et les trois âges des archives*)』のなかで文書の3段階理論を発表し、近代文書保存学の方法論的基礎を固めました(1961年)。

1950年代半ばから文書庫の新規建設や再建設が相次ぎ、15年ほどで県文書館書庫の全てが一新され

---

たことで保管能力は格段に改善されました。国立文書館も例外ではありませんでした。地方に専門分野別の分館を開きました。1966年には海外文書センター(Centre des archives d'outre-mer、エクサンプロヴァンス)が、1969年には同時代文書都市(Cité des archives contemporaines、フォンテヌブロー)が、1972年にはエスペラン・マイクロフィルム中央収蔵庫(Dépôt central des microfilms d'Espeyran、サン・ジル・デュ・ガール)が、1993年には労働界アーカイブセンター(Centre des archives du monde du travail、ルーベ)が開館しています。

大衆の抱える問題に直面し常置されるようになった公共の文書館は、コンピュータが出現して(1960年代末)からも、写真・テープ・映画・視聴覚器材といった新たな記録媒体にはあまり重きを置かない傾向がありました。したがって、こうした記録媒体を扱うアーカイブズは独立した部門として組織されるようになりました。劇場放映された映画については国立映画センター(Centre national de la cinématographie (CNC))、フィルムアーカイブズサービス(service des archives du Film)があり、電波で流されたラジオやテレビの番組については国立視聴覚研究所(Institut national de l'audiovisuel (INA)、1974年)があります。20世紀末、こうした新しい記録媒体には新たな利用方法が生み出され、場合によっては紙という伝統的記録媒体に取って代わることもありました。

企業アーカイブズについても徐々に組織化が始まっており、正式なトレーニングを受けたアーキビストを採用するようになっていきます。

フランスのアーカイブズ法制は1979年1月3日法の発令によってようやく完全改訂がなされました。この法律はアーカイブズ学の原則を立法措置に組み入れたものです。1950年代に記録文書が急増し、20世紀末に技術革新が起こり、「現在」史が発展し(20世紀後半)、さらに新しく多様な文書に対する需要があったからこそ、直近の文書にいつでもアクセスすることが容易となったわけです(1970年法および2008年法)。

こうした進展の全てを受けて、古文書学校では改革が次々となされました。伝統に対する敬意と現代性がうまく調和されたのです。1977年の改革では現代文書学コースが創設され、今日の問題をたえず扱うような教育が施されています。ここ数年における行政管理手続きの変化や文書記録媒体の変化、新たな情報処理技術の変化に適応することが目的とされています。また、他のヨーロッパや外国の大学で起きている新たな状況にも対応できるようにしています。古文書学校が文書部門の責任者や幹部を今なお養成し続けているのにはこのような理由があるからです。

アーカイブズ学と文書保存に必要な知識の集積を教えるといった科学的アーキビストの養成は、古文書学校に限られているわけではありません。1980年代以降、大学でもさまざまなレベルのアーキビストが数多く養成されました。こうしてアーキビストという専門的職業は次第に発展し多様化してゆきました。

そしてまた新たな変化が起ころうとしています。

## 第V期—21世紀のアーカイブズへの問いかけ： 新たな課題に対しての新たな組織づくり

私たちの暮らすこの時代をみてもみると、アーカイブズ学の新たな変革とその応用がさまざまな形で取り入れられていることがわかります。その法的証拠としての役割は増大し続けていますし、行政管理の道具としての役割も拡大しています。歴史学的調査におけるその役割は依然として重要です。しかし、

グローバル化の進展とともに、今日支配的であり今後も支配的であるような文書利用のケースが同時に進行しています。人権や身元・記憶に関する調査を行うときには個人やコミュニティが文書を利用しています。また、デジタル革命を迎えてからというもの、環境や持続可能な発展に関する全ての調査に科学的意義を持つアーカイブズが重視されています。今日あらためて問われている課題とはいかなる国においても見受けられるものですが、フランスでは以下のような形をとっています。

### V. 1. 組織制度・行政管理における変化を受けて

組織制度の変化と国立・地方の文書部門の分権化により、公文書の国家レベルのネットワークをいかに組織化し機能させるかについての再検討が余儀なくされました。

1986年、国家部門として各県に設置されていた「県文書館」が各県の管理下に移されました。こうした分権化は文書関連の法律、必要とみなされる慣例、フランス国立文書館の指示を受けて実施された科学・技術的審査によって緩和されました。この審査とは2005年2月の**文化遺産法典**によって批准されたものです。

2006年12月、国立文書館のそれぞれの施設に新たな組織が加わり、より大きな自主性が与えられました。この結果、国家の管轄に属するのは次の3つの部門です。パリ、フォンテヌブロー、ピエールフィット・シュル・セヌ(予定)の3箇所にかかる「国立文書館」、エクサンプロヴァンスにかかる「海外関係国立文書館(Archives nationales d'outre-mer)」、ルーベにかかる「労働界国立文書館(Archives nationales du monde du travail)」です。

### V. 2. 新たな物的手段が与える刺激

15年前から全ての県やいくつかの市町村のアーカイブズ収蔵庫がもう一度改築されたり拡張されたりしました。国家中央の文書が大量に流れこむのに対処するため、国立文書館には直線にして300キロメートル以上の収容能力を備えた文書棟を新たに建設することになっています。パリ中心部からメトロで数駅、セヌ・サン・ドニ県のピエールフィット・シュル・セヌが予定地です。2012年には開館する見込みで、特に発達の著しいデジタルアーカイブにおいてパリの本部を補完することになります。

### V. 3. 情報技術のインパクト

1990年代以降、情報の処理・移転・保存技術が発達しました。コンピュータが普及し、その社会的利用が一般化し成熟に至ったことに支えられています。こうした変化はアーカイブズ学の今後に多大なる影響を及ぼすことになるかと予測されます。

—収集しアーカイブズ化すべき記録文書の性質が著しく変化しています。膨大な量のデジタル文書とその永久化という重大な問題をはらんだ**レコード・マネージメント**を実践するには方法・手順・手段を変化させていかねばなりません。

—既存の文書資料群を活用するためにデジタル技術を用いたことで閲覧の仕方が根本的に変わりました。たとえば、古文書はデジタル化され、インターネットによるアクセスによって閲覧の手間は軽減されました。昔の、ときには数世紀前にもさかのぼる目録をデジタル化しエンコードすることで、以前なら不可能であった調査ができるようになっています。

これらは記述行為と記録資料、文書の生成と保存とともに私的・社会的・職業的生活のなかで個人が維持する関係にも変化を与えています。先例のない規模で職業の専門化が促されており、大学もこの

急発展に対応した人材養成を急ぎつつ、それを強力に後押ししています。

#### V. 4. 文書利用の多様化

文化や記憶に関する制度組織が社会的機能にしたがって発展する一方で、歴史学の研究や他の調査研究はいまや伝統となった行政管理的機能の中へと追いやられてしまいました。たとえば、もう何年も前から系譜調査を行う人が文書利用者の半分以上を占めるようになっていきます。

今日のアーキビストは、生み出されつつある記録資料をいかなる形で保存すべきか予測を立て、現代における行政・歴史・文化の諸面から何が必要かを確認しながら、過去が私たちに残してくれた文書を日々伝え続けることに奮闘しています。

## 結 論

この挑戦に応えるべく、フランスにはかつてない数のアーキビストがいます。ここ30年で、およそ400人だったプロフェッショナルなアーキビストが2000人にまで増えました。社会の抱える新たな課題、たとえば、人格権と人権・法化社会・科学研究と知識社会・公衆衛生・エコロジーと環境等といった科学的・技術的な諸問題に対応するためにも、彼らアーキビストの養成がますます盛んとなっています。このようにアーカイブズを頼みの綱として利用することはいまや頻繁となり必要不可欠でありますため、その保存の重要性、特にデジタル文書の保存が焦眉の急を要す課題となっております。私たちは新たな変動の端緒についたばかりなのです。

訳：牧野元紀(財団法人東洋文庫普及展示部専任学芸員・研究員)

### 注

- 1) メロヴィング朝(481-751年)では38点の原本のうち、13点がパピルス(625-659年)によって、25点が羊皮紙(677-717年)によって記録されています。また、複写本が50点と偽本が90点あります。カロリング朝(751-987年)では233点の原本と1198点の複写本があります。
- 2) (記者注：)フォンドの尊重、出所原則、原秩序維持のこと。

学習院大学公開講演会  
**記録を守り記憶を伝える**  
アーカイブズ学への招待  
2007年11月17日(土)午後2時~5時  
学習院大学西2号館501番教室(山手線「目白」駅直前)  
フランスのアーカイブズとアーキビスト — 1500年の歴史をたどる —  
ブルーノ・デルマ フランス、エコール・デ・シャルト(国立古文書学院)教授  
来たれアーカイブズ学の世界へ — 学習院大学アーカイブズ学専攻がめざすもの —  
安藤正人 国文学研究資料館/総合研究大学院大学教授

◆主催：学習院大学大学院人文科学研究科 ◆共催：学習院大学文学部 ◆後援：日本アーカイブズ学会

学習院大学大学院アーカイブズ学専攻 (2008.4.設置)  
■入試情報 日 時：2007年11月17日(土) 12時30分~13時30分  
場 所：学習院大学西2号館501番教室  
■春期入試情報 募集人員：博士前期課程約3名、博士後期課程約3名  
入試科目：2008年2月21日(木)  
試験科目：外国語、アーカイブズ学基本知識、アーカイブズ学英語文献読解、日語試験  
●社会人が受講しやすいよう、夜間および土曜日も授業を行います。  
●授業内容ならびに入試情報の詳細は、学習院大学ホームページをご覧ください。 <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/>

# 「アーキビストって早起き？」

——アメリカにおけるアーカイブズ活動<sup>1</sup>——

デイビッド・B・グレイシー II 世  
(テキサス大学オースティン校情報学大学院アーカイブズ学教授)

アーカイブズ学専攻では、2008年10月18日、「アーカイブズ学専攻設置記念講演会」としてテキサス大学オースティン校のデイビッド・グレイシー教授の講演会「アーキビストって早起き？——アメリカにおけるアーカイブズ活動——」、および同氏に高山正也国立公文書館理事(当時)・高埜利彦本専攻教授を交えた鼎談を開催しました。ここではその講演部分を邦訳したものを掲載します。

当日は、アメリカのアーカイブズの発展についての分析をふまえ、これからのアーキビスト教育のあり方について論じる中で、本専攻の開設を世界的な動向に位置づけていただき、大きな励ましをいただく講演となりました。

## デイビッド・グレイシー教授(David B. Gracy II)略歴

テキサス大学オースティン校およびテキサス工科大学にて歴史学を専攻(1971年博士号取得)。テキサス大学オースティン校大学アーカイブズアーキビスト、テキサス工科大学アーキビスト、ジョージア州立大学アーキビストを経て、1977年から1986年までテキサス州立アーカイブズ館長を務める。1980年からはテキサス大学オースティン校図書館情報学大学院にて教鞭をとり、1986年から現在まで教授に在任。この間、アメリカ・アーキビスト協会会長、国際アーカイブズ評議会アーキビスト養成部会委員、アメリカアーキビストアカデミー会長などを歴任。



---

(日本語で)皆さん、こんにちは！ そしてテキサス流に、Howdy!

### 謝辞

高埜先生、同僚である安藤先生、そしてアーカイブズの友である皆さん。アーキビスト養成のための大学院課程が初めて開設されたこの年に、皆さんにお話する特別な機会を与えていただいたことに、まずは心からお礼を申し上げます。皆さんがこの専攻を開設されたことを、世界中のアーキビストが拍手をもって迎え、祝福しています。またアーカイブズ事業を支える人材の教育が世界中で進み、精緻化され続けている中、アーキビスト教育プログラムを強化するため私たちが参照すべき知識の蓄積に、ここ日本での経験が加わることは計り知れない意味を持ちます。だからこそ、アーカイブズ事業とそれに携わる人材の教育に関するアメリカの経験について、私が最初にアーカイブズに職を得てから49年間に蓄えてきた知見を皆さんと分かち合う機会を与えてくださったことに感謝いたします。また、まさに端緒についたばかりの教育プログラムをつくりあげていくそのさまを目の当たりにし、そんな皆さんの経験から学ぶ機会を与えて下さったことにも、お礼を申し上げます。

### はじめに

ある日の午後、アーキビストである私の同僚が、最近お隣同士になった人と話をしていたときのことです。その隣人が同僚に「お仕事は何を？」と尋ねたのだそうです。同僚はいつもの快活な調子で「アーキビストですよ」と答えました。じつは私たちアメリカのアーキビストは、話し相手が「アーキビスト」だとそのとき初めて悟った人の反応を見るクセがついています。アーカイブズの何たるかを知っている人の場合、にっこり笑い、誇らしげにアーカイブズでの自分の経験を話してくれるのがふつうです。一方アーカイブズが何であるか、アーキビストが何をやる人かをほとんど知らない人の場合、眼を細め、口をすぼめ、さらにほんの少し体をひくのがふつうです。長い、あるいは専門的な返事がくるのを恐れてのことなのですが。

さて、私の同僚が話をしていた隣人は、この二つの反応のちょうど中間にくるような人でした。アーキビストがどのような仕事をしている人か、そして私たちアーキビストがどれほどその仕事から励ましを得ているかは何となくわかる。でも実際の仕事の内容や意義についてはよくわからない。そうした人であったこの隣人は、慎重に、しかし気持ちを込めてこう言ったのだそうです。「それではぜひぶん早起きしなければならないんでしょね！」

### アーカイブズの本質と重要性

この隣人は、アーキビストが果たす仕事について、そして彼自身がいま生きているように生き、生きたいと思うように生きるために、私たちの仕事がいかに欠かすことのできないものかについてはほとんど知らなかったにしても、実にいいところを突いていたのです。私たちは確かに、アーカイブズの仕事を楽しんでいます。なぜなら、アーキビストがやる仕事は、現代社会が存続するための礎だからです。私は私たちの仕事を「アーカイブズ事業」と呼んでいます。アーカイブズ事業とは、アーカイブズに関するサービスを社会に対しダイナミックに提供することです。そしてアーカイブズに関するサービスとは、社会の記憶の基礎をなす記録情報の汲めど尽きせぬ源泉の利用を維持し、拡大し、確保し、促進す

ることを意味します。また記録情報とは、ある業務の遂行のため、そしてその業務の証拠を残すために生み出され、記録という形で、文書 (document) にとらえられた情報、を単純に意味しています。それはまさに無尽蔵です。なぜならそれぞれの世代が、世代特有の問題や心配ごとに直面し、それをその世代なりのやり方で解決するために記録情報の源泉を利用するからです。この記憶は歴史的発展の知識である、とする人々もいます。しかしより多くの人々にとって、この記憶は、ある業務の遂行にあたり、十分に情報を得た上で決断を下すための歴史的な文脈を提供するものになってきています。そしてより深いレベルではこの記憶こそが、世代から世代へ受け継がれるべき社会の連続性を支えているとも言えるでしょう。先祖について、そして先祖が生きた時代について調査している家族史・家系研究家たち<sup>2</sup>——アメリカのアーカイブズ機関の利用者で最も数の多い集団をなす人たち——がその証拠です。現代社会は、アーカイブズとそのサービスなしには機能し得ないのです。

現代社会のさまざまな業務上のやりとりは、情報の有効性が確かなものであることを必要とします。この有効性の根源は、文書と、その遂行において文書が生まれるに至った業務とが、継続的に、何ら手を加えられることなく関連性を保ってきたという事実にあります。ごく単純な事柄を除き、私たちはある事柄が真実であるかどうかに関して、誰か一人の記憶に頼ることに不安を感じますし、またそうあるべきなのです。

業務遂行にあたり作成される記録は、現代民主主義社会の基礎をなす二つの要素が現実のものとなるよう、そうした業務の証拠を残すものです。第1の要素は、個人や団体に認められる権利が、事実に根ざしたものであるということです。長年の実態や実績に基づく権利や受給権で、適格性の証明を必要とするようなものなどが特にそうだと言えるでしょう。第2の要素は、個人も政府も、自らの行為について説明責任を果たすことを求められる可能性があるということです。それを果たすために何年も、何十年もかかるとしても、です。

結局のところ現代社会は、私たち個人もそうですが、社会と自らの歴史の産物です。そして歴史の流れを見極めることは、意図的にそれを無視することも含め、未来に向かう道筋を定めるための基礎となるものです。アーカイブズは確固たる歴史を形づくるための基盤を形成するのです。確かに歴史家たちはある事象についてそれぞれ異なる理解や意味づけをし、歴史に異なる光を当てます。しかしどんな歴史も、アーカイブズという基盤に立ち返ることを忘れては信頼に足るものとは言えないのです。

これらのこと、つまり記録が現代社会の存続にとって基本的なものであること、記録が社会に対しその役割を果たすためには、文書とそれを生み出した行為との関係の真正性を維持することが欠かせないこと、そしてアーカイブズが歴史の基盤であり、私たちの社会状況に影響を与える決断にはその理解が不可欠であること、ですが、これら全てが真実だとすれば、アーカイブズに関わるアーキビストの使命と目的は次のようになるでしょう。

1. 業務遂行のため作成された記録を、当該業務との関連付けのもとで、有効な情報として確実に存続させ、その利用可能性を保つこと。
2. 歴史的な出来事に関する私たちの理解の基盤となるべきものを、確実に利用できるようにすること。

私の同僚のアーキビストも、そして私も、また新たな1日をアーカイブズに捧げるべくベッドから飛び出し、はずむ足取りで仕事に向かいます。隣人たちが生きたいように生きる、その力を彼らに与えるためアーカイブズが社会に果たしている「基盤」としての役割について当の隣人たちがほとんど知らず、評価してくれなくても、私たちはアーカイブズに関するサービスが社会全体を、そして彼ら一人一

---

人、つまりあなた方一人一人を支えているのだ、という事実を確かめることによって、自分たちの仕事から元気をもらうのです。

多少の違いこそあれ、とくに西欧社会では、アーキビストはつねに社会の基盤を維持するという責任を担ってきました。

2500年ほど前に英単語「archives」の語源となる言葉を生み出したギリシア人たちは、記録を収蔵する施設——アーカイブズ——を、コミュニティの二つの要求を満たすものと捉えていました。第1に、アーカイブズはコミュニティの活動の記録を保存するものでした。例えば政府の役人の業務報告書や、スポーツ競技の記録などです。第2に、それは個人と個人がある種の間接的な関係を確立し、それを公にしようとする場合、例えば結婚などの際に作成される文書の保管場所を提供するものでした。公示することによって、コミュニティの構成員全員に、文書化された関係に関してはそれに応じた適切な行動をとることを求めるという目的が果たされたのです。

ローマ人たちはギリシアの概念を取り入れたうえで、ある制度を追加しました。公的な登録制度です。ローマ帝国では、民間組織の存在と活動内容を把握するため、そうした民間組織に対し文書の提出を求めていました。民間組織の側も、こうした仕組みが彼らの存在を公に認可するものであると評価していたのです。

それから千年以上たった18世紀末期、フランス革命の指導者たちがアーカイブズの本質と意味を大きく変え、「アーカイブズ機関が社会に対して果たす役割」を語る時現代の私たちが思い浮かべる内容の基礎を築いたのです。革命家たちは、アーカイブズ機関が所蔵する記録は人々の閲覧に供されるべきであり、政府の利用に限定されるべきではないという原則を初めて打ち立てたのでした。それに加えて、彼らは記録を管理し、国家の歴史意識と愛国主義の中心とするため、最初の「国立公文書館」を創立したのです。こうしたことに取り組む中で、フランス人たちは記録の根本的な真実を発見しました。その内容の有効性に疑問を持つ余地のないほど完全な形で保たれた文書は、力を持つということです。その一つは、権利を与える力です（農民に土地所有を認める、など）。もう一つは、免責する力です（通常では絶対にしなかったような行為を意思に反して強制された人に関して、その人が、当該行為について知られていることだけから推測されるような人物ではないのだということを、公的権威により明らかにすること）。記録の有するこうした価値は、東ドイツ解体後、旧東ドイツ秘密警察の記録にドイツ人たちが向き合ったときの苦闘に最もよく現れていたと思います。

さて、アーカイブズの意味と目的についてのフランス人たちの貢献はこれだけにとどまりませんでした。彼らはまた、「歴史的アーカイブズ」と「同時代のアーカイブズ」という、現在も用いられる区別を導入したのです。革命の結果、フランス人たちはそれまで知られてこなかったような性質の記録を手に入れることになりました。それは、記録作成のもととなる活動をしていた政府すなわち君主がもはや存在しなくなったため、記録作成機関の業務遂行には使えない記録だったのです。確かに、長い年月を経た記録はそれ以前も「アーカイブズ」と呼ばれてはいたのですが、崩壊した君主制の記録はまさに「歴史的アーカイブズ」でした。というのも、そうした記録の主たる利用目的は、歴史を研究し、歴史を書くことにあったからです。

## アメリカの経験

「いついかなる状況でアメリカのアーカイブズ事業は始まったのか?」。これは答えがいろいろあるおもし

ろい質問です。アーカイブズ事業の本質をどう考えるかによって、答えは違って来るからです。

アメリカのアーカイブズ事業は記録とともに始まった、と言えるかもしれません。つまり、政府の活動により作成された記録が、初めて保管されたときです。これは、古代ローマのモデルに従ってアーカイブズをとらえたものと言えるでしょう。文書として見ることができるのは、多くの場合、植民地諸機関に資金提供し監視していたヨーロッパの企業や国家の記録です。そうしたファイルの中には、植民地総督たちの書簡で、「記録がない」と不満を述べているものが多数見出されます。前任の植民地担当官が、任期終了と共に持ち帰ってしまったのです。確かに政府官僚は、その在職中に責任を持つ記録の管理についても相当にずさんだったようで、19世紀初頭にアメリカを旅したあるフランス人がこんな意見を述べているほどです。「アメリカ人は政府の記録にほとんど注意を払わないので、2、30年後にはアメリカの歴史を書くよりも中世ヨーロッパの歴史を書く方が簡単になるだろう」と。植民地時代のアメリカにおけるアーカイブズ事業は、主として体系的にアーカイブズを保存することに関する個人的な作為、または不作為の物語なのです。

アメリカのアーカイブズ事業は、アーカイブズを収蔵・保存するために特別に設計された建物が建てられたときに始まった、と言う人もいるかもしれません。その種の建物の最初は、ヴァージニア州ウィリアムズバーグの公文書館です。これは1748年に設立されたもので、議事堂の建物が火事になり大量の記録がほとんど焼けてしまったことがきっかけでした。記録が失われる危険性を小さくするため、政府は公文書館の建物を建てただけでなく、そこに収められる全ての記録が「しっかりした木の箱」に保管されるよう決めました。建物の火事の際には誰かがその箱をさっとつかんで外に放り出すことができるので、記録に深刻な損害を与えずにすむというわけです。幸いなことにその後火事はありませんでした。アメリカのアーカイブズ事業が公文書館の建物が建ったことで始まったと考える人たちは、アーカイブズの仕事の核心は単なる「保管」だと(いかにも安全な保管ですが)、とにかく「ただ保管、それ以上の何ものでもない」と考えていると言えるでしょう。

アメリカのアーカイブズ事業は、個人のアーカイブズを収集しようという最初の機関が設立されたときに始まった、と言うこともできます。1791年、アメリカ独立革命の最後の戦いが終わってからわずか10年、まだフランス革命が進行中に、アメリカ人数名が集まってマサチューセッツ歴史協会(Massachusetts Historical Society)を設立しました。その目的は明確で、国家の最も偉大な歴史的事件、つまりアメリカ合衆国建国をもたらしたアメリカ独立革命に際し、重要な役割を果たした個人のアーカイブズを収集することでした。そしてその動機は、ある歴史的時期の文書を残すこと、つまり歴史を書くために、アーカイブズを収集することだったのです。彼らが設立したのは、それまでに類を見ないものでした。彼らは、組織外の個人(この場合、マサチューセッツ歴史協会会員ではない人、ということです)のアーカイブズを収集するための、運営組織と収蔵施設の双方を創設しました。個人として歴史的役割を果たした人で、その業績は単に銅像にして記憶されるだけでなく、その業績を成し遂げるにあたり彼らが作成した文書を、その後の研究のために集めることによってこそ真に記憶されるべき人たちのアーカイブズ、つまり、ただ彼らの業績を語る文書だけでなく、彼らの人生哲学を示す文書も収集する、そのための組織と施設がつくられたのです。マサチューセッツ歴史協会の創設者たちがつくりあげたのは、いわゆる収集アーカイブズ(収蔵施設も含む)でした。彼らの組織は政府や教会や企業など、従来アーカイブズを保有してきた組織とは全く関係がありませんでした。マサチューセッツ歴史協会の創設者たちは、今後歴史が書かれるときの基礎となるナマの記録を集めているという自覚があったのです。

---

19世紀に入り、入植者たちが西部へ向かい中西部に新しい州を形成するにつれ、マサチューセッツのモデルが次々に取り入れられて各地に歴史協会が設立され、アメリカ独立革命と西部開拓の経験を記録に残すべく、多くの場合個人から、また地方政府からも歴史的な文書を収集しはじめました。歴史を書くためのナマの記録を集めることがアメリカにおけるアーカイブズ事業の始まりだとしたら、それはアメリカ独特のやり方で、マサチューセッツ歴史協会の設立と、同協会による個人文書の積極的収集とともに始まったと言えるでしょう。

アーカイブズ事業を、アーカイブズ文書の取り扱いにあたってアーキビストが守るべき原則、という点から定義するとしたら、アメリカのアーカイブズ事業の出発点としてもう一つ違う時点を考えることができます。それは、フランス革命後ヨーロッパで発展した現代アーカイブズ理論とその実践がアメリカに渡ってきたときです。フランス人、そしてそれに続くプロシア人のアーカイブズに関する経験から、現代アーカイブズ事業の実践における二つの最も基本的なコンセプトが打ち立てられました。第1は、「フォンドの尊重 (Respect des Fonds) の原則」です。つまり業務を行う機関(個人・組織)が業務遂行にあたり作成した文書群(=フォンド)は、他の個人や組織が作ったものと分けて保存する、ということです。フランス政府はこの原則を1841年に制度化しました。第2は、「原秩序尊重の原則」です。これは、ある一つのフォンドに属する記録については、業務を行う機関(あるいはいわゆる「作成者」)が、業務遂行の過程で記録を組織的かつ容易に利用するために考案したファイリング編成を可能な限り維持することを意味します。この二つの原則が目指すのは、文書が作成された文脈を守ることにより、記録が作成された活動の一部をなす文書の完全性、有効性、そして真正性を守ることです。

アメリカの記録保管者たちは、フランスで定式化された原則を知っていたわけではないにもかかわらず、通常「フォンドの尊重」原則は守っていましたが、「原秩序尊重の原則」に関してはアメリカ版の原則をつくりはしなかったのです。そのかわりに彼らが好んで行ったのは、アーカイブズを1点ずつ年代順に配列し直すことでした。ヨーロッパの「フォンドの尊重」と「原秩序尊重」の2原則が強い説得力とともにアメリカに上陸したのは、ウォルドー・ギフォード・リーランド(Waldo Gifford Leland)が1909年、アメリカ歴史学会年次総会における演説で、これらの原則を紹介したときです。それに鼓舞されたアメリカのアーキビストたちは、最初の専門職団体であるアーキビスト会議(Conference of Archivists)を設立し、新しいコンセプトを織り込んだ実務的マニュアルを作成しようと準備にとりかかりました。しかし第一次世界大戦により注意がそらされたため、提案されたマニュアルが完成することはありませんでした。

さて、ある国に「国立公文書館」が設立されることが基準点となるのであれば、アメリカにおけるアーカイブズ事業の始まりはようやく1934年～1935年ごろ、建国から1世紀半もたってからということになります。方法論的実験を重ねた末、アメリカ合衆国公文書館のアーキビストたちは、確信を持ってヨーロッパ由来の基本的な2原則を採用します。しかし「フォンドの尊重」原則は、そもそも生成される記録がまだ少ない時代に生まれたものでしたから、第一次世界大戦と大恐慌という非常に特異な歴史的時期に巨大な国家を運営することから生まれる大量の記録、というアメリカの状況に合わせて修正せざるを得ませんでした。こうした環境下で、アメリカのアーキビストたちはレコード・グループの概念を確立したのです。アメリカのアーキビストたちはまず、イギリスのアーカイブズ理論家ヒラリー・ジェンキンソン卿が確立したアーカイブ・グループの概念からスタートしました。アーカイブ・グループは、政府内における最高水準の独立した行為に属する全ての記録を包含するものです。しかしアメリカ政府はあまりにも大きく複雑で、その活動から生まれる記録の量はすでに数百万立方フィートに達し



ていましたから、ジェンキンソンの手法で管理するのは物理的にも知的にも不可能でした。レコード・グループの概念は、扱う記録の物理的量と組織の複雑性を考慮に入れたうえで、ジェンキンソンの「独立した行為」をより柔軟に適用したものだそうです。

原則をどうすれば適切に応用できるかを考え出すことに加え、アメリカ政府のアーキビストたちは誰もが共有する問題、つまり「国立公文書館」に保管されるべき記録とはどんな記録か、という問題にも直面していました。この問題に対し、彼らはアメリカの経験に特有の二つのコンセプトを用いて答え、それがアメリカという環境を超えて他の国でも使われるようになったのです。第1に、アメリカのアーキビストたちは「アーカイブズ」を定義するにあたり、フランス、そしてその後のドイツのアーカイブズ概念を取り入れました。つまりアーカイブズは歴史的記録だということです。そのうえで、彼らは記録が歴史的価値を持つか否かを判断する方法を考案しました。彼らが考慮したのは、例えば記録の作成からの年数や、記録が作成されるに至ったもとの事象をどれほど完全に表現しているか、その情報が含まれている大量の記録との関連において、どれほど多くの情報が集中して記載されているか、などの点です。こうした歴史的価値の有無を判断するプロセスについて彼らが用いたのが「評価 (appraisal)」という用語です。評価における意思決定ははまだ評価を行うアーキビストに任せられていますが、そうした意思決定にあたり考慮すべき点は明確になっており、従来これほどまでに慎重に定式化された方法論はなかったといってもよいでしょう。

第2に、評価の技術を確立するという作業から、草創期のアメリカ合衆国国立公文書館のアーキビストたちは、記録に関する全く新しい作業分野を開拓したのでした。レコード・マネジメントの分野です。記録が永続的価値を持つかどうかを判断するためには個々の記録を全てチェックしなければならない、そうした状況にアーキビストが陥らないようにするため、アーキビストたちは記録を「スケジュールする」技術を確立したのです。それによれば、彼らはまず記録の内容、目的、法的根拠、そして記録作成に至ったもとの業務を完了するためには記録の使用期間がどれくらいになるかを記述します。それ以降は、アーキビストはある部局で、他の部局で既に「スケジュール」したのと似たような記録群を見つけたときには、個々の記録を全て調べなくても同様な評価判断を下すことができるというわけで

す。そしてアーキビストたちはすぐに、記録は作成された本来の目的を果たし終えてからだけではなく、まだその目的を果たしつつあるときにもこの「スケジューリング」を行えることに気づきました。現在使用中の記録が増殖していく過程をコントロールする技術を考案するなかで、彼らはレコード・マネジメントという新しい分野を打ち立て、自身をレコード・マネージャーと呼ぶようになりました。要するに、レコード・マネージャーは第1の人生を過ごす記録を扱い、第2の人生を送る記録、つまり作成されるに至ったそもそもの目的を果たし終えた記録を扱うアーキビストとは別である、ということになったわけです。

その後数年間で、レコード・マネージャーたちはレコード・マネジメントで強調されるべき四つの点を明らかにし、これはいまも有効でありつづけています。

1. 現代の業務遂行において作成され利用される膨大な記録を管理し、引き続き必要とされる記録だけが保存されることをできる限り確実にすること。
2. 記録が、必要とされる間は担当者のデスクにあり、その後は管理コストの低い保管施設に移され、本来の目的を果たし終えてアーカイブズに移管されるか廃棄されるまで、そこで保管されるようにすること。
3. 政府であれ市民であれ、証拠となるべき記録の完全性と、記録された全ての人の権利を守ること。
4. 記録作成にかかるコスト、また記録紛失の際に改めて記録を作成することに要する、より大きな支出を考慮し、記録を経済的資産として管理すること。

アーキビストたちがともに議論し、自らの実践をより洗練されたものにするため専門職団体を設立したときにアーカイブズ事業の専門化を見ることができそうですが、これもまたアメリカにおけるアーカイブズ事業の始まりとして考慮すべき時点です。アーキビスト会議 (Conference of Archivists) がこの端緒ではあったのですが、1936年、つまり国立公文書館開館の翌年に設立されたアメリカ・アーキビスト協会 (Society of American Archivists)こそが、定期的会合により共通の問題を議論し、さまざまな問題についての理論面・実践面からの解答を広く知らしめるための出版活動にも取り組んだという点で、専門職団体としての役割を真に果たしたものだと言えるでしょう。

## アメリカ合衆国のアーキビスト教育

ある専門職がいつから専門職となったのかを決めるのが、専門的職務を果たすために必要な知識が文化・体系化され、その質が常に検証されるようになったときだとしたら、アーカイブズ学が初めて大学レベルの課程として教えられた時こそ、アメリカにおけるアーカイブズ事業の始まりである、と考えることもできるでしょう。驚くに当たらないことですが、初めて大学にアーカイブズに関するコースが置かれたのは、アメリカのアーキビストたちが集まって専門職を確立すべくアメリカ・アーキビスト協会を設立した後でした。1938年、ニューヨーク市にあるコロンビア大学の図書館学大学院に設置されたのが最初のコースです。このコースの開設以前は、アーカイブズに職を得たのは歴史学の教育を受けた人たちだったので、アーカイブズにおける最も重要な仕事は「カレンダー」の刊行という歴史学的な仕事だと考えられていました。「カレンダー」とは、一連の文書を年代順に(だから「カレンダー」と呼ばれるのですが)配列し、多くの場合編纂者による解題を添えた出版物のことです。しかしコロンビア大学のコースは、アーカイブズに関わる仕事の経験をまとめ、体系化するにあたり、アーキビストの仕事のうち、歴史的研究を行うということよりも、アーカイブズ施設や文書のまとまりとしてのアーカイ

ブズをどう管理するかという点に重点を置いたものでした。

これに対し、アメリカ・アーキビスト協会会員である歴史学の教授たちは、「アメリカのアーキビストたちは、コロンビア大学のカリキュラムを拡大するよりもヨーロッパの教育方式を取り入れるべきだ」と提案します。ヨーロッパのアーキビスト教育は、1829年、パリに国立古文書学校 (Ecole des Chartes) が設立されて以来、それぞれの国で独自に発展を遂げてきました。パリの国立古文書学校の学生たちは歴史学、諸言語、そして古文書学 (diplomats) を学びます。古文書学は文書の構造を研究する学問で、古文書の体系的分析方法として17世紀に発展したのですが、それは文書の構造や様式が、その文書を作成したとされる機関で同時代に作成された文書の構造や様式とどれほど一致しているかを確かめることによって、文書の真正性を判断するものでした。要するにそれは、文書を同定する歴史家の仕事であり、文書を管理するアーキビストの仕事ではなかったのです。

「アメリカでもヨーロッパ型のアーキビスト教育を」と主張していた人たちは、3段階の学位からなるプログラムを提案していました。

1. 文書に関する基本的業務ができることを目指す学士号
2. アーカイブズ機関内での業務を監督する管理職クラスを養成する修士号
3. 主要なアーカイブズ機関の館長クラスを目指す人のための博士号

結局のところ、ヨーロッパの教育システムもカリキュラムも採用はされませんでした。アメリカの状況に合わなかったからです。アメリカのアーカイブズ事業は、歴史の補助分野として発展した(のであれば上記のような段階的学位授与システムが適しているのでしょう)わけではありません。アメリカのアーキビストが、所蔵資料の中で最古の文書を取り扱う際に直面する問題は、古文書学の知識を絶対に必要とするようなものではありません。さらに国立公文書館を除けば、こうした3段階の学位授与システムを正当化するほど多くのスタッフを抱え、大規模で複雑な運営形態を取っているアーカイブズ機関はほとんどなかったのです。

1940年代、そしてそれ以降も、大学での教育課程よりも切実に求められていたのは、現職者やこれからアーキビストになろうとする人に対する短期の基礎的な研修でした。そうした要望に応えるべく、1945年、国立公文書館により「現代アーカイブズ講座 (The Modern Archives Institute)」が設けられました。4週間の集中プログラムとして始まったこの「現代アーカイブズ講座」は、現在でも2週間のプログラムで、アーカイブズ事業を学ぼうという人たちに入門コースを提供しつづけています。ただし教室での研修のみで、実習はありません。この講座が現在も毎回順番待ちが必要なほどの人気を保つなか、二つの地域団体——ジョージア州、そしてカリフォルニア州のアーキビスト協会——が、同講座とはほぼ同様の講座を開設しています。

アーカイブズ専門職が成熟するにつれ、アーキビストたちは何の根拠もなくアーキビストを自称する人たちと、専門家たるアーキビストとを区別できる何らかの手段を確立する必要をより強く感じるようになってきました。そうした区別はもちろん、アーカイブズにおける実践に関する標準的な知識の有無にかかっています。そこでアメリカのアーキビストたちは1989年、米国公認アーキビスト・アカデミー (Academy of Certified Archivists) を立ち上げ、七つの分野についての基本的知識を問う試験の実施を監督することになりました。すなわち選別・評価と受け入れ、編成と記述、レファレンス・サービスとアクセス、保存および具体的保護措置、アウトリーチ、アドボカシー、プロモーション<sup>3</sup>、アーカイブズ・プログラムの運営、そして専門的・倫理的・法的責任、の7分野です。

この試験に合格したのち、アーカイブズ機関で1年間フルタイムの勤務をすれば、単なる「アーキビ

---

スト」ではなく「公認アーキビスト」としての資格を与えられます。アカデミーは拡大を続け、現在、メンバーは約 900 名を数えるに至っています。また認定資格を維持するためには、認定アーキビストは 5 年ごとに試験を受け直し、変化の早いアーカイブズ界に関する知識を常に更新していることを示さなければなりません。

私が 1959 年にこの世界に入ったときには、アーカイブズ業務に携わる道といえば、アーカイブズ機関で研修を受けるか、そこで仕事をしながら経験を積むことでしたし、この状況は 1960 年代を通じて変わりませんでした。それが 1980 年代になって、私が勤務する大学を含め、質の高い図書館情報学部を有する主要大学や、有力な歴史学部を擁するいくつかの大学が、アーキビストを常勤の教員として採用し始めたのです。それは、学生がアーカイブズ事業を専門として学ぶことができるだけの幅と奥行きを持ったカリキュラムを作り上げるためでした。その結果として 1980 年代以降、アーキビストになろうとする人たちのほとんどは、いま皆さんがここで立ち上げつつあるような大学院レベルのアーキビスト養成課程を修了することで、この分野に飛び込んでいったのです。

私自身はテキサス州のアーキビストとして勤務しながら、母校で 6 年間アーカイブズ関連科目を一つ担当したあと、1986 年にアーキビスト教育者常勤雇用の第一波に乗ることになったわけです。気前のよいある寄贈者が、教授ポストを創る、つまり学内に基金を設けてそこからの収入で上級教員を雇用できるようにするために 10 万ドルを寄付して下さったのですが、そのときに私は常勤の教員として大学に採用されました。ちなみに、基金の受益者の肩書きには基金の名前がつくことになっています。そういうわけで私は「ビル・ダニエル知事基金アーカイブズ学教授」なのです。

1990 年代になると、こうした大学のうち、私の所属する大学も含めていくつかの大学が、二人目、三人目の教員を雇用して格段に教育内容の幅を広げました。テキサス大学のアーカイブズ事業で二人目の常勤教員は、電子およびデジタル記録の専門家です。その他の教員(常勤のほか、特定の科目だけを教える非常勤がいます)は、記録管理、フィルム・アーカイブズ、図書・紙・音声記録媒体の保存といった科目を教えています。

こうして 2000 年以前にはすでに、アーカイブズ事業の修士課程は、この専門職につくための主要かつ一律の手段となっていたのです。

アメリカ・アーキビスト協会は、この変化を引き起こすために重要な役割を果たしました。教育に関する委員会がアーカイブズ事業のカリキュラム作成に直接関連するトピックを包括的に把握し、それを構造化したのです ([http://www.archivists.org/prof-education/ed\\_guidelines.asp](http://www.archivists.org/prof-education/ed_guidelines.asp) を参照のこと)。それによると、トピックは二つの主要なカテゴリー、「コア知識」と「学際的知識」に分類されています。

「**コア知識**」は次の三つの構成要素からなります。

「**アーカイブズ機能の知識**」(つまり、アーカイブズ業務の特定領域に関連した理論と方法論)。個々のトピックとしては、アーカイブズ機能の基本的部分をなす選別と移管・収集、編成と記述、保存、そしてレファレンスとアクセスがここに含まれます。それにアーカイブズ機関の運営も加わり、さらにアウトリーチとアドボカシー(または私は「アーカイブズのマーケティング」という用語を使っているのですが)にとくに重点が置かれています。学生があらゆる種類の聞き手に、聞き手に訴える言葉で、聞き手にとってなぜアーカイブズとアーカイブズ事業が重要なのかを、説得力をもってしかも効果的に語るができるようにしなければならぬからです。

「**専門職の知識**」(専門職の歴史と、アメリカおよび海外でのアーカイブズ実務の発展の歴史)。ここには、アーキビストとアーカイブズ専門職の価値と倫理、という社会的に重要なトピックが含まれま

す。

コア知識の第三の構成要素は、「**コンテキスト関連知識**」(記録が作成・管理・保存されたコンテキスト)です。この幅広いトピックにおける二つの重要なポイントは、社会的・文化的文脈、そして記録の作成・利用・保存に関わる法・財政システムです。また大学院プログラムの修了者は、記録・情報管理、そして特殊分野である電子・デジタル媒体に関する実用的な知識なしには「十分な教育を受けた」とは言えないでしょうし、こうした知識は、コンテキスト関連知識を構成する分野の、いわば総仕上げとなるものなのです。

コア知識と補完しあう形で、「**学際的知識**」があります。学際的知識は、アーキビストが糧とすべきさまざまな分野の知識がいかに重要か、を学生に意識させるためのものです。これには保存の中でも修復に関する部分(媒体の取り扱い)、組織の運営と行動様式に関する理論、歴史学の理論と実際、そして情報技術の本質などが含まれます。

こうした大学院教育のガイドラインを厳密に反映してコース設計を行った大学院レベルのアーキビスト教育課程はありませんが、アーカイブズ事業のカリキュラムが十分に包括的で漏れのないものであるよう、誰もがこのガイドラインに配慮しつつカリキュラムを組んでいます。

教育に加えてもう一つ、アーカイブズ事業に関する包括的な教育プログラムが存在することの大きな利点があります。それは私たちの専門分野の実践に影響を与えるようなさまざまな事象を研究することです。アメリカのアーキビストたちは、学生や教員の研究を通じ、社会全体においてアーカイブズ事業がどう受けとめられているのかについて多くを学び、また必要な研究をする時間がない現場のアーキビストたちでは効果的に対処できないような性質の問題について、解決策ではないにしてもある種の洞察を得てきたのです。

一言で言えば、2008年時点のアメリカにおけるアーカイブズ事業のための専門職教育の柱は、私が所属する大学のように、いまお話しした「大学院アーキビスト教育ガイドライン」を織り込んでコース設計された、相応の幅と奥行きを持つ教育課程を有する12校前後の大学から成っています。こうした大学のプログラムは、学生が修士号または博士号を取得するに十分なだけのアーカイブズ関連専門科目・関連科目をカリキュラムに取り入れています。修士課程はアーカイブズ機関に就職するに十分な実力をつけさせるものです。博士号は研究学位ですので、アーカイブズ事業に関する教育に携わる人を養成するため、あるいはアーカイブズ機関での勤務、とくに大学内リポジトリでの勤務にふさわしい力をつけさせるためのものです。

2008年現在、アメリカのアーキビスト養成機関はアーカイブズ機関からの需要に応えるに十分な数の人材を送り出しています。しかし全てがバラ色というわけではありません。水平線に見える暗雲、それはアーカイブズ事業の教育に携わるべく博士号を取得しようという学生が少なすぎることです。博士号取得を目指す学生のほとんどは、アーカイブズ機関で仕事をしたいと考えています。一方私の所属する大学や同レベルの大学では、博士号がなければ常勤の教員として雇用することはありません。そのため、第一世代のアーカイブズ教育者が引退する時期を迎え、アーカイブズ専門職は私たちの世代に取って代わる人材を欠くことになってしまいました。アーカイブズに就職する道が大学院教育しかなくなってしまったいま、次世代のアーキビストを育てるための教育者が不足するという事態に陥った場合、それがアメリカのアーカイブズ事業に与える影響は深刻なものとなるでしょう。

---

## アーカイブズが社会に果たす役割に関する重要な論点

皆さんや私が関わっているようなアーキビスト養成課程がしなければならないことは、修了生が単に基本的なアーカイブズ業務をこなせるというだけでなく、より大切な役割、つまりアーカイブズ機関が社会との関わりで持つ問題や課題に対処するという役割を果たせるようにすることです。今の世代にとって主要な課題だと多くの人が考えているのは、電子文書を確実に保存するシステムをつくり、その完全性と利用可能性を維持することに関わる全ての側面を完全に理解することです。しかし、アーカイブズとして残すべき電子フォーマットの全ての文書に関し、それを確実に捕捉し、保存するための戦略と技術を打ち立てること、それと同じくらい重要なことがあります。電子記録が現実になるずっと以前から、アーキビストそして社会全体に大きな問いを投げかけてきた三つの政策課題があり、私の考えではそれこそが重要です。なぜならアーカイブズが、そして民主主義社会が存続しつづける限り、私たちはその課題を抱えつづけることになるかと予想されるからです。

### 1. 何が「記録」か、を定義する権限を誰に与えるか？

組織内アーキビストにとって、つまり所属する組織の記録を管理する目的で設置されたアーカイブズに勤務するアーキビストたちにとっては、いかなる文書あるいは文書群がアーカイブズとして価値を持つかを自ら判断できることが基本になります。しかしこの判断がより高次の権限を持つ者に任されている場合があまりにも多すぎるのです。

何がアーカイブズで保存すべき記録であり、何がそうでないかを定義するにあたっては、いくつかの要素が決定的な役割を果たします。例えば個々の記録の形態および媒体(地図、議事録、書簡など)、記録が作成されるに至ったもとの行為(組織の業務遂行のため)、行為者(作成者)、作成の目的(組織や個人の業務遂行のため)、そして最終的な権限の所在(どのような個人や集団の手に、最終的な決定権があるか)などの要素です。

経験上、より高い権限を持つ人物や組織が、アーキビストの職業倫理の中心要素をなす中立性をもって仕事に当たることはめったにないと言えます。私たち自身がこの問題に対してもっと有効な取り組みをしなければ、私たちの世代が後に残す記録は、私たちに手渡されたものと比べて、量は増えても誠実さの点では劣ることになってしまうでしょう。

### 2. アーカイブズとして保存すべき記録とは？

アーカイブズとして保存すべきかどうかを評価・選別する過程で、アーキビストはその最大の役割を社会に対して果たしていると多くの人が主張しており、それは十分に根拠のあることです。選別は、文明の証拠となる記録の総体のうち、アーカイブズによって保存されるべきなのはどの部分かを判断する営みです。アーキビストが選別しなかったものは、二度と見ることができなくなります。記録全体の中かでどの部分が将来役に立つかを予言してくれる水晶玉はありません。そのことを理解しているからこそ、最善の状況下でさえ、アーキビストはこうした記録の「生死」に関わる決断にはできるだけ踏み込まないようにしようとしがちです。しかし20世紀に作成された記録、そして今も作成されつづけている記録の量に比して、記録保管スペースも記録を管理する(そして記録の完全性を保つ)スタッフも不足していることから、選別の必要を避けることはできなくなりました。だからこそ、アーキビスト個人の好みが専門職としての判断を曇らせる可能性を最小とするために、アーキビストたちは選別過程を体

系化し、できる限り定式化された形で行えるようにしてきたのです。政府・企業・個人が業務遂行に当たって作成する記録の量が年間数十万、そして数百万立方フィートに達してから1世紀の間、アーカイブズ理論家たちは記録の「籾殻」からアーカイブズの「小麦」をより分ける方法論を提案しつづけてきました。そうした理論は「複製だけは抜く」から「個別資料はチェックせず記録全体を丸ごとで選別」まで幅こそ広がったのですが、どれも記録を作成した業務主体が果たす役割だけに判断基準をおいたものでした。

あえて言うておきますが、あらゆる場面に適した完璧な解決法など存在しません。とはいえ、より洗練された方法を模索する試みは続きますし、そうでなければならぬのです。全ての記録を保管できる空間も資源もなく、また作成目的を果たした記録のうち再び利用されるのはほんの一部でしかない経験が明白に語っているゆえにこそ私たちは選択をしなければならず、方法論はその際にとるべき道を照らすものだからです。選別に関する考察を前に進めることは、社会にとって決定的な影響を及ぼすものであり、アーカイブズに携わる最良の頭脳の結集を必要としています。

### 3. アーカイブズの組織業務上の使命と、文化的使命をどう均衡させるか？

西欧世界においては、フランス革命が、業務のためのアーカイブズ(作成された目的を果たしつつある記録)とは異なる概念として「歴史的アーカイブズ」の概念を生み出してから、そしてアメリカでは歴史学者たちが19世紀後半に政府の記録管理の不手際を指摘しはじめてから、そもそもアーカイブズを「持つ」ことの目的そのものをめぐって、ある種の緊張状態が続いています。アーカイブズを保存する理由は、ありとあらゆる形で歴史を研究し歴史を書くことにあり、これには家族史・家系研究(他のいかなる目的よりも多くの利用者をアメリカの公文書館に送り込んでいる分野です)も含む、と考える人たちは、アーカイブズ保存の文化的基盤を守ろうとする人たちです。私が1959年にテキサス州公文書館に職を得たときに「州公文書館の価値とは」という議論の基礎となっていたのもこの考え方でした。

それとは対照的に2008年のいま、アーカイブズを保存する主たる理由としてアーキビストが主張するのは業務上の視点です。つまりアーカイブズは政府・企業・個人の行為や出来事の証拠だということです。この考え方をとる人たちは、「ただ何か古いものを見るためだけにアーカイブズに来る人はいない」と主張します。アーカイブズに来るのは、その時点でその人の生活に重要な情報を得るため、つまりその人の人生にとって重要なことを処理するにあたって必要な情報を得るためだ、と言うのです。そしてその情報に含まれている、ある出来事が生じた日付などは、単にその情報の一要素に過ぎないと考えるのです。こうした見解の対立が、アーカイブズの社会に対するサービス提供にどれほど深い影響を及ぼし得るかは、私が現職時代に経験した四つの事例からも十分に明らかになると思います。アメリカの四つの州、コロラド、フロリダ、メイン、そしてウェスト・ヴァージニアで、各州知事がそれぞれ大まじめに州公文書館を廃止しようとしたことがあったのです。その理由は、公文書館が州政府の行政サービス機関というよりは文化的施設であるから、というものでした。州財政が逼迫するなかでは、価値は認めるが必須とは言えない文化面への支出をするわけにいかない、というのが知事たちの言い分でした。

## 結びに

いかなる視点から社会を見るにしても、そして記録とアーカイブズが社会の存続と進歩に果たす役割をどうとらえるにしても、「私たち人間とは何者か」を考えるにあたり、記録とアーカイブズがどれほど不可欠なものか、また今という時代がアーキビストになるにはどれほど面白い時代であるかは明らかです。日本、アメリカ、そしてより広く世界のアーカイブズ事業の歴史をご覧ください。記録の作成、保存そして利用に関する技術の進歩、なかでも全く新しい種類の記録——電子的記録——の出現をご覧ください。この進歩により私たちはこれまでなかったほど容易に情報をとらえ、利用できるようになりました。そしてさまざまな活動、権利、特権、そして個人の法的存在の証拠を残すことに関して社会が直面している多様な問題をご覧ください。

これら全ての点において、私たちが生きている時代は歴史上の他のいかなる時代よりも、アーキビストの知見と専門性を必要としている時代であることが疑問の余地なく見て取れるでしょう。必要とされているのは、紙媒体であれデジタルであれ、「どんどん量が増えていく記録をどんどん手狭になっていく収蔵施設にどう収めるか」という問題を解決することだけではないし、「記録をもっと確実に管理するにはどうしたらいいか」ということだけでもありません。必要とされているのは、アーキビストならではの視点から、私たちの時代が抱える主要な問題を解決することです。なぜならあらゆる問題、そう、繰り返しますが、あらゆる問題について、その原因、説明、そして解決の鍵がアーカイブズのどこかにあるはずだからです。アーカイブズは世代を超えて蓄積される経験の、有形の遺産です。人間の経験の積み重ねの上に新たな経験を築き、経験から学ぶことこそ、文明の礎となるものです。ですから、記録された情報のダイナミックで革新的な管理を可能にし、それを最大限に利用することは、私たちみんなの利益となるよう、社会を良くしていくために不可欠のことなのです。

どこであれ、これからアーキビストになろうという人たちが私にはうらやましい。彼らは(皆さんのことです!)アーカイブズに関するサービスを社会にもたらすという任務を果たすために、早起きをせずにはいられないでしょう。彼らがこれから目にする変化、彼らがこれから果たす貢献、そして彼らがこれから築いていくキャリアを想像するだけでわくわくしてしまいます。今という時、そしてこれからの時代は、アーキビストになるには明らかに、今までになく最高に面白い時代なのです。社会は、代替がきかず、しかもどんどん脆弱化していくアーカイブズ資源を管理するため、最高水準の頭脳を必要としています。だからこそ、今年皆さんが開設したアーキビスト養成課程は、学習院大学にできる最も重要な貢献の一つなのです。この課程の開設は、アーカイブズ事業によ

**学習院大学 記録を守り 記憶を伝える**  
**アーカイブズ学専攻設置記念**  
**講演会・入試説明会**  
**2008年10月18日(土)**  
**学習院大学 北1号館401教室**  
(山手線「目白」駅下車)  
**入試説明会 13:00 ~ 14:00**  
**講演会 14:30 ~ 17:30**

デイビット・グレイシー (テキサス大学教授)  
アーキビストって早起き?  
—アメリカにおけるアーカイブズ活動—  
(通訳付き)

座談会: グレイシー教授と語る  
高山正也 (国立公文書館理事)  
高笠利彦 (学習院大学文学部長)

専攻入試 募集人員: 博士前期課程約9名  
博士後期課程約3名  
入試期日: 2009年2月19日(木)・20日(金)

● 社会人が受講しやすいよう、夜間ならびに土曜日にも授業を行います。  
● 入試情報は学習院大学ホームページをご覧ください。  
<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/adm/main.html>

学習院大学大学院人文科学研究科  
アーカイブズ学専攻  
〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1  
Tel: 03(3986)0221 内線3807 Fax: 03(5992)1246  
Mail: gcae-off@gakushuin.ac.jp  
URL: <http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/>

● 主催: 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻  
● 共催: 学習院大学文学部  
● 後援: 日本アーカイブズ学会

りよい実践をもたらすだけではありません。もっと重要なことですが、それは日本における生活と労働の質を高め、そして修了生が向かう地がどこであれ、その地の人々が置かれた環境をより良いものにしていく、そういうことへの貢献となるものなのです。

(日本語で)どうもありがとうございました！

訳：平野泉・筒井弥生(学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程)

#### 訳注

- 1) 本稿は、2008年10月20日、学習院大学で行われた講演のため準備された原稿に、 그레이シー教授が後日訂正・加筆したものの全訳である。またタイトルの「アーカイブズ活動」は原文では archival enterprise で、本文中では「アーカイブズ事業」と訳しているが、タイトルに関しては講演時のままとした。
- 2) 原文は genealogists、ジネオロジスト。大多数は自らのルーツや家族の歴史を趣味で調べるアマチュアだが、同様の調査を職業として請け負う人もいるとのことで、仮にこの訳語を使用してみた。
- 3) 그레이シー教授はこの3語を、次のような意味で用いている。「アウトリーチ」：アーカイブズをよく知らない人たちに、アーカイブズにはどんなものがあり、なぜアーカイブズが大事なのかを「アーカイブズの外に出て」知らせる活動(アメリカでは、「親組織にアーカイブズの重要性を理解してもらおう」意味では「インリーチ」という語が使われている、とも)。「アドボカシー」：アーカイブズとその重要性に関して主張していくこと。特に政治的な環境で、関連法制度の整備等に影響を与えようとする活動をさし、ロビイングも含む。「プロモーション」：政治的な色彩のない「アドボカシー」。 그레이シー教授自身は、こうした概念間に明確な境界線はなくそれぞれにオーバーラップする部分もあるので、全てをひっくるめて「アーカイブズのマーケティング」という用語を使っているとのことだった。( 그레이シー教授から訳者：平野宛のメール、2008/11/26、2008/11/28)

# 日本のアーカイブズと アーキビスト教育の未来

2009年6月12日、菊池光興当専攻客員教授・国立公文書館長(当時)と高埜利彦教授との特別対談を行いました。対談のテーマは「日本のアーカイブズとアーキビスト教育の未来」と設定しましたが、折しも「公文書等の管理に関する法律」案が国会で審議されている最中で(前日に衆議院を通過)、対談では、法成立を視野に入れてこれからのアーカイブズ・アーキビストはどうあるべきかを議論していただきました。

日 程：2009年6月12日(金)

対談者：菊池光興 アーカイブズ学専攻客員教授・国立公文書館長

高埜利彦 アーカイブズ学専攻教授

司会者：安藤正人 アーカイブズ学専攻教授

安藤 今日は、「日本のアーカイブズとアーキビスト教育の未来」というタイトルで、菊池光興先生と高埜利彦先生に特別対談をしていただきます。

最初に、昨今の「公文書等の管理に関する法律(以下、公文書管理法)」の状況について、菊池先生からお願いします。

菊池 では、まず当局者としてご報告します。昨日(6月11日)、公文書管理法が、全会一致で与野党対立なく衆議院本会議を通過して、参議院に送られました。ただ、この法律は政府提案のままではなく、重要な修正がいくつか加えられました。通常、政府提案に修正があると、政府サイドに身を置く者としては余計な修正だという感じがありますが、今回は大変意を得た修正であるということで、私は喜んでいきます。

実は、6月9日・10日に、「国際アーカイブズの日」の記念講演と全国公文書館長会議が山口県で開催されました。今年が昭和34年4月にできた山口県文書館の50周年に当たるということで、日本の公共的アーカイブズの発祥の地である山口県が選ばれたわけです。ちょうどその会議をやっているときに、衆議院の内閣委員会を通ったという話がありました。

法案の修正は沢山あったのですが、まず、第1条の目的規定の修正



がありました。当初は、国民主権のもとにある政府の諸活動を国民に対して説明するための公文書保存という考え方でした。情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)の写しのようで、政府側にとっては、公文書を保存するのは説明責任を果たすためだったのです。

私は、公文書の保存は、政府の都合を充たすためにやるのではないと思っていて、先般の参考人質疑の時も「知的情報資源として国民共有という方向でいくということをもう少し書くべきではないか」と言いました。

それが、

健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、(第1条)

となり、政府の諸活動についての説明責任を全うするだけのために記録を残すのではなく、国民が主体的に使えるものにするために公文書を保存するという修正が加えられました。

私は、大変喜びまして、与党側代表の上川陽子元公文書管理担当大臣と野党側代表の逢坂誠二民主党議員に、直接会ってお礼を申し上げました。

ほかにも、議論が多く集中したのは、保存期限が満了した文書についてです。現在は、内閣総理大臣と各省大臣が協議をして合意ができたときだけ公文書館が移管を受けて保存します。合意ができないと、そのまま廃棄されてしまうか、各省でそのまま保存延長になります。しかし今度は「レコードスケジュール」という新しい考え方で、保存期間が満了したときのことをあらかじめ決めておき、移管されるべきものは全部公文書館に自動的に移管されるという仕組みにしています。

廃棄するものについても、少なくとも内閣総理大臣の同意なり承認を得るべきだという議論があり、これも法案修正により入りました。必要な場合には、内閣総理大臣がその廃棄をストップすることができます。行政手続的に言うと、

廃棄の措置をとらないように求めることができる(第8条4)

という条文が入りました。

もう一つ大きな議論があったのは、だいたいにおいて残っているのは決裁文書だけで、経過の文書が残っていないということです。そこを

行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、(第4条)

ということで、過程の文書もきちんと保存するようになりました。

どういう事項についてそうした文書を保存するのか、ということについては、各号列記で、

- 1 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 2 閣議、関係行政機関の長で構成される会議または省議(これらに準ずるものを含む)の決定又は了解及びその経緯

- 3 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 4 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 5 職員の人事に関する事項

という5項目が具体的に掲げられました。

それから、私自身としては、これをどのように運用していくのか、まだ明確なイメージはありませんが、中間書庫についてもできるだけ集中管理をすべきだという条文が置かれました。中間書庫に入る現用文書についても、各行政機関はもちろんです、公文書館が積極的に関与します。国立公文書館法の一部も改正して、国立公文書館の事務として中間書庫の管理を規定しました。

今まで公文書館は、保存期限が満了した、いわゆる歴史的に重要な公文書を預かるための協議をすることになっていて、現用文書については各省の分担管理に任されているので、内閣総理大臣も含めてほとんど手が出ませんでした。それをできるような足掛かりを作ったわけですから、これは大きいことです。

それから、現行では第32条は地方公共団体の責務ですが、それを第34条にして、第32条・第33条に新たな条文を置きました。第32条は研修についてです。

これも国の機関のことだけですが、

行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。(第32条)

とあり、またこれも各省や独法に対してのみですが、

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させる(第32条第2項)

と、国立公文書館にすべての国の機関・独立行政法人の職員に対する研修規定を設け、研修を行うものとするという規定を置きました。

もう一つは、組織の見直しです。組織の見直しがあると、今まで保存されていた文章が雲散霧消したり廃棄されたりすることがあります。そこで、「組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置」ということで、

行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない(第33条第1項)

独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、

その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない(第33条第2項)

としました。

特に独立行政法人では、既にそういう例が出ています。民営化された時に、今まで持っていた資料はどうなるのかということがあります。民営化等の組織の見直しのあとにおいても、この法律の規定に準じた適正な管理が行われるようにしなければなりません。

このように、第32条の研修規定、第33条の組織の見直し・改廃に伴う行政文書の適正な管理について、修正がありました。これは我々としても意を強くした修正でした。

これが衆議院から参議院に送られて、大変順調にいけば、来週中にも参議院の審議を終えて、来週の金曜日には法律が採決されるのではないかという期待を持っています。これは、内閣府の職員が非常に頑張ってくれたこともあります。それと併せて、国会の先生方の非常に熱意ある審議に感謝しています。

安藤 修正案を非常に詳しく説明していただきました。全34条になったということですね。

菊池 はい。そのほかに、ところどころ項目が付け加えられたところもあります。

高埜 衆議院を全会一致で通過したように、参議院もそんなに不安はないというのは楽観的すぎますか。

菊池 そうなると思います。民主党は、もともと「知る権利」という言葉を条項に入れろという非常に強い意向があって、これは日弁連(日本弁護士連合会)も言っていました。私が総務庁で情報公開法の制定過程に関与したときにも、「知る権利をぜひ入れろ」という強い要請がたびたび出ていました。

「知る権利」というのは、憲法上も実定法上も認められた権利ではないので、少なくとも、国民民主権のもとにある民主的な国政が国民に対して説明責任を全うする。主権者たる国民に対する説明責任というかたちで、第1条の規定に情報公開法の動きを置きました。

今回は「知る権利」とは書きませんでした。逆に言うと、公文書の中に含まれている知的資源、情報を国民が主体的に利用し得るようなかたちに持っていくということで、単なる「知る権利」ではなく、利用する権利・利用する体制を作っていく、より一歩も二歩も前に行ったかたちで目的規定が置かれました。

つまり、これまでは閲覧請求があった場合、図書館で本を借りたり閲覧したりするのと同じように、必ずしも権利性をはっきり認めていませんでした。今度は、閲覧請求権に対して、公文書館が「これはご覧いただけますよ」と言うか、それとも「個人情報とか国の安全などの理由で一般の利用を制限せざるを得ませんから、これはまだ公開できません」と言うかです。行政法的に言うと大変大きなことです。

これからは行政処分という位置付けで、行政不服審査法に基づく異議申し立てができます。さらに、不服がある人は行政事件訴訟を起こすことができるようになりました。そういう意味で言うと、閲覧することについての取り扱いが、極めて行政処分性を帯びたものとして扱われることになりました



た。「知る権利」というのは、ただ全部見たいということなのかもしれませんが、それが見られるか見られないかについて行政処分性を付与したことで、事実上「認められた」に近いものになると思います。それが第16条の利用の規定です。

**高埜** 衆議院内閣委員会で民主党の西村智奈美委員が、「知る権利」について、「10年前の情報公開法とセットになる」という言い方をしています。つまり、10年前は「これは公開していません」とか「ありません」という言い方でしのごことができましたが、今回公文書管理法ができることによって、国民の権利として情報公開の請求も可能になっていくという意味で、セットになるということですが、それが実現したと考えていいですか。

**菊池** そういう部分もあると思います。公文書館長がこういうことを公に言うのはいけませんが、事実そうになっています。しかし、西村先生が言われたのは、別の側面もあると思います。

今まで現用文書は、情報公開法で定める保存期限が満了したものは廃棄するか公文書館に移管するというかたちになっており、公文書館に移管されて初めて公文書館法の利用規定が働いてきます。公文書館法や国立公文書館法の対象は「歴史的に重要な公文書(現用文書を除く)」と書いてありますから、現用文書は除かれていました。だから、同じ文書でありながら、現用文書である時点と、現用文書の保存期限が満了した時点とは、規律する法律が違いました。

今度はそうではなくて、公文書管理法によって、文書の作成から、ファイル管理簿への登載、保存期間が満了したときの処理をあらかじめ定めるレコードスケジュールの作成、廃棄するときには内閣総理大臣の同意を得ることが義務づけられました。そういう意味で言うと、まさに、文書作成・執行・保存・移管・公文書館における利用が一連のものとして、文書のライフサイクルを通じて、基本的に一本の法律で規定されるようになりました。そのあたりが、西村議員のいう、二元論が一元化されたということでしょう。

**高埜** レコードスケジュールの話、それからライフサイクルのこともそうですが、中間保管庫の持つ意味がとて大きくなると思います。つまり、現用の期限が切れたら自動的に中間保管庫に移動できれば、総理の廃棄の判断もそこで実現できます。今、そのシステムについて試行中だと思いますが、法が参議院を通過したら、公布後2年以内に施行されます。それまでに間に合って反映できるような見通しでしょうか。

**菊池** そこはなかなか難しいところがあります。中間書庫で保管するのはあくまでも現用文書ですから、公文書館の管轄下に入るのはおかしいということで、今は内閣府の公文書管理課が実際に管理しています。そこが芝浦に200m<sup>2</sup>ほどの非常に立派な倉庫を借りて行っています。ところが、店開きはしたものの、そこに文書を持ってきているのは内閣府の一部の部局と内閣官房の部局ぐらいで、まだ各省庁からは入っていません。それについては、内閣府公文書管理課も「人手は少ない、法律は出さなければならない」ということで、中間書庫の上手な管理・運営はできていません。

中間書庫では、将来的には国立公文書館に移管するものは保管期間中に選別します。しかし「その選別のエキスパートズ〔専門知識〕は国立公文書館の専門員が持っているから、国立公文書館でやってください」ということで頼まれてやっているのだから、国立公文書館に権限があってやっているわけではありません。

それも実際にやってみると、文書は各省庁の各部局ごとに保存しており、「自分の部局の連中が現用文書を見るのは構わないが、よその部局の人に見られたら困るから、部局ごとに仕切りを置いた中間書庫にしてくれ」とか「だれでも見られるようなかたちにはしないであれ」、あるいは場合によ

ては「だれでも見られるようなことになったら、重要な文書は中間書庫には預けられないじゃないか」と言われることもあります。これは当然の話です。従って、集中管理が望ましいとはいっても、そこはなかなか難しいということが、実態としてあると思います。

また、まだ現用文書ですから、仮に国立公文書館が中間書庫を管理したとしても、そこに入っている文書について情報公開法に基づく開示請求が来たら、これを開示するかどうかは、国立公文書館ではなく、現用文書を管理している現局・現課が判断することになります。どの部分を公開して、どの部分をだれに見せるかという判断権限は、あくまでも原局・原課が持っています。その管理権は、文書が中間書庫に来ても移りません。

保存期間が満了移管されてきてからは国立公文書館の管理権になります。しかしその場合でも、今度の公文書管理法では、情報の扱いについて特別な注意が必要な場合には、移管元省庁の長は、公文書館に対して移管にあたって文書の取り扱いについて意見を付することができるかたちになっています。つまり、「何年までは公開しないでくれ」と言うこともあり得るわけです。ただ、そういう条件が付いても、公文書館に移管されるほうが、保存面、あるいは散逸防止という意味から言うと、ずっといいということです。

これは、尾崎座長<sup>1</sup>をはじめ私どもの考え方で、「留保を付けてもいい。「留保が付けられないなら移管できません。いつまでも保存延長をするか、こっそり廃棄します」となるよりは、留保付きでも移管される方がよいだらう。だからやむを得ず公文書館はできるだけその留保は尊重しましょう」という前提でその条文を設けました。

**高埜** 中間保管庫に移送したら、いずれは国立公文書館のアーキビストの仕事になります。その際、アーキビストには高い倫理性が求められるのと同時に、原局・原課の役人から「あそこなら安心だ」という信頼感が相当醸成されていないと、なかなか難しい感じがしますね。時間もかかるでしょうが、役割としては相当重要になると思って伺っていました。

**菊池** まさにそうです。ですから、公文書館のほうにも、専門職員としてのビヘイビア〔振る舞い〕、エシカルコンダクト〔倫理的行動〕が求められます。そこで、ICA (International Council on Archives、国際アーカイブズ評議会)の倫理綱領とか、そういうものになってくるわけです。

---

**安藤** 今、アーキビストの話が出ましたので、これを機に、二つ目の話題に転じます。尾崎さんが座長を務められた有識者会議の報告では、文書管理の専門家ということで、「レコード・マネジャー」とか「アーキビスト」という言葉を挙げて、専門職員の配置の重要性をかなり強く主張していました。今回の法律には、それは必ずしも明確に入っていないような気がしますが、議論はどんな具合でしたか。

**菊池** そこは私も、関係者に大変な期待を抱かせ、あるいはご支援をいただいたにもかかわらず、今回そこまでいかなかったのは本当に申し訳ない、残念だと思っています。「自分たちアーキビスト、あるいは専門職員の資格の確立に直結するような条文が何もないじゃないか」、あるいは、公文書館法の付則第2項の削除についても出てきていないということで、期待を大きく裏切ってしまったと心配しています。

ただ、議論の過程では、アーキビスト、あるいは記録管理の専門家の確保が大変必要だという議論は、国会でも有識者会議でもたびたび出ました。そういうことで、「これからやれ」と強く言われています。国会で法律を採択するにあたっての附帯決議が15項目にわたって出ていますが<sup>2</sup>、そうい

う観点もあって、その中では専門性についていくつも指摘されています。

公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、公文書管理に関する職員の意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施すること。また、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること(衆議院内閣委員会附帯決議第6項)

など、専門職の養成について、項目としても挙がっていますし、質疑応答も行われています。

なぜ、今回、法案そのものの中に盛り込めなかったかということ、日本の法律の作り方には、「国民の権利義務にかかわるようなものは法律で規定しなければならないけれども、それ以外の実行行為でできるものについては法律で規定しなくてもいいのではないか」という考えが比較的あるためです。内閣法制局にもそういう考えがありましたので、政府案としての公文書管理法案についても非常に厳格に組み立てていきました。

内閣制度というのは、内閣総理大臣と内閣のもとにある各国務大臣が行政権に属する事務を分担管理するものであって、その内閣に属する行政機関が自らの仕事を執行していくうえで必要なツールとして文書を使うものです。ですから、基本的に文書管理権は各行政機関に属していて、そのような内部管理的事項について国民が何かをすとか、国立公文書館が各省大臣に対してものを言うのは、行政組織法的に言うと、あり得べからざることです。

だから、公文書館から各省庁に対して直接、助言・指導・監督をするのではなく、やるとしても、それは文書管理の整合性の維持とか、取扱方針の調整とかに関する権能を行政機関の中で分担管理している内閣総理大臣——それは官房長官なのかもしれませんし、文書管理担当大臣なのかもしれません——が、内閣府から各省に対してものを言うべきだという考え方が、牢固としてあります。単なる独立行政法人が、いかにエクスパティーズがあるからといって、各省の文書管理について、「これはこうすべきだ」とか「それを破棄しないで移管してくれ」とダイレクトに言うのはおかしいという話です。

それと同じように、内閣はそういうことでやっているのだから、三権分立の建前では、国会や裁判所に対して、「文書の保存期限が満了したら、国立公文書館に移管すべきだ」という法律は、少なくとも内閣提出の法律案では書けません。従って、今度の公文書管理法の国会と裁判所に関する部分については、現在の国立公文書館法の第15条に出ている規定と同じ規定が移されただけで、この部分は何ら進歩していません。そこは附帯決議で若干触れられたと思います<sup>3</sup>。

**高埜** 法制局のほうが三権分立を盾に取ったという話を、前に伺いました。

**菊池** 三権分立の中で三権を超えるものとして、何か特別の機関が考えられないかという議論をしました。そういうものは、本当にごくわずかですが、いくつかあります。例えば皇室会議や皇室経済会議は、三権の長がみんな揃って決めます。

そこで、国立公文書館としては、正しいかどうかは別として、理念的には「国会の文書も裁判所の文書も一元的にやりましょう」ということで、三権から人が集まって協議することができないだろうかと思います。民主党が一時言われた「委員会」というのは、そういうことを少し念頭に置いています。ただ、屋上屋ではないかということで、今回それは入っていません。

**高埜** でも、この15項目の中に「専門職員の育成」が掲げられたのは、とてもありがたいことです。

**菊池** そうです。それをやらなかったら、うまく回らないと思います。

高埜 はい。それと、もう一つ、第 32 条で追加された修正提案の中で、研修が示され、国立公文書館の役割も明確になったのは、私は喜ばしいことだと思います。

個人的見解ですが、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻が設立されて、大学院で専門の勉強をした人たちが、いずれ力を発揮してしかるべき場所に採用される時代が来ると思います。しかし、そうした認識を受けるまでには最低でも 10 年近くかかるでしょう。それぐらいの覚悟はしなければいけません。そうすると、それ以前の段階では、現職の人たちに研修の場を与えて、そこで十分な鍛錬、修練をしてもらう。第 32 条で新たに追加されたことの意味は、非常に明確でわかりやすく、結構なことだと思います。

菊池 国立公文書館や公文書管理機関に専門家がいればいいというだけではなく、私が言っているのは、各省にも国立公文書館などリエゾンしながら文書管理を行い、しかも省内で一般職員に対して文書管理の必要性・重要性を身内の中から教育してくれるような人たちが必要だ、ということです。そういうことにぜひ何とか人を要求できないかと思っています。

ですから、アーカイブズ専攻だから職場は公文書館やアーカイブズだということではなく、そういう経歴を持った人が普通の公務員として事業官庁なり個別官庁に行って、「私はそういうことができる」、「俺はこういうことができるんだ」と腕を発揮してもらうことができるような体制に、できるだけ早く持っていかなければいけないと思います。

私は、「公文書管理法ができたから、国立公文書館と内閣府だけが人や予算が増えて組織が大きくなったということでは、各省庁はみんなそっぽを向いてしまう」とよく言っています。各省庁に文書管理をやってもらうことを前提に、各省にどうやってそういう人たちを配置してもらうかを考えなければいけません。

こういうことをやるときの一つの方式としては、最近の例で言うと、省庁再編のあと、平成 14 年ぐらいから、行政機関の政策評価を行っていることが挙げられます。まず、各省庁が自分たちのところでやっている仕事について、効果が上がっているのか上がっていないのかを評価します。そして、評価が上がっていたら次のステップに行くような事業の推進を図ればいいし、上がっていなかったら、「なぜなんだ」と原因解明をしたり、早めに無駄な作業や業務を打ち切ったりします。

総務庁が政策評価法(行政機関が行う政策の評価に関する法律)を作ったときに、各省庁にそういうものを定着させていくためには、総務庁の行政評価局だけがやるのではなく、各省庁が自らのこととしてやらなければだめだということで、各省庁に政策評価課を作らせました。だからといって大甘に人を増員したわけではありませんので、簡単に作れたわけではなくて、「政策評価広報課」とか、いろいろな名前でスクラップ・アンド・ビルドをしながらやりました。今はどこの省庁にも、「政策評価」という言葉を書いた課なり審議官なりができています。

今後、文書管理をきちっとやっていくためには、各省の文書担当官のような専門的な人たちの養成・訓練・体制作りをやらなければいけません。これは、各省庁に対する支援をどうするかということももちろんありますが、各省庁自身にどうやって主体的に取り組んでもらえるかです。そのためにも、学習院大学がアーカイブズ専攻を大学院レベルで作ったことは、本当に先見の明があると心強く思っています。そういう意味で言うと、仕事の分野がまだまだ広がっていると思います。

それから、外国でも、「アーキビストというのは、モグラミたいな連中で、書庫に潜って埃っぽいところで紙の山をかき分けて、日の目を浴びない仕事をしている人が多い」とよく言われています。欧米のアーキビスト自身、自分たちが社会的にどう受け止められているか、ソーシャル・パーセ

プシオンとしてそういう見方が多いと言っています。

日本でもそうです。私も約40年前に役所に入ったときは、腕に黒いカバーを付けてよぼよぼ歩くようなおじいさんが、地下の製本室で麻ひもか何かで綴じて、背表紙を付けて、「よっこらしょ」とやっている、本当にそういうイメージがありました。

ただ、それは、決してばかにしてはいけません。『太政類典』にしても、今年国際アーカイブズの日ポスターになっている『内閣公文』にしても、そういう人たち、どちらかという窓際に近いような人たちが一生懸命作ってくれているから、ああいうかたちで製本されて残っているわけです。今の人たちは、とてもあんな作業はやってくれません。せいぜい穴を開けてドッチファイルにカチャットとじているだけです。

このように、日本の場合でも、文書の取り扱いというのはモグラ的な、日の目が当たらないところという感じがありますので、それを変えていかないとはいけません。

**高埜** 実は同じことをカナダのルチアナ・デュランティ<sup>4</sup>さんがおっしゃっています。彼女が2nd APCAE<sup>5</sup>で来日した時に、私は「なぜ、あなたはそんなにいつもおしゃれをしているんですか」と聞いたことがあります。すると、デュランティさんは、「やはり、アーキビストは欧米でも暗い仕事だと思われる。だから私は、こういうすばらしい華やかな仕事であるということを示して、若い人たちに参加してもらいたい」と答えました。そういう言い方をされたということは、現実には逆の状況だということだと思います。

**高埜** 菊池館長のICAでの活躍は、日本のアーカイブズ制度にとって本当にありがたいことですし、これからも大いに期待しています。世界の皆さんとお付き合いをされている館長からご覧になって、国際的な視野で日本のアーカイブズ制度に期待することは何ですか。

2nd APCAEでご一緒させてもらった人たちにしてもそうですが、最前線にいらっしゃる方だからということもありますが、非常に尊敬に値する人格高潔というか、外国の人であっても自ずから伝わってくる人間的な品性の高さを感じます。恐らく、これからの若い日本のアーキビストたちもそうなっていくと思いますし、もう既にアーキビストである人たちもそうだと思います。

そんな問題も含めて、館長が、これまで世界を舞台に活躍された印象と、「日本のこれからのアーカイブズ制度にとって、こういうところはぜひ参考にするといい」というようなサジェスチョンがあればお願いします。

**菊池** いくつかに分けてお答えします。一つは、私が国際的に活躍できたのは、私自身のアスピレーション、即ち「やろう」という意欲ももちろんありましたが、いろいろな人たちが支えてくれたからです。国際的にも、仲のいいアーキビストがいました。彼らが、日本から来たということで温かく迎えてくれたこともあります。

国内で言いますと、国立公文書館に職を奉じてくれた人達が、「館長、これをやりましょうよ。私たちがいろいろ支えます」ということで、私が目を通せないようなたくさんのメールやウェブサイト



の中から、情報をいろいろと的確に見つけてくれて、「これに対して日本としてどうしますか」と聞くので、「こうしよう」と言うと、また、応答要領みたいなものを作ってくれる。私を大変助けてくれたアシスタントがいます。

これはもう、カナダのイアン・ウィルソン<sup>6</sup>とか、アメリカのアレン・ワインシュタイン<sup>7</sup>とか、みんなから「日本の体制は非常にいい」と言われました。ICAのファン・アルバダ<sup>8</sup>にしても、メールが来たり、読まなければならないものがたくさんあるけれども、忙しくて自分で全部読みこなせないの、アシスタントたちが分担して見て、問題提起をしてくれています。そういうかたちにしなないと、自分ではとてもできません。イアン・ウィルソンは、ICAの会長になるにあたって、有能なアシスタントをエグゼクティブ・セクレタリーということで置いています。

このように、若い人たちがみんな、私を支えてくれたからできました。実際にそういう人たちが力を付けて、その人たちがメールを1本送ればデイディエ・グランジェ<sup>9</sup>でも、すぐに返事をよこします。そういう体制の中でできました。日本でも、一人一人ですべてカバーしようとする国内のことも国際的なこともとてもできないけれども、このようにチームやスタッフがいると、また人と人のつながりも出てきます。

もう一つは、日本のアーカイブズ、あるいは日本の公文書館を外国の人たちがどう見ているかです。「規模は大きくないけれども、やることはきちっとやっている」と言われています。

彼らがよく言うのは、自然換気方式です。例えば宮内庁書陵部にはエアコンが入っていません。自然換気です。「自然換気だけれどああいうかたちで保存ができているのは、どういうことなんだ」と言います。つまり、アジア・アフリカ諸国には、電力もままならない、設備もきちっと造れないところもあるので、日本の経験を発表したら、アフリカのアーカイブズ、アラビアのアーカイブズの保存にとって大変役に立つと思います。

ところが、今までは、宮内庁サイドからのそういう発信はほとんど皆無でした。考えてみれば、正倉院は自然換気だけで千何百年間、紙だけではなく、モノの保存もしています。そういう経験から、アーカイブズが電気施設を用いて常温常湿であることが理想だとは、必ずしも言えません。このように考えると、日本に対する期待というのは、もう少し胸をはって世界に発信していくということではないのかと思います。

昨年のクアラルンプールでのICA大会の時、国立公文書館の修復担当の職員達を連れて行き、昭和女子大学の増田勝彦先生にもアドバイザーに来ていただきました。そこで実演した刷毛と生麩糊での紙の裏打ちには、非常に多くの人が見に来ました。持っていった20人分のセットではとても足りなくて、私どもが使う予備まで全部使い、部屋の中がいっぱいになり、立ち見まで出ました。これはすばらしいという話になりました。そのあと、インドネシアのスマトラ島沖地震で被害を受けたアチェに行って修復の指導もしてきました。

今までは、日本の修復技能が高く評価されるとか、アプリシエート〔歓迎〕されていることについては、あまり実感がなかったと思います。国立公文書館が中核機関であろうとするならば、そういう場をできるだけ作ることも大切です。

そういうことをいろいろなかたちで行っている地方の公文書館もあると思います。「和紙の扱いだったら、うちが一番だ」と、例えば福井では考えているかもしれません。そこで福井の人たちに、「こういうのをやるけども、今度一緒に行かないか。旅費ぐらいは持つぞ」と言えるかどうかです。その辺の話が回るようになってくれば、日本に対する見方もだいぶ変わってくると思います。今のま

まのやり方でやっていると、どうしても中国の影に隠れてしまいます。日本のトラディショナルな技術をアピールしたいと思います。

その一方で、2007年のEASTICA<sup>10</sup>の東京総会のときに電子文書の話をしたので、2008年のICA大会でクアラルンプールに行ったときには「東アジアにおける電子文書の保存と長期保存」についてのセミナーをやりました。日本からだけ発表してもつまらないということで、中国・韓国の人たちにも発表してもらいました。これは、もちろん、日本がスポンサーになって招聘して、日本セッションの中でやりましたが、かたちとしてはEASTICA総体でやりましたので、非常にほめられて、彼らもよかったと思います。

こういうことをやっていくと、日本に対する凝集力も高まってきますので、これからもぜひやっていくつもりです。片方では非常にトラディショナルなものもあり、片方ではコンベンションなども行います。そういうことで言うと、日本はまだまだ発信することがあると思います。

もう一つは、アーカイブ・コミュニティを非常に狭く考えるとあまり関係ない感じがしますが、やはりクアラルンプールのときに、「危機とアーカイブズ(Crisis and Archives)」という表題で、「何が危機か」ということを、高山(正也)理事を中心にいろいろ考えました。

1番目は、阪神・淡路大震災のときのことで、神戸の「人と防災未来センター」からも発表してもらいました。

2番目は、沖縄県公文書館の仲本(和彦)君にやってもらいましたが、沖縄の記録の話です。全部戦争でなくなってしまったので、それをどうリストア〔復元〕するか。もちろん、国立公文書館からも資料のコピーを送りましたが、NARA<sup>11</sup>に行き行ってコピーをたくさん取ってきたという話をしました。

3番目は、山一証券の倒産に伴う記録管理についてです。ああいうのも企業にとってみるとクライシスです。クライシスのときの文書を、どういうふうに、どこが保存するか。これは東大経済学部が経済学史として保存していたけれども、アーカイブズだという認識ではやっていませんでした。

最近、ビジネスアーカイブズというものがあります。私は、以前から「公文書の“公”というのは好きではない」と言っています。日本の社会の中に、記録をきちんと残していこうとか、それを使おうというところはあちこちに散在しているけれども、それが必ずしも手をつなぎ合っていないことが、日本の一番の弱さです。この辺を、これからアーキビストを志す人たちに考えてもらいたいと思っています。

薬の町として有名な大阪の道修町は、相当なアーカイブズです。外国は、そういうところが、みんな一つずつアーカイブズとしてやっています。だから、アーカイブズの層が深いし、厚いです。

日本の場合は、「アーカイブズ」というと、公立公文書館と、若干広げても企業史料協議会とか、あとは大学と国文学研究資料館ぐらいです。しかし、そういうところに対して、どう呼びかけ、力を合わせて、日本における記録保存をするか、あるいは、知的情報資源をどう残し、伝えて、利用していくかということを考えれば、日本の社会の中における活動や仲間がもう少し増えてくると思います。その意味でも、アーカイブズ関係機関連絡協議会をぜひ広げてもらいたいと思います。

私は、公文書館長になってから、そういうことで、できるだけ多くのところと手をつなぐことができなかつたかと思ってきました。

**安藤** 日本アーカイブズ学会は、そういう目的で作られたわけです。

**高埜** 国際的な付き合い方ということ言えば、国内からもっと発信できる材料がたくさんあるというお話をいただきました。竹橋のKKRホテル東京を会場にして、EASTICAで電子情報の保存問題のシ

ンポジウムを主催されましたね<sup>12</sup>。

菊池 あれがクアラルンプールのベースになりました。

高埜 そうでしたね。2年半か3年ぐらい前にも、この大学を会場にして、2nd APCAEの国際会議を開く機会がありました。外国のアーキビストにたくさん来てもらって日本でカンファレンスをやったことも、私には非常に刺激になりました。

来年3月に私どもの大学の新しい建物ができますが、「その最上階に、国際会議が開催できる会場をワンフロア造ってくれ」とお願いして、できることになりました。しかし今度は、どれだけ国際会議が開かれるだろうかという不安が出てきました。もちろん、私どもも考えますが、ぜひ、今後、国立公文書館もこちらの会場を利用してください。

菊池 それはありがたいです。

高埜 それと、いつの日か力を備えて、ICAの総会が日本で開かれる日が来るといいですね。

菊池 そうですね。なるべく早い時期にそうなることを願っています。

韓国は、ソウルかソナムでやるのかわかりませんが、「CITRA<sup>13</sup>をやりたい」と言っています。「2010年にはICAの執行委員会を招聘したい」と言っていますから、多分できると思います。本当は2011年にCITRAを開きたいと言っていたのですが、それはスペインに行ってしまいました。次の12年はオーストラリアでやりますので、その次の2013年に韓国でやりたいということになりました。

安藤 一つお伺いしたいことがあります。カンファレンスも非常に重要だけれども、例えば研修生の交換といった日常的な国際交流があります。国立公文書館は、既に、修復のほうでは東南アジアから何人か受け入れた実績があると思います。今後、日常的に職員を交換し合うとか、何か共同でやるような企画をお考えですか。

菊池 いま国立公文書館でそれができるかというと、多分、現時点では、まだできません。今までやっているのは、職員を香港大学でのセミナー<sup>14</sup>に約1カ月派遣することです。実は、今年も私どもでは派遣を想定していましたが、香港大学の都合で延期になってしまいましたので、少し残念です。

ほかにも、いろいろなオファーやリクエストがあります。セーラ・タイヤク<sup>15</sup>という、イギリスのパブリック・レコード・オフィス<sup>16</sup>のナタリー・シーニー<sup>17</sup>の前の館長だった人が、辞めて、アーカイブズ教育についてのファンドの理事長をやっています。その運営とともに、私にトラスティーになってくれという話が内々に来ていて、どうしたものかと考えています。

そのファンドの考え方は、だれか優秀な公文書館のアーキビストかアーカイブズのところに、将来世界のアーカイブズ界をしょって立てるような若い人を派遣するというものです。いわば見習い的なかたちで、その館長がどういう仕事をして、どういう考え方のもとにやっているか、マン・ツー・マンで半年ぐらい現実の活動を見ながら訓練ができるような機関・計画を設けたいということです。そのコストの一部を助成するようなかたちにしたいと言っていました。どちらかというとなら発展途上国から人を派遣することを考えているようです。これは、将来の指導者になるべき人を養成するプログラムです。

私がICA副会長になったときは、ICAは本当に大赤字でした。それが、何とか財政再建もできて、少しずつファンドもたまるようになりました。今度、FIDA<sup>18</sup>というファンドをいよいよ運用しますので、今、その募集をしています。その基金があれば、インターネットを通じてでも構いませんが、

人が集まって共同研究ができます。そういうスキームが比較的できやすくなってきています。

ICAの中にいろいろなものを同時並行的に整理するプログラム・コミッティーも作りました。あまりばらばらにならないで、できるだけ集約化したかたちでやるようになりました。

そういうところを見るだけでも、日本のアーキビストにも「これは関心がある」というものがあると思います。社会的に需要があるものはたくさんありますが、残念ながら、日本からはほとんど参加していません。ぜひ、そういうものに参加したり、アプライしたり、あるいは自分自身で「こういうプロジェクトはどうだ」、「こういう研究をやらないか」ということをイニシエートしてくれるような人が一人でも多く出てくるといいと思っています。

私も国立公文書館の人たちに、「こういうのはできないか。スクーリングではないけども、1年に1回とか2回とか、そういう会合に行かなければならないのだったら、その名目や、あるいは調査研究という名目で、旅費の一部でも出せばいい」と言っていますが、みんな忙しいのでなかなかできません。しかし、そういうことにもぜひ目を向けていくべきだと思います。

日本の人たちが入ることについて、もちろん、語学のハンディキャップはありますが、そうではない人ももちろんいますし、行くと歓迎してくれると思います。私は諸外国のアーカイブズ関係の有力者を全員知っているわけではありませんが、「こういう人が日本から参加したいと言っているので、受け入れてくれ」と、今だったらまだ推薦状を書けるかもしれません。

この間も、企業史料協議会の小出さんと松崎さん<sup>19</sup>が来て、「ICA/SBL<sup>20</sup>の会合を来年日本で開きたいけれど、どうすればいいのか」と言ったので、「案ずることはない」と言いました。ハンス・ナーエス<sup>21</sup>というノルウェーの人がICA/SBLの委員長をやっていますが、私と一緒にICAの財政立て直しをやった仲間でしたから、「『ノルウェーで会合がある』と言っていたけれども、日本でやるということで手を挙げたら、みんな喜ぶと思う」と激励しました。

この間の2nd APCAEにしても、日本でそういうことをやることによって、日本のアーカイブズ界にも刺激になっていい影響が残りますし、各国の人たちもその機会に日本の実情を知ることができるので、ぜひ手を挙げてやってもらいたいと思います。

国立公文書館も、お役に立つなら、施設見学などで対応できます。非常勤の公文書研究員、専門員、調査員がだんだん増えてきて場所がなくなってきていますが、会議室ぐらいは何とかうまく提供できるかもしれません。そういうことで、ぜひ連携を取っていただければと思います。

---

**安藤** 公文書管理法から始まって世界に話に及んだところで、最後は、これからの日本のアーキビスト教育・養成をどんなかたちで進めていくかについてです。

菊池さんは国立公文書館長ですし、高埜さんはアーカイブズ学専攻の教員であると同時に日本アーカイブズ学会の会長です。そこで、学会と国の施設と教育機関が、どう協力し合いながら、今、日本の適切な専門職養成のシステム、あるいは資格制度の在り方を目指していくのか、この辺りをお二人で話し合っていていただいて、最後のまとめにつなげていきたいと思っています。

**高埜** 私は、今までの発想で、ややもすれば、制度化とか資格の問題ということをすぐ念頭に置いていました。今日、館長から、例えば大阪道修町の地域ぐるみのアーカイブズについてお話がありましたが、そういうものを共同で立ち上げるような、アーキビストでありながらリーダーシップを持ってマネジメントできる人の存在が、これから必要になってくるというお話を伺いました。

また、もう少し制度的なことと言えば、国の役人たちは、残念ながら、社会あるいはガバメントにアーカイブズが必要だということについて、根本的な認識不足があります。これは相当時間のかかることですが、高校・大学の教育の問題としてしっかり全国的に展開して、市民として共通認識を持つように社会認識を変えていくために、一步一步やっていかなければいけません。

それから、公文書管理法が通れば、各省庁にもレコード・マネジャーが必要になってきます。こういう認識のもとで、今、専門家が欲しいということです。専門家について、一つには、研修が即効性のあるところで必要ですが、同時に大学院でアーカイブズ学専攻が独立した専攻としてできて、それが人文科学研究科に置かれています。つまり、単に技術・方法を知っているだけではなく、異文化の中でそれぞれ伝統的に育ってきた世界のアーカイブズ制度と日本の伝統を比較する中で、どうアーカイブズ制度を作っていくといいか、そういうことを考える専門的な担い手を養成していかなければいけないと思います。

これはもちろん理念的な話ですが、一方で現実的なことを申し上げると、資格制度を作って、キャリアを持った人が資格も取得して、それを見て多くのところで採用してもらえそうなシステムを作っていく必要があると思います。

そういうことで、館長に一点だけ確認です。公文書管理法の第34条の地方自治体における規定に関して、その趣旨が国立公文書館の指導によって全国自治体に及んで、これが適用されると考えてよろしいでしょうか。自治体に対する強制力はいかほどのものと理解したらよいか、確認させてください。

**菊池** 大変いい、時宜を得たご質問です。山口で全国館長会議をやっていたとき、11時37分ぐらいに、衆議院内閣委員会で法案の採決がありました。その経緯を説明しているときに、「では、今度、法律が成立して公布されたり施行されたりしたときには、内閣府のほうから通知をいただけるんですか。それとも、総務省の自治行政局のほうからその通知がいただけるんですか。それによって、自分たちのところも条例をどうすべきかを考えなければいけないんです」という質問がすぐ出てきました。だから、各自治体は関心は持っていると思います。

ただ、私はそれに対して非常につれない返事をしました。「これは国からの機関委任事務でもなければ、補助事務でもない。地域の記録を地域がどういうふうに残し利用していくかという話なので、まさに自治事務ですよ。自治事務をどうするかということは、首長さんと県庁なり市役所なりと、その住民の皆さんが決めていくべきことで、国から言われたから文書管理条例を作りましょうという、そういう受け身の姿勢、あるいは、上を見て国から指示があればというようなのは、もう、地方分権の時代にふさわしくないんじゃないんですか」と言いました。

しかし、そうはいつでも、どうするかということです。昨日の午前中、まだ衆議院本会議が終わる前に上川陽子議員と会って、「山口でそういう会議に行ってきましたよ」「どうでしたか」「こんな話があった」「じゃあ公文書館もアンテナを高くして、地方自治体が今後どういうふうな対応を図ろうとしているか、ひとつよく調べてちょうだい」と言われました。

私は、早速、できるだけ情報を収集するように担当に伝えました。それから内閣府に向かっては、「そういう声もあるから、何も施行通知でこの条例を作りたいと言う必要はないけれども、『こういうかたちでもって法律が成立し、言うまでもないことだけど、その第34条に“地方自治体の責務”というのがある。地方自治体の責務というのは、もともと公文書館法にもあるけれども、改めてこの文書管理法の中にもきちっと規定されたから、ひとつ十分留意してほしい』」というような通知

を出してやれ」と言っておきました。昔だったら「各自治体におかれても遺漏なく対応されたい」と平気で書きましたが、今は分権の時代ですから、そんなことは書きません。

昨日の夕方、たまたま自民党の保利耕輔政調会長に会いました。彼も福田康夫先生と一緒に公文書館推進議員懇談会のメンバーで、まじめに出てきてくれていたので、「おかげさまで衆議院だけでも法律が通りました」と言うと、「よかったな」と。「公文書館法にはないけれども、これからは、地方自治体にも少しは金を付けてやるような、補助金か基金か何か積んでもらえるといいんですけどね」と言うと、「そうは言ったって、今はもう地方分権の時代だから、そんな、国から金を出したから地方がやってくれるというようなことを期待させちゃまずいんだよ」と言われました。割合そこは冷たかったです。

意外に「地方分権」という言葉が効いてきていて、「地方分権だから、地域の歴史・地域の記録・地域の記憶の保存は、地域の人たちが決めるべきことだ」という意識が、永田町辺りでも強くなってきているのかもしれませんが。それだけに、むしろ国立公文書館が音頭を取るのではなく、日本アーカイブズ学会や全史料協<sup>22</sup>などにやってもらうことに、私どもは期待をしたいと思います。

**安藤** 今、高埜さんがおっしゃったことのもう一つの意味は、アーキビストの養成という点において、今回の公文書管理法がどのようなインパクトがあるかということでもあったかと思えます。直接的には入らなかったけども、附帯決議その他で今後の方向が示されているということですね。

菊池館長としては、これから、国の機関、国立公文書館、私どものような大学、あるいはさまざまな関係団体などが、具体的にどう協力をしていきつつ、どういう方向で専門職員、アーキビストの養成を進めていったらいいか、どんなアイデアをお持ちでしょうか。



**菊池** 私もそこは本当のことを言うとよくわかりません。安易な国家資格は作るべきではないと思っています。例えばアメリカのように、SAA<sup>23</sup>のような民間団体がやっているところと、国がきちっと養成学校を持っていて、その人でなければ地方といえども公文書館長になれないフランスのような国があります。

日本の場合、そのどちらを取るべきか、私はよくわかりません。だからといって、公文書管理士といった漢字検定みたいなものができてきて、それで資格を取った人が働く場所が果たしてあるかという、ない、というのも将来的に極めて憂慮します。

例えば、高橋実さんが言っているように、内閣府がオーソライズするけれども、資格そのものは民間のいろいろな団体が力を合わせて一定の水準をクリアするものにする、というのが穏当だと私は思います。ただし、これは結論が出ているわけではありません。

図書館司書資格みたいにはならないでしょうが、「公文書館にいる人にはみんな資格をあげますよ」となると、資格の水増しになってしまいます。そこは悩ましいところで、どうすれば皆さんの期待にこたえられるか。役所の側として、私が「これは」と思うようなことは、誠に申し訳ないですが、今のところはまだありません。

**安藤** 資格の問題はともかくとして、研修とか教育の面では、当然どんどん進められると思います。

**菊池** 今回の法律の中には入っていませんが、国立公文書館の施設整備と体制整備を今後やっていくと

すると、自治大学校や消防大学校のような大学校制度まで作るかどうかは別として、国立公文書館の中に研修部を作れば、各行政機関・地方自治体・独立行政法人は言うまでもなく、場合によると、民間団体からも研修生を受け入れたり研修機会を提供したりすることができます。

民間団体にいると、現用の行政文書に関与する機会はないはずですが。大学の学籍簿のように、学校にもそれぞれの行政文書はありますが、そういうものと違って、国や地方公共団体の行政文書で保存期限が満了したものをどうやって区分するかとか、あるいは、どういうものについて移管するかという問題、更に、今後中間書庫の管理が進んだときに、その守秘義務をどう懸けるかという問題があります。中間書庫における文書の保存・修復・評価選別といった一義的な部分をやるときに、研修で来た人たちに、「行政文書というのはこういうかたちで編綴されていて、決裁形態というのはこんなかたちになっているんだ」と現実に手に取って見てもらう機会があることが望ましいです。国立公文書館は、まさにそういう機会を提供するところです。

これは、ほかではないところです。大学の教育研究機関等との連携も、研修を通じてできることがあると思います。ただこれも、「おまえが勝手にそう考えているだけで、各省庁の了解を取らなきゃ、そんなものはできない」と言われるかもしれません。

安藤 ありがとうございます。最後に一言ずつ、言い残したことやまとめがありましたら言っていただいて、終わりたいと思います。

高埜 私は今日、館長から、自分が今まで考えてきた枠組みをもっと超えた、広い視野からの刺激的なお話をたくさんいただけたのが、とてもありがたかったです。つまり、人と議論をしたりお話を伺うことで、こういう力が得られることを、また今日も実感させていただきました。

菊池 学生さんに言いたいことの一つは、こういう、まだ行方がはっきり見定められないようなアーカイブズという分野、アーキビストという専門職を目指して自分の人生の一時期を投じてみようと思断されて、日々それを実践している皆さん方は、日本のアーカイブズの先駆者になると思いますので、尊敬・敬意と同時に、本当にうらやましいと思います。

ただ、そんなに甘い夢ばかりがあるわけではないし、茨の道も多いかもしれません。その途中では、平坦な道を歩いていくよりはるかに苦労も多いでしょうが、やりがいのある分野だと思います。

そういうことで、学習院大学が全国に先鞭をつけてこういう大学院を作られたことについて、大学当局に対しても立派だと思って、賞賛を贈ります。

また将来のことですが、アーキビストというのは、国際的に見ても魅力のある人が多いです。これは、アーキビストとしての専門性であるが故に優れているというよりも、人間的にかなり練れた、熟成した人たちという感じがする、ということです。これからは、そういう人たちがますます出てこなければいけません。

私がそれをつくづく思うのは、ICAの国際会議に参加すると、アーカイブズの世界というのは、地下の倉庫をはいずるモグラミたいな部分がある反面、知的貴族みたいな部分があるのを感じたからです。会合をやると、昼間はいろいろな議論をしても、夜はどこかのビアホールに行って酒を飲んで歌を歌ったり、あるいは、ホストがアレンジをしてくれて、オペラを見に行ったり、公園や美術館に行ったりと、いろいろな体験をしました。そういう体験をしているから豊かであるのかもしれませんが、こういう人たちは、単に本の虫・紙の虫ではなくて、実際に幅広い人生体験をエンジョイしてい

る人だとわかります。

皆さん方も、これから全部ハッピーな生活環境ばかりではないかもしれないけれども、歴史とか音楽、あるいは芝居でもいいし、子どもとスポーツでもいいので、何か幅広い人生の喜びをいろいろ持って、そういう中で、「自分たちの生きざまというものを記録に残していくとしたら、どういう観点から、どうすればいいものが残るだろうか」ということを実体験することが、日本でのリーディング・アーキビストになっていくうえで大変大事なことだと思います。

だから、まず自分の生活をエンジョイすること。幅広い関心を持ちながら、自分の人生を築き上げていく。その中で主流になっていくのが、アーカイバル・スタディーであり、アーカイバル・アクティビティーという感じでいてください。そうすると、ルチアナ・デュランティではないけども、髪の毛を染めたり、赤と緑のドレスを着たりということもできると思います。

ぜひ、日本のアーキビストのイメージを変えるように、ここから発信していただきたいと心からお願いをし、期待もしています。

安藤 今日とは素晴らしい対談になりました。ありがとうございました。

---

#### 注

- 1) 「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」(平成20年2月～11月)座長の尾崎護氏。
- 2) 対談時点で成立していた衆議院採択の附帯決議を指す。後日、参議院でも独自に附帯決議(21項目)を採択している。
- 3) 第13項「刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。」
- 4) Luciana Duranti, プリティッシュ・コロンビア大学図書館学アーカイブズ学情報学大学院教授。
- 5) The Second Asia-Pacific Conference for Archival Educators and Trainers (第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議)。ICA/SAE (ICA Section for Archival Educators and Trainers) 主催の国際会議で、2006年10月18日～20日にかけて、学習院大学で開催された。
- 6) Ian E. Wilson, 前カナダ国立公文書館図書館長、現ICA会長。
- 7) Allen Weinstein, 前アメリカ国立公文書館記録管理庁長官。
- 8) Joan Van Albada, 前ICA事務総長。
- 9) Didier Grange, ジュネーヴ市公文書館長、ICA副会長。
- 10) East Asian Regional Branch of the International Council on Archives, ICA東アジア地域支部。
- 11) National Archives and Records Administration, アメリカ国立公文書館記録管理庁。
- 12) 国際公文書館会議東アジア地域支部(EASTICA)第8回総会及びセミナー、2007年10月21日～26日。
- 13) International Conferences of the Round Table on Archives, ICA円卓会議。
- 14) EASTICAと香港大学が共同で開催するプログラム。
- 15) Sarah Tyack, 前イギリス国立公文書館長。
- 16) Public Record Office, 現在の名称はThe National Archives。
- 17) Natalie Ceeney, イギリス国立公文書館長。
- 18) Fund for International Development of Archives。
- 19) 小出いずみ((財)渋沢栄一祈念財団実業史研究情報センター長)、松崎裕子((財)渋沢栄一祈念財団実業史研究情報センター企業史料プロジェクト担当)。
- 20) ICA Section for Business and Labour Archives, ICA企業・労働アーカイブズ専門部会。
- 21) Hans Eyvind Naess, ICA専門部会担当副会長、ICA/SBL部会長、ノルウェー国立公文書館長。
- 22) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。
- 23) Society of American Archivists, アメリカ・アーキビスト協会。

# アーカイブズ学専攻設置までの歩み

## 1. 日本のアーカイブズとアーカイブズ学教育

日本は律令国家成立以来、文書保存の長い伝統を持っており、明治政府も欧米のアーカイブズ制度の調査などを行っている。しかし、実際に近代的なアーカイブズ・システムを導入したのは比較的最近である。最初の公立アーカイブズである山口県文書館が開館したのが1959年。ちょうど半世紀を越したことになる。国立公文書館の設置は1972年。アーカイブズに関する初めての法律である公文書館法(1987年)が成立するには、それからさらに15年の歳月を費やさねばならなかった。

公文書館法の成立も契機の一つとなって、現在ではようやく30を越す都道府県に公文書館ないし文書館ができています。しかし市町村レベルではせいぜい20館程度に過ぎない。公文書館法の適用を受けない企業、大学、その他の民間機関のアーカイブズも、少しずつ増えてはいるが総数は少ない。全体として、日本のアーカイブズの発展状況は、*steadily but slowly* (着実に、しかしゆっくりと)といったところであろうか。ただ、幸いなことに、昨年の国会で「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」が可決成立し、国立公文書館の権限が一段と強化されることになった。地方公共団体に対しても、この法律の趣旨に沿って公文書管理体制の整備を求めているので、アーカイブズにとって追い風になる可能性がある。今後の動きに期待したい。

アーカイブズ学教育・アーキビスト養成の面では、日本歴史学協会、日本学術会議、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)などが、早くは1960年代から繰り返し専門職養成の必要性を主張し、とりわけ1987年の公文書館法制定以降は、全史料協などが、たびたびアーキビスト養成大学院の設置を提言してきた。アーカイブズの国際団体である国際アーカイブズ評議会(ICA)も、1986年に「日本における文書館発展のために」と題する視察報告書の中で、アーカイブズ専門職の育成を強く求めている。しかし、このような多方面からの働きかけにも拘わらず、本格的な教育プログラムの開設にはなかなか至らなかった。そんな中、国文学研究資料館に置かれている史料館(現在は「人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究系」)が1988年に、それまでの近世史料取扱講習会を拡充して史料管理学研修会(*Seminar on Archives Administration*)を開始した(現在は「アーカイブズ・カレッジ」と改称)。この研修会は8週間の長期研修課程と2週間の短期研修課程とから成り、アーカイブズ関係機関の職員のほか大学院生も受け入れている。長期研修課程については、これを単位認定の対象として認める大学院も増えている。

国立公文書館も、同館が設けた二次にわたる研究会の報告をうけて、1998年から新しく公文書館等専門職員養成課程を開始した。国や地方公共団体のアーカイブズ機関に勤める比較的経験の長い現職者を対象にした集中講座だが、同館は他にも初心者向けの講座など多彩なコースを設けており、アーカイブズ職員の研修に力を入れている。

短期の研修会としては、ほかに企業史料協議会が行っている、企業の文書館、資料館、社史編纂室等

---

の職員を主な対象とした講座がある。1992年に開始されたもので、当初はビジネス・アーキビスト養成講座といい、週1回、3か月のコースであった。一時中断ののち、現在はビジネス・アーキビスト研修講座として開催されている。

一方、大学・大学院の動きはどうだったのか？ 全史料協専門職問題委員会が2000年度と2004年度の2回、全国の大学を対象に行った調査によれば、史料保存やアーカイブズに関心を持つ大学、大学院の数は増えており、「史・資料学」「文書館学」「史料管理学」などの授業科目を設けている大学や大学院は決して少なくない。しかし、そのほとんどは、歴史学や図書館情報学などの専門課程、あるいは学芸員課程などに、関連授業科目の一部として位置づけられているに過ぎず、単独の専攻過程やコースとして設置されている事例はほとんどない。例外的に、駿河台大学は1994年、文化情報学部知識情報学科の新設にあたって「レコーズ・アーカイブズコース」を置いた。おそらく、大学の専門課程として「アーカイブズ」を看板に掲げた初のケースであり、先駆的な試みとして注目に値する（現在はメディア情報学部図書館・アーカイブズコースに改組されている）。同大学は、1999年度から大学院修士課程もスタートさせた（現在は現代情報文化研究科文化情報学専攻となっている）。また別府大学は2004年度に、文学部史学・文化財学科の学生が履修できる「文書館専門職（アーキビスト）養成課程」を設置した。これは現在「日本史・アーカイブズコース」となっている。大学院課程も設置されており、今後本格的なアーカイブズ学専攻課程に発展することが期待される。

別の事例として、1993年に発足した神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科は、アーカイブズの専門課程ではないが、アーキビストの育成を視野に入れ、現職の文書館員を積極的に受け入れることを宣言している。また、東京大学大学院人文社会系研究科が2000年4月に新設した文化資源学研究専攻には、文字資料学コースの中に「文書学専門分野」が置かれている。これも、アーキビスト養成課程ではないが、比較的アーカイブズ学に関わりの深い大学院コースのひとつといえよう。以上のほか、学習院大学が行ってきた取り組みが重要だが、これについては、改めて次項で述べる。

## 2. 学習院大学の取り組み

学習院大学では、2008年4月のアーカイブズ学専攻設置に先立って、さまざまな準備活動に取り組んできた。以下、いくつかの分野に分けて記そう。

### (1) 総合基礎科目「記録保存と現代」の開講

総合基礎科目は、学部生を中心に所属学部に関係なく履修できる科目である。学習院大学では1996年度から総合基礎科目のひとつとして「記録保存と現代」（コーディネーター：文学部史学科高埜利彦教授（職名は当時。以下同じ））を開講し、アーカイブズに関する基礎的知識の普及に努めてきた。この講義は、学外のアーカイブズ専門家を非常勤講師として多数招聘し、一人1コマ～数コマの範囲で担当してもらおうオムニバス形式の講義である。内容は、世界と日本のアーカイブズの歴史、欧米からアジア・アフリカにいたる世界各地のアーカイブズの現状、日本の国や自治体アーカイブズならびに企業や大学アーカイブズの現状、さらには保存科学や災害対策まで、かなり幅広い。初年度から毎年多くの学生が履修しており、現在も継続している。2009年度からは運営担当が文学部史学科から大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に変わった（オーガナイザー：安藤正人教授）。

## (2) 専門科目「史料管理学」の開講

2003年度になって、近い将来、学習院大学大学院にアーカイブズ学専攻を設置することをめざし、大学院人文科学研究科に共通科目としてアーカイブズに関する専門科目が設けられることになった。「史料管理学」と称し、社会人の科目等履修生も参加しやすいよう平日6時限(午後6時～7時半)に3科目が置かれた。初年度は次の3科目だった。

- ・史料管理学特殊研究「アーカイブズ学海外文献研究」(安藤正人講師)
- ・史料管理学特殊研究「アーカイブズ・マネジメントの現在」(石原一則講師)
- ・史料管理学演習「地域資料の整理と保存」(西田かほる講師)

この試験的な共通科目は、アーカイブズ学専攻が開設される直前の2007年度まで、担当者と講義内容を少しずつ変えながら4年間続いた。

## (3) 科学研究費補助金によるアーカイブズ学研究

2003(平成15)年度から2006(平成18)年度までの4年間、日本学術振興会科学研究費補助金を受け、基盤研究(A)「歴史情報資源活用システムと国際的アーカイブズネットワークの基礎構築にむけての研究」を実施した。この研究は、学習院大学のほか、北海道大学、東京大学、人間文化研究機構国文学研究資料館、同国立歴史民俗博物館など、多くの大学・研究機関から、アーカイブズ学・歴史学をはじめとする多彩な分野の研究者合計26人が集まって実施したものである。研究代表者は高埜利彦学習院大学文学部教授、事務局長は安藤正人国文学研究資料館アーカイブズ研究系教授がつとめた。学習院大学独自の取り組みというわけではないが、学習院大学に事務局が置かれ、事実上、学習院大学アーカイブズ学専攻の開設を念頭に置いた準備研究という性格を持っていたことから、ここで研究の概要を記しておく。

研究課題はアーカイブズ学の全体にわたるような幅広いものであるが、実際には次の8つのプロジェクトを設けて分担研究を行った。

- ・研究計画全体に関わるプロジェクト
  - プロジェクトA アーカイブズ学関連情報調査収集プロジェクト
  - プロジェクトB アーカイブズ学研究普及プロジェクト
- ・「アーカイブズの存在形態と保存活用の基礎理論」に関わるプロジェクト
  - プロジェクトC 日本近世史料プロジェクト
  - プロジェクトD 近代史料プロジェクト
  - プロジェクトE オーストラリア日本企業史料プロジェクト
- ・「国際情報ネットワーク化のためのシステム開発」に関わるプロジェクト
  - プロジェクトF メタデータ研究プロジェクト
  - プロジェクトG オーストラリア・アーカイブズシステム研究プロジェクト
- ・「アーキビスト教育養成プログラムの開発」に関わるプロジェクト
  - プロジェクトH 海外アーキビスト教育研究プロジェクト
  - プロジェクトI 国内アーキビスト教育研究プロジェクト

各プロジェクトの研究内容と研究成果については、『平成15年度～平成18年度科学研究費補助金基盤研究(A)「歴史情報資源活用システムと国際的アーカイブズネットワークの基礎構築にむけての研究」研究成果報告書』(研究代表者：高埜利彦、2006年)を見ていただくことにしたいが、主要な国際研究

---

集会と国内研究集会、ならびに海外での学会参加や調査のうち重要なものについては、次の「アーカイブズ学に関する研究集会の開催と参加」に概要を掲載した。

#### (4) アーカイブズ学に関する研究集会の開催と参加

アーカイブズ学専攻の設置準備過程では、学習院大学を会場として、関連する国際研究集会や国内研究集会が何度も開催された。また、関係者が海外での学会に参加した。これらの多くは、前項で述べたように科学研究費補助金を活用したものであり、必ずしも学習院大学単独の成果とはいえないが、以下ではとくにそれらを区別せず、主な研究集会等を年次順に記述したい。

#### 【2002年】

学習院大学国際シンポジウム「記録を守り 記憶を伝える— 21世紀アジアのアーカイブズとアーキビスト—」(2002年12月7日、学習院大学西5号館B1教室)

学習院大学は2003年度より、大学院にパイロット・プロジェクトとしてアーカイブズに関する専門科目を設けることになったが、それに先立ち、中国と韓国から専門家を招いて、アーカイブズ学研究とアーキビスト養成のあり方をめぐる国際シンポジウムを開催した。主催は学習院大学、企画委員会は高埜利彦学習院大学教授を中心に、安藤正人国文学研究資料館教授、青山英幸北海道立文書館専門員、保坂裕興駿河台大学助教授、森本祥子国語研究所研究員の4人で構成された。シンポジウムでは、馮惠玲中国人民大学副学長・档案学院長「紙メディアをこえて—情報時代の中国における档案事業及びアーキビスト教育と養成—」、金翼漢韓国明知大学校教授「エリートモデルの虚と実—新しい韓国のアーキビスト教育—」、青山英幸北海道立文書館専門員「記録を守り記憶を伝える—日本からの報告—」の3本の報告が行われた。

#### 【2003年】

第1回アーカイバル・サイエンス研究会(2003年10月3日、学習院大学文学部会議室)

科学研究費補助金基盤研究(A)「歴史情報資源活用システムと国際的アーカイブズネットワークの基礎構築にむけての研究」(以下「アーカイブズ科研」と略称)による研究会で、ニュー・サウス・ウェールズ大学(オーストラリア)元上級講師のアン・ペダーソン氏(Ann Pederson)を招いて、「オーストラリアにおけるアーキビスト教育の発展と現状」“Development and the present condition of Australian archival education”という報告をしていただいた。

#### 【2004年】

①第1回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議(Asia and Pacific Conference for Archival Educators and Trainers, APCAE / 亜太地区档案教育国際学術研討会)(2004年4月17日~18日、中国人民大学[北京])

本国際会議は、国際アーカイブズ評議会アーカイブズ学教育研修部会(ICA/SAE)がアジアで初めて開催したもので、参加者は中国を中心に9カ国70余人。日本からは高埜利彦学習院大学教授、保坂裕興駿河台大学教授、安藤正人国文学研究資料館教授ら9人が参加した。会議のテーマは「交流、協力、相互影響— 21世紀アジア太平洋地域のアーカイブズ学教育の発展を—」(Communication, cooperation and cross-influences: developing archival education in Asia and Pacific Region in the 21st

century / 交流、合作、跨越—発展 21 世紀的亜太地区档案教育—) で、安藤正人が「アーカイブズ学研究とアーカイブズ学教育—日本の戦略—」(A Japanese strategy for developing archival science and archival education) を、保坂裕興が「日本の大学教育におけるアーカイブズ学教育の調和と確立のために—駿河台大学の事例から—」(Harmonizing and consolidating archival education among university education in Japan: the case of Surugadai University) を発表した。本国際会議については、安藤正人「アジアのアーカイブズ学研究とアーキビスト教育—『アジア太平洋地域アーカイブズ学教育国際会議』に参加して—」(『アーカイブズ学研究』第2号、2005年3月)を参照のこと。

②第2回アーカイバル・サイエンス研究会(2004年4月23日、学習院大学文学部会議室)

アーカイブズ科研による研究会で、アムステルダム大学教授で元オランダ国立文書館長のエリック・ケテラール博士(Eric Ketelaar)が「学際研究としての社会的文化的アーカイブズ学”Social and cultural archivistics in a multidisciplinary framework”という報告を行った。

【2005年】

①第3回アーカイバル・サイエンス研究会(2005年4月22日、学習院大学文学部会議室)

同じくアーカイブズ科研によるもので、インドネシア国立文書館館長のジョーコ・ウトモ氏(Djoko Utomo)を招き、「インドネシアにおける『アルシプ』の重要性と役割”The importance and the role of “Arsip” in Indonesia”と題する報告をしていただいた。

②ヨーロッパ地域アーカイブズ学教育国際会議(2005年8月30日～31日、アムステルダム大学)と第2回記録とアーカイブズの歴史国際会議(ICHORA2)(2005年8月31日～9月2日、アムステルダム大学)

前者の会議は国際アーカイブズ評議会アーカイブズ学教育研修部会(ICA/SAE)の主催、また後者はアムステルダム大学が中心になって開催したものである。日本から保坂裕興駿河台大学教授と安藤正人国文学研究資料館教授が出席。後者の会議において、安藤正人が“Treatment of records and archives in the Japanese colonies and occupied territories in Asia during the Second World War and its aftermath”と題する報告を行った。

③中国人民大学情報資源管理学院(档案学院)との日中研究交流会と中国におけるアーキビスト教育調査(2005年10月9日～10月12日、中国人民大学)

アーカイブズ科研の一環として実施されたもので、日本から高埜利彦学習院大学教授、安藤正人国文学研究資料館教授、保坂裕興駿河台大学教授、大友一雄国文学研究資料館教授、日露野好章東海大学助教授、山崎圭中央大学助教授、針谷武志別府大学助教授の7人が参加した。中国人民大学における研究交流会では、日本側から大友一雄「日本アーカイブズ高等教育の展望」、日露野好章「日本における档案教育の将来展望」、針谷武志「大学におけるアーカイブズ学課程の設置について」、山崎圭「現代アーカイブズ学教育における歴史学的位置」の各報告が行われた。中国側からは、趙国俊情報資源管理学院副院長「中国アーカ





きな意義があった。専門セミナーでの報告と公開講演の内容については、CD-ROM版の青山英幸編『電子時代のアーカイブズ学教育—第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議報告集—』（岩田書院、2008年）で読むことができる。

## ②研究集会「歴史情報資源とアーカイブズ・ネットワーク」（2006年12月9日～10日、学習院大学文学部会議室）

アーカイブズ科研の研究成果最終報告会で、日本アーカイブズ学会が共催して行われた。発表順に、森本祥子（国立国語研究所）「オーストラリアのアーカイブズ・システムをめぐって—オーストラリア国立公文書館の状況を中心として—」、藤吉圭二（高野山大学）「ヴィクトリア州立公文書館のVERSについて」、安藤正人（国文学研究資料館）「オーストラリア日本企業史料プロジェクトの概要」、市川大祐（北海学園大学）「オーストラリア国立文書館所蔵接收日系企業史料について」、和田華子（お茶の水女子大学大学院）「オーストラリア政府による在豪日系企業史料の接收過程について」、秋山淳子（お茶の水女子大学大学院）「接收日系企業史料の内容とシリーズ目録の編成について—Nosawa & Co.の事例—」、五島敏芳（国文学研究資料館）「日本における記録史料総合目録のための提案」、加藤聖文（国文学研究資料館）「近現代史料のEADによるネットワーク化の実例報告」、高埜利彦（学習院大学）「高田専修寺における史料保存の現状について」、保坂裕興（駿河台大学）「世界のアーキビスト教育機関」の10本の報告があった。

## 【2007年】

学習院大学公開講演会「記録を守り記憶を伝える—アーカイブズ学への招待—」（2007年11月17日、学習院大学西2号館501教室）

2008年4月にアーカイブズ学専攻が正式に開設されることになり、その記念として公開講演会を開催した。主たる講演者はフランスのエコール・デ・シャルト教授ブルーノ・デルマ博士で、「フランスのアーカイブズとアーキビスト—1500年の歴史をたどる—」という興味深い話をされた。その内容は、本書第1部に掲載した。

## 3. アーカイブズ学専攻の設置申請

長年にわたる土台づくりと、さまざまな準備作業を経て、アーカイブズ学専攻の設置計画が学習院大学大学院人文科学研究科委員会に提案されたのは、2006年9月である。学内での審議、承認手続きを経て、2007年5月に文部科学省への設置申請が提出された。

文部科学省に提出した設置申請書類には、「設置の趣旨及び必要性」として、おおむね以下のようなことが記された。

まず教育研究上の理念、目的として、(1)この新専攻がアーカイブズ学の研究ならびにアーカイブズに関する専門職（アーキビスト）の養成を目的とするわが国初の本格的な大学院専攻課程として設置されること、(2)わが国はアーカイブズ・システムの整備とアーキビストの養成が諸外国に比べて極めて遅れており、行政機関から民間企業にいたるまで、今後あらゆる組織体は自ら有する情報資源を有効に活用するとともに、これを広く一般に公開して社会への説明責任を果たすためにも、アーカイブズ・システムの整備とアーキビストの配置が強く求められていること、(3)以上のような状況に鑑み、新専攻ではアーカイブズ活動の学問的基盤としてアーカイブズ学（archival science）の研究に本格的に取り組み、

---

わが国独自のアーカイブズ学の構築をめざすとともに、広い国際的視野と高い学術能力を持ち、かつ地域や組織の現実課題に正面から取り組む意欲と力量を兼ね備えた専門職としてのアーキビストを育成しようとするものであること、を述べた。

次に、人材育成のねらいとして、博士前期課程では、高度の専門的職業人であるアーキビストの養成に重点を置くとし、行政・企業等において記録管理やアーカイブズ関連業務に携わっている現職者、あるいは博物館・図書館等でアーカイブズ資料を取り扱っている学芸員や司書なども積極的に受け入れ、高度専門職としてのリカレント教育にも力を入れる点を強調した。また博士後期課程では、アーカイブズ学研究を強力に推進し、同時にアーカイブズ学教育者としてアーキビスト養成をも担っていけるような、世界に通用する研究者の養成に重点を置くとした。

新専攻の名称については、この学問分野を意味する *archival science* または *archive studies* が、日本では「アーカイブズ学」と訳されることが多くなっている現状にかんがみ、新専攻の設置趣旨を明確に示すためにも「アーカイブズ学専攻」(Graduate Course in Archival Science) がもっともふさわしい名称として選ばれた。

こうして、アーカイブズ学専攻は、2008年4月に正式設置の運びとなった。

# 専攻開設式の記録

2008年4月8日午前11時から、東1号館801号室において、アーカイブズ学専攻の専攻開設式が行なわれました。専攻主任の安藤教授より挨拶があり、続けて教員・スタッフの紹介、院生の自己紹介等がなされました。

## 主任挨拶

本日ここに、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻がスタートを切ることになりました。まずは、皆さんとともに、新専攻の船出を祝いたいと思います。

第一期生としてお迎えするのは、博士前期課程8人、博士後期課程4人の合計12人。いずれも、アーカイブズ学の勉強意欲に燃えた優秀な皆さんです。また、嬉しいことに、外国人特別研究員1名が韓国から皆さんの仲間に加わることになり、早くも初年度から国際的な研究環境が芽生えることになりました。一方、教員の方は、5人の専任教員と9人の講師の合計14人。これに3人の事務室スタッフを加え、アーカイブズ学専攻研究室は、総勢ちょうど30人という規模で出発いたします。

さて、アーカイブズ学の大学院課程を設置することは、日本のアーカイブズ界の長年の夢でした。早くは1969年に、日本学術会議が「歴史資料保存法」の制定を政府に勧告する中で、文書館専門職を養成する大学院の必要性を指摘していますが、私たちが本格的にこの問題に取り組むきっかけとなったのは、1986年にICA（国際アーカイブズ評議会）から派遣されて来日したマイケル・ローパー氏の日本に対する勧告でした。この中でローパー氏は、アーカイブズの整備とともに専門職としてのアーキビストの養成が急務であることを強く訴えたのでした。以来20年。多くの人々がアーカイブズ学大学院の設置に向けて努力を積み重ねてきましたが、本日ようやく、本専攻の設置という形で、その夢が実現したわけであります。早い時期からこの運動に携わってきた者の一人として、私は、これまで尽力されてきたすべての関係者の皆さん、とりわけ本専攻の設置に向けて苦労を重ねてこられた高埜先生をはじめとする学習院大学の方々に心よりの敬意と感謝の気持ちを表したいと思います。

私たちのアーカイブズ学専攻は、学習院大学東1号館8階のこの小さな部屋で、いわばひっそりと小さな産声をあげたわけですが、私は、日本のアーカイブズの歩みにおいて、いや、それにとどまらず日本社会の歴史において、たいへん大きな意味を持つ出来事だろうと思っています。あ



らためて言うまでもありませんが、アーキビストには、「記録を守り、記憶を伝える」ことを通じて、平和で豊かな市民社会の構築と発展に寄与する、という崇高な使命があります。そのような重要な役割を担う 21 世紀の新しいプロフェッションが、これから、ここから育っていく。今日は、その第一歩なのであります。そういう



意味で、私は、この歴史的なイベントに参加することができた幸運を皆さんとともに喜びたいと思うと同時に、私たちが社会に対して負っている責任の重さを痛感し、改めて身の引き締まる思いがいたします。

本専攻に対する期待は、日本国内だけのものではありません。ご承知のように、近年、韓国や中国などの近隣諸国と日本との間には、歴史認識の問題などをめぐって摩擦が起きています。私は、この問題を通じて、日本のアーカイブズ制度の不備が直接、間接に批判されているように感じています。東南アジアからも、日本占領時代におけるアーカイブズの破壊や流出を問題視する声があがっています。これらの問題を解決するには、アジアと世界に開かれたアーカイブズ・サービスの向上を図っていく以外に手はありません。そして、それはアーキビストの仕事です。そのような仕事を通じて国際理解の橋渡し役となっていく。これも、アーキビストに期待される重要な任務であろうと思います。

本専攻に在籍される数年間の間に、皆さんに勉強していただきたいことはたくさんあります。アーカイブズ学は、あらゆる学問の基礎に関わるのみならず、人間が行うすべての創造的活動の土台をつくるもの、と言っても過言ではありません。アーカイブズあるいはアーカイブズ学の世界は限りなく広いのです。皆さんひとりひとりが最終的に選ぶ研究テーマや、実際に仕事で携わる分野は、比較的狭いものにならざるを得ないかもしれませんが、せっかく大学院に来ているのですから、本専攻で学ぶ数年間は、できるだけアーカイブズあるいはアーカイブズ学の無限世界の一端に触れていただきたいと思います。そのためには、ある程度、研究上の冒険をやってもいいのではないのでしょうか？ 研究テーマや研究



のフィールドをこれまでのテーマやフィールドから一歩進めてみる、あるいは少し別のところに置いてみる。もしそれが難しければ、これまでのテーマやフィールドを続けながらも、できるだけ別の観点や分野から見直してみる、といった試みをぜひやっていただきたいと思います。そういうことが可能なのも、大学院という学問の場の特権です。

本専攻は、日本で初めてのアーカイブズ学専攻ですから、学生の皆さんだけでなく、教員もみんな 1 期生です。つ

まり、カリキュラムの構成も、ひとつひとつの授業も、いわばすべてが試行錯誤の第1歩だということです。したがって、私は、本専攻の授業はすべて、学生の皆さんと教員とが一体になってアーカイブズ学を研究していく、そして、アーカイブズ学の学問体系を共に構築していく、そのための研究会であろう、というふうに考えています。そもそも、大学院の授業というものは、アーカイブズ学に限らず、すべて研究会的性格を持つべきものではないかと私などは信じ込んでいるのですが、本専攻の場合は、日本のアーカイブズ学がまだまだ揺籃期にあるだけに、余計そういうことがいえるのではないかと考えています。そういう意味で、私は本日ここに、日本のアーカイブズ学研究やアーキビスト教育の中核となるべき、新しい、活力に満ちた30人の研究グループが誕生した、と考えています。

何はともあれ、楽しくやりましょう。学問は楽しくなければなりません。さいわい、アーカイブズ学ほど楽しい学問はありません。楽しくなくなったら私はやめるつもりです。皆さんの今後のご努力とご協力に心より期待し、アーカイブズ学専攻開設のご挨拶といたします。

# 教育課程とカリキュラム

本専攻の教育課程は、博士前期課程と博士後期課程からなり、定員は1年度につきそれぞれ15名と3名である。前期課程は基本的にアーキビストを、後期課程はアーカイブズ学を発展させたり、教育したりできる研究者を育成することを目的にしている。これを担う専攻スタッフは、専任教員6名(うち助教1名)、アーカイブズ学の様々な分野でリーダーとして活躍している講師9名、助手(正職員)1名と非常勤職員数名により構成されている。

カリキュラムの内容については、表「博士前期課程の授業科目とカリキュラム」をご覧ください。全体構成としては、演習・実習系科目が「必修」、講義系科目が「選択必修」、また学際系科目が

表 博士前期課程の授業科目とカリキュラム

科目の種類	科目名	単位	テーマ(授業内容)
必修	アーカイブズ学演習	8	研究能力及び問題解決能力の育成、学位論文指導(2年連続履修)
	アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ	4	整理と記述の理論およびその実践的修得
	アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ	4	コンピュータ情報処理論およびその実践的修得
	アーカイブズ実習	8	週毎の授業とアーカイブズ機関実習(年2週間)(2年連続履修)
(必要単位数)		(24)	
選択必修	アーカイブズ学理論研究Ⅰ	4	基礎理論(情報理論、アーカイブズ理論、法制度、倫理、教育・普及等)
	アーカイブズ学理論研究Ⅱ	4	日本及び海外アーカイブズ史
	アーカイブズ学理論研究Ⅲ	4	海外基本文献講読
	記録史料学研究Ⅰ	4	前近代日本の組織と記録
	記録史料学研究Ⅱ	2	近現代日本の組織と記録(国、地方自治体など)
	記録史料学研究Ⅱ	2	近現代日本の組織と記録(企業など)
	記録史料学研究Ⅲ	4	東アジアの組織と記録
	アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ	4	アーカイブズ管理論(システム設計から保存、公開、活用まで)
	アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ	4	レコード・マネジメント論(電子記録を含む)
	アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ	4	保存論(資料保存の考え方から修復・複製までの理論と方法)
(必要単位数)		(4)	
選択	情報資源論Ⅰ	2	図書館情報学概論(アーカイブズとの比較を含む)
	情報資源論Ⅱ	2	博物館情報学研究(資料のドキュメンテーションほか)
(必要単位数)		(一)	
	総計	30以上	

「選択」となっており、必要単位数を満たしながら合計 30 単位以上を修得するものとなっている。「修士(アーカイブズ学)」の学位を取得するためには、このほかに修士論文を提出し、最終審査に合格することが要件となる。

これらの授業科目は、次のような考え方により編成されている。図「カリキュラムの考え方」を併せて参照していただきたい。すなわち、学生は「コア科目」を中心に「学際科目」・「応用科目」を学びつつ、修士論文を執筆することとなる。「コア科目」は、「基礎理論」、「資源研究」、「管理研究」からなり、アーカイブズ学の中核的知識を体系的に学ぶものであり、そのうち整理記述論やコンピュータ情報処理については特に演習科目を用意し、それらを実践的に学ぶことができるようになっている。「学際科目」は、図書館情報学や博物館情報学を取り上げ、より広い情報資源学の専門領域からアーカイブズをとらえる視点を獲得し、また相互の連携・協力について学ぶものである。「応用科目」は、修士論文に向けて研究発表・討議をおこなう演習と、科目学習によって学んだ理論・方法等がアーカイブズ機関においてどのように実践されているかを学ぶ実習からなる。

前期課程に入学した学生は、実際には次のように学習・研究を進めていくこととなる。すなわち、1) ホームルーム機能を併せもつ「アーカイブズ学演習」(必修)で履修、研究発表、討論、論文執筆等の指導を受けながら、2) 原則として1年次に履修する「アーカイブズ学理論研究Ⅰ(基礎理論)」と「アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ(アーカイブズ管理論)」により根幹となる知識を身に付け、3) 自らの研究課題に沿って科目学習を進め、4) 2年間にわたる「アーカイブズ実習」により現場での実習に臨み、学習・研究した知識を現実の文脈の中に位置づけ、確かなものとする。そして、5) 以上と並行しながら、研究成果を修士論文に取りまとめることとなる。なお、授業科目は平日の6時限目と土曜日にも配置し、社会人学生が2年間で修了できるよう配慮している。

一方、博士後期課程は、同様の授業科目の中から「アーカイブズ学演習」を含めて20単位以上を履修し、博士論文を提出の上、最終審査に合格した場合に「博士(アーカイブズ学)」の学位を取得できる。後期課程学生の研究テーマとしては、現在のところ、アーカイブズ史、アーカイブズ記述論、公共アーカイブズ・システム論が取り上げられている。

カリキュラムの編成・実施にあたって意を注いだのは、特に博士前期課程に関して、どのようにして〈学術研究に裏打ちされた知識〉を身に付けさせ、それを基とした〈実践の力〉を備えさせるかということであった。この背景には、日本では未だに記録・アーカイブズに対する理解が不足しており、その取り組み自体が遅れているという認識がある。専攻ではこのため四つの措置をとった。

第一には、カリキュラムをアーカイブズ学教育の国際的なガイドラインに沿うものとし、また国際水準の学識を摂取できるように配慮した。その際に参照した指針の例としては、マイケル・クック氏がユネスコの RAMP スタディー・シリーズの一冊として著した「記録管理と現代アーカイブズ管理のカリキュラム開発指針」(Cook, Michael. *Guidelines for curriculum development in records management and the administration of modern archives*, UNESCO, 1982) や、アメリカ・アーキビスト協会「アーカイブズ学大学院教育課程の指針」(Guidelines for a Graduate Program in Archival Studies, the Society of American Archivists, 2002) などが挙げられる。また、開設1年目には韓国、2年目には中国に研修に行き、海外のアーキビスト、アーカイブズ学生と交流することを通して、世界のアーカイブズに共通する理想と目的があることを確かめてきた。第二に、学際的構成をもつアーカイブズ学は幅広い関連分野をもつが、日本におけるそれぞれの分野のトップリーダーを講師に迎え、深く多彩な授業科目を配置するとともに、前期課程学生には合計40単位以上を目標として科目履修するよう指導し、最良の環境で知識学習を十

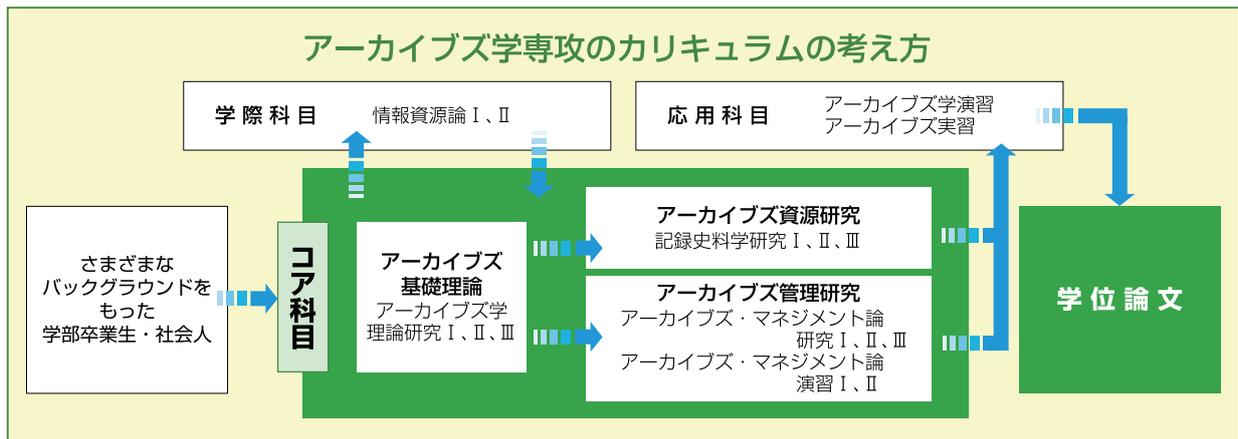


図 カリキュラムの考え方

分に進めてもらうこととした。前期課程第1期生については、ほぼこれが達成された。第三には、世界的に活躍しているアーキビスト／アーカイブズ学者を招聘し、学生を対象とした特別講義を開催したり、専攻の教育・研究について助言をいただいたりしてきた。開設前年の2007年にはブルーノ・デルマ教授(エコール・デ・シャルト、フランス)、2008年にはデビッド・グレイシー教授(テキサス大学、アメリカ)、2009年にはエリック・ケテラール教授(アムステルダム大学、オランダ)をこれまでに招聘してきた。また2009年1月からは菊池光興氏(国立公文書館前館長、現在、同館特別相談役)を本学客員教授として迎え入れている。第四は、「アーカイブズ実習」(4単位)のうちアーカイブズ機関等での実習を年間2週間とし、2年間で4週間で必須のものとして課すこととした。これにより、アーカイブズ機関等が、その様々な背景の中でアーカイブズ学の理論・方法等を実状に即したものに変更したり、より具体的に発展させたりして機関の特徴を形作っている様子や、現場の専門家(アーキビスト等)に監督・指導をうけることを通して、その特徴的な考え方や態度に接し、対話と実践の力の有り様を学んでもらうこととした。

なお、2009年7月には「公文書等の管理に関する法律」が公布され、これまでも増して国や地方公共団体による記録・アーカイブズの管理が推進される見通しとなった。専攻では、ここから巣立っていくアーキビストにとっても、記録・アーカイブズに関する法律と行政の知識がより重要になると考え、2010年度から〈アーカイブズ法制度〉について学ぶことのできる授業科目を1コマ増設することとした。

# 専攻研究室の紹介

2007年夏、本学戦略枠事業の経費により、専攻準備室を開室し、専攻開設に向けての準備に取りかかった。主に、①専攻開設に際しての広報活動、②ブルーノ・デルマ教授公開講演会、③授業科目・内容の研究報告会運営補助、④受験希望者への対応、が非常勤職員1名(池田緑)および文学部長室副手のサポートによって進められた。

2008年4月、東1号館8階に研究室を開設。事務室と閲覧室(院生室)が一部屋ずつとなっており、教員と副手の他、非常勤職員3名(桑尾光太郎、小宮山敏和、伊藤陽子)の助けを得て、開設1年目の研究室の整備および運営を行った。現在、閲覧室にはパソコン、プリンター、コピー機、フィルムスキャナー等の基本設備を配置し、院生に活用されている。

2009年1月に文学部地下書庫に専攻のスペースが確保され、2010年1月現在の蔵書数は約1400冊、雑誌・紀要・ニューズレター類も100タイトル余り収集している。

2009年4月には助教が着任し、今年度の事務室は、助教・副手・非常勤職員1名(後藤秀和)で運営している。



開設準備中の閲覧室

## スタッフ紹介

安藤正人 教授(あんど う まさひと)

[専門分野]

アーカイブズ学理論、アーカイブズ史、日本近世・近現代記録史料論

[略歴]

学歴

1975年 3月 東京大学文学部国史学科卒業

1977年 3月 東京大学大学院人文科学研究科修士課程修了

1987年 9月 ロンドン大学ユニバシティ・カレッジ大学院アーカイブズ学修士課程修了

2008年 1月 ロンドン大学博士号(Ph. D)取得(アーカイブズ学)

職歴

1977年 4月 国文学研究資料館・史料館助手

1990年 4月 国文学研究資料館・史料館助教授

---

1998年 4月 国文学研究資料館史料館教授

2000年 4月 - 2003年 9月

東京大学大学院人文社会系研究科教授併任

2003年 4月 総合研究大学院大学文化科学研究科教授併任

2004年 4月 人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究系教授

2008年 4月 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻教授(主任)

#### [アーカイブズ学専攻で学ぶ人たちに]

本専攻は「記録を守り、記憶を伝える」という言葉をキャッチフレーズのように使っています。その意味がおわかりでしょうか？ アーカイブズ学には、そしてアーキビストには、民主主義の砦としての、歴史の番人としての大切な社会的使命があるということです。本専攻で学ぶ人たちは、何よりもその自覚を持っていただきたいと思っています。本専攻は、日本で初めての本格的なアーカイブズ学研究・アーキビスト育成の拠点として生まれました。みなさんの前に道はなく、みなさんが道を作るということです。厳しい学習を覚悟してください。教員も同じ覚悟です。もちろんパイオニアには、パイオニアならではの楽しさもあります。いろいろな試みに挑戦して一緒に楽しくやりましょう。アーカイブズ学には「地域に足を、世界に目を」という考え方が大切です。研究の立脚点を地域の現実にしかりと置く、しかし常に地球的な視野でものごとを考える、ということです。このため、私は学生のみなさんとともに、できるだけ多く、日本や世界のアーカイブズを見て歩きたいと思っています。

#### 入澤寿美 教授 (いりさわ としはる)

##### [専門分野]

情報技術理論研究

##### [略歴]

###### 学歴

1971年 3月 富山大学文理学部理学科数学専攻卒業

1972年 3月 富山大学文理学部理学専攻科数学専攻修了

1972年 4月 - 1973年 3月

学習院大学理学部自然科学研究科研究生

1976年 3月 学習院大学理学部自然科学研究科修士課程物理専攻修了

###### 職歴

1976年 4月 学習院大学計算機センター助手

1980年 5月 学習院大学理学部助手

1990年 4月 学習院大学計算機センター講師

1993年 4月 学習院大学計算機センター助教授

2001年 4月 学習院大学計算機センター教授

#### [アーカイブズ学専攻で学ぶ人たちに]

歴史的文化遺産を保存し活用するアーカイブズ学において、インターネットに代表される情報通信技術は、大変有効であります。

一口に情報通信技術とはいっても、デジタル保存技術・電子メディア・ネットワーク技術・コ

コミュニケーション手法・情報セキュリティなどその分野は多岐にわたるうえ、その発展は目覚しく、これらの全てを極めることは非常に困難であります。しかし、アーキビストには、過去に保存された情報を取り出し新たな文化遺産を情報として後世に残すために、これまでの情報処理の理論・技術を知り、これからの情報通信技術を見通す目が要求されます。

担当授業では、コンピュータ教室での演習形式で行います。本演習でアーカイブズにおけるデジタル情報管理の基礎を習得することにより、将来、アーキビストとして最新の情報通信技術に触れる際の礎を築くことを目的としています。

### 高埜利彦 教授 (たかの としひこ)

#### [専門分野]

記録史料学研究

#### [略歴]

学歴

1972年 3月 東京大学文学部国史学科卒業

1974年 3月 東京大学大学院人文科学研究科中退

職歴

1974年 4月 東京大学史料編纂所

1981年 4月 学習院大学文学部助教授

1990年 4月 学習院大学文学部教授

#### [アーカイブズ学専攻で学ぶ人たちへ]

日本の社会にはアーカイブズ制度がありませんでした。そのために社会保険庁が記録を廃棄するなど、これまでに困った問題は幾度もあります。しかしながら相変わらず記録文書を隠蔽したり廃棄したりする考え方を根本から改めようという機運も起こってきません。これからの社会は日本単独で鎖国をして生きていくことはできません。世界の常識と歩調を合わせ、法令順守や組織統治を行い、説明責任を果たしていかなければなりません。そのためにはアーカイブズ制度が必要不可欠になります。発生する記録をいかに保存しアーカイブズ化するか、これからの大きな課題です。この課題に取り組むために、世界のアーカイブズ学に学び、経験を積んで行くことが重要になります。アーカイブズ学専攻で学んだ皆さんが、日本や世界でこれからのよりよい社会形成に力を発揮されることを、私どもは心より期待をいたしております。

### 武内房司 教授 (たけうち ふさじ)

#### [専門分野]

記録史料学研究

#### [略歴]

学歴

1981年 3月 東京大学文学部東洋史学科卒業

1983年 3月 東京大学大学院人文科学研究科東洋史学専門課程(修士)修了

1985年 3月 東京大学大学院人文科学研究科東洋史学専門課程(博士)中退

## 職歴

1985年 4月 高知大学人文学部専任講師

1989年 4月 高知大学人文学部助教授

1990年 4月 学習院大学文学部助教授

2001年 4月 学習院大学文学部教授

### [アーカイブズ学専攻で学ぶ人たちへ]

これまで、中国・台湾・ヴェトナム・フランスなどにある文書館を訪れ、多くの恩恵を受けてきました。第三者の解釈や加工の加わっていない過去の直接の記録ほど多くのことを訴えかけるものはありません。そうした体験が可能となるのも、記録をてがかりに、過去の記憶を甦らせたいと願う多くの人々の声に答えようとするアーキヴィストの粘り強い整理の努力があるからだと思います。中国をはじめとして、アジアのアーカイブズとアーキヴィストたちの活動の歴史に触れながら、アーカイブズ学の構築に向けてともに学んでいければと思っています。

## 保坂裕興 教授 (ほさか ひろおき)

### [専門分野]

アーカイブズ学、アーキビスト教育論

### [略歴]

#### 学歴

1985年 3月 学習院大学文学部史学科卒業

1989年 3月 学習院大学人文科学研究科博士前期課程(史学専攻)修了

#### 職歴

1989年 4月 学習院大学史料館助手

1994年 4月 駿河台大学文化情報学部専任講師

1998年 4月 駿河台大学文化情報学部助教授

2005年 4月 駿河台大学文化情報学部教授

2008年 4月 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻教授

### [アーカイブズ学専攻で学ぶ人たちへ]

どうしても明らかにしたい〈過去〉、いつまでも大切にしたい〈現在〉、こうありたいと願望する〈未来〉。これらの三つとは言わないまでも、少なくとも一つを強く心に抱く者がアーカイブズへの道を歩むのだらうと思っています。戦争をめぐる真実、丹誠を込めて行う仕事、子供たちの希望にあふれる社会…、様々なことがあると思います。これらに対して誠実に向き合い、何かの現実的な手段を講ずるとすれば、その一つが〈アーカイブズ〉ではないでしょうか。

この手段を使いこなす力を、私たちは必ずしも十分に身につけていません。諸方面からのご協力をいただきながら、この専攻に集う皆さんとともにアーカイブズ学を深く研究し、多様性豊かに実験・開発して、〈アーカイブズ文化〉の基礎を築いていきたいと思っています。

## 森本祥子 助教 (もりもと さちこ)

### [専門分野]

アーカイブズ学

## [略歴]

## 学歴

- 1991年 3月 お茶の水女子大学文教育学部史学科卒業  
 1993年 9月 お茶の水女子大学大学院人文科学研究科史学専攻(修士課程)修了  
 1994年 11月 ロンドン大学ユニバシティ・カレッジ大学院アーカイブズ学修士課程修了

## 職歴

- 1995年 4月 国文学研究資料館史料館 COE 研究員  
 1998年 4月 藤沢市文書館非常勤嘱託  
 2000年 4月 埼玉県立文書館非常勤嘱託  
 2001年 4月 国立国語研究所研究員  
 2009年 4月 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻助教

## [学会や社会における活動]

- 1997年 4月-1999年 3月  
 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 出版・編集委員会委員  
 2004年 4月-  
 日本アーカイブズ学会 委員(編集担当、研究小委員会委員)  
 2005年 4月-2007年 3月  
 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 大会企画委員会委員  
 2009年 4月-  
 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 研究・調査委員会委員

## 浅井千香子 副手(あさい ちかこ)

## [略歴]

## 学歴

- 2002年 3月 学習院大学文学部史学科卒業

## 職歴

- 2002年 4月 学習院大学文学部史学科副手  
 2005年 4月 学習院大学人文科学研究科副手  
 2008年 4月 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻副手

## [学会や社会における活動]

- 2001年- 甲州史料調査会事務局  
 2005年- NPO 法人歴史資料保存継承機構理事  
 2004年 9月 報告「川口の道祖神」(甲州史料調査会成果報告会、「野沢富家文書から見る川口の道祖神」として、甲州史料調査会成果報告会報告書『河口湖の古文書と歴史 その2』に所収)  
 2007年 12月-  
 解説執筆「日光御社参之記」他(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵 丹鶴城旧蔵幕府史料』第6・13・14・16巻、ゆまに書房)

## 講師

大友一雄 (おおとも かずお)

(アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ(アーカイブズ整理記述論))

加藤聖文 (かとう きよふみ)

(アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ(アーカイブズ整理記述論))

古賀崇 (こが たかし)

(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ(レコード・マネジメント論))

小風秀雅 (こかぜ ひでまさ)

(記録史料学研究Ⅱ(近現代の組織と記録))

高山正也 (たかやま まさや)

(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ(レコード・マネジメント論)、情報資源論Ⅰ(図書館情報学研究))

中島康比古 (なかじま やすひこ)

(アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ(アーカイブズ情報処理論))(2009年度)

中野目徹 (なかのめ とおる)

(記録史料学研究Ⅱ(近現代の組織と記録))

水嶋英治 (みずしま えいじ)

(情報資源論Ⅱ(博物館情報学研究))

牟田昌平 (むた しょうへい)

(アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ(アーカイブズ情報処理論))(2008年度)

安江明夫 (やすえ あきお)

(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ(記録史料保存論))

## 客員教授

菊池光興 (きくち みつおき)

2009年 1月 1日 -

## 客員研究員

Eric Ketelaar (エリック・ケテラール)

2009年 10月 8日 - 2009年 11月 7日

日本学術振興会外国人研究員

金慶南 (キム・ギョンナム)

2008年 4月 1日 - 2010年 3月 31日

(受入担当教員：高埜利彦教授)



アーカイブズ学専攻スタッフ(2010年2月)

## 学生紹介

アーカイブズ学専攻の学生は、以下の通りの構成です。(2010年1月現在)

- 博士後期課程2年 4名
- 博士前期課程2年 8名
- 博士前期課程1年 8名
- 研 究 生 1名
- 科目等履修生 6名 (参考:2008年度 6名)

### 大学院生研究テーマ一覧

- ・地域映像アーカイブ
- ・フィルムの保存の動向と課題について
- ・兵事資料の構造
- ・アーカイブズとしての帝国議会資料
- ・廣池千九郎関係史料のアーカイブズ学的分析と考察
- ・タイ国立公文書館における第二次大戦中のタイ日本関係公文書の概要とその利用体制
- ・文書館におけるファイルセンターの構築について
- ・アーカイブズとしての高島屋史料館—高島屋美術部創設百年を契機として—
- ・中華民国初期の文書制度に関する一考察
- ・ミュージアム・アーカイブズの確立とその可能性について—東京国立博物館をモデルケースとして—
- ・海外引揚問題のアーカイブズ学的研究—愛媛県旧魚成村役場文書の構造分析を中心に—
- ・年史編纂事業と学校アーカイブズ試論
- ・アテーナイのアーカイブズ・システム
- ・現代個人のアーカイブズに関する事例研究—永山則夫とその「記録」—
- ・アーカイブズにおける展示活動の役割
- ・アーカイブズをめぐる公共性の契機について
- ・歴史的見地からみたアーカイブズの可能性について
- ・現代記録のタイトル記述法に関する研究
- ・日本における自治体アーカイブズ学の構築—地方自治体に求められるアーカイブズ・マネジメント・システムの研究—
- ・台湾総督府文書の史料論

# アーカイブズ学専攻 2年間の活動

## 2007 (平成 19) 年

- 11月17日  
公開講演会  
(講演者：ブルーノ・デルマ教授、安藤正人教授)

## 2008 (平成 20) 年度

- 4月1日  
専攻開設
- 4月8日  
入学式、専攻開設式(東1号館 801室)、  
新入生ガイダンス(同)
- 4月11日  
授業開始
- 4月12日  
非常勤講師打ち合わせ会
- 5月10日  
共同通信社の取材  
(FEATURE欄、2009年5月12日掲載)
- 5月31日  
放送ライブラリー見学
- 6月7日  
学習院院史資料室見学
- 6月28日  
埼玉県立文書館見学
- 7月12日  
授業検討会
- 7月15日  
東京修復保存センター見学  
(アーカイブズ・マネジメント論研究 III)





- 8月2日  
入試説明会
- 9月27・28日  
大学院入試
- 10月16～23日  
デイビッド・グレイシー教授(客員研究員)滞日
- 10月18日  
入試説明会・専攻開設記念講演会  
(講演者：デイビッド・グレイシー教授)
- 10月20日  
グレイシー教授特別授業
- 10月23日  
オマーン国立公文書庁視察団来校
- 10月31日～11月3日  
沖縄研修旅行
- 11月4日  
国立公文書館(保存部門)見学  
(アーカイブズ・マネジメント論研究 III)
- 1月9日  
渋沢史料館見学(記録史料学研究 II)
- 1月10日  
授業検討会
- 2月13日  
アーカイブズ機関実習検討会
- 2月19・20日  
大学院入試
- 3月8～11日  
韓国研修旅行

## 2009 (平成 21) 年度

- 4月8日  
入学式、新入生ガイダンス
- 4月11日  
学生主催ウェルカム・ランチ(東1号館 801 室)
- 4月18日  
「記録保存と現代」講師打ち合わせ会



- 5月15日  
国立公文書館見学  
(アーカイブズ・マネジメント論研究 I)
- 5月31日  
神奈川県立公文書館見学  
(アーカイブズ・マネジメント論研究 I)
- 6月12日  
菊池光興客員教授・高埜利彦教授特別対談
- 6月20日  
修士論文中間報告会
- 7月4日  
授業検討会
- 7月11・12日  
茨城・栃木研修旅行
- 7月17日  
紙資料補修実習
- 8月2日  
入試説明会
- 9月26・27日  
大学院入試
- 9月29日  
有限会社資料保存器材見学  
(アーカイブズ・マネジメント論研究 III)
- 10月10日～11月8日  
エリック・ケテラル教授(客員研究員)滞日
- 10月14・21日・11月4日  
ケテラル教授特別講義
- 10月24日  
入試説明会・講演会  
(講演者：エリック・ケテラル教授)
- 11月14日  
修士論文最終報告会
- 12月12日  
東京国立近代美術館フィルムセンター見学
- 1月7日  
国文学研究資料館見学  
(アーカイブズ・マネジメント論研究 III)
- 1月12日  
修士論文提出締切日



- 1月16日  
授業検討会
- 2月15日  
修士論文口述試験
- 2月18・19日  
大学院入試
- 2月20日  
アンドリュー・プレスコット教授 &  
ジェームズ・カラル博士(グラスゴー大学)との  
交流会
- 2月24日  
アーカイブズ機関実習検討会
- 3月9～12日  
北京研修旅行
- 3月20日  
修了式

# アーカイブズ実習

本専攻の教育課程の特徴の一つとして、博士前期課程のカリキュラムの中に授業科目「アーカイブズ実習」を必修として配置していることがあげられよう。この授業科目は、通年4単位、前期課程修了には2年間8単位が課されるものであり、学内における週毎の授業と実際のアーカイブズ機関等における実習(1年につき2週間)から構成される。前者では、アーカイブズ資料の取り扱いから実習機関における行動基準等に至るまでを事前学習として行い、実習後には報告・ディスカッションを行うとともに、研究課題へのフィードバック等を指導するものとなっている。一方、後者については、「『アーカイブズ実習』実施要領」(後掲)を定め、また「アーカイブズ実習の手引き」を用意して進めている。

機関等における実習の目的については、この「手引き」の中で次のように位置づけている。

- 1) 大学における科目学習で得た知識が、アーカイブズ機関においてどのように実現されているかを観察ないし体験する。それは、指導担当者に随行したり、業務を部分的に補助したり、さらにその途中経過を取りまとめて発表したりすること等を通して行われる。
- 2) 特に実習機関が、その様々な背景の中でアーカイブズ学の理論・方法等を実状に即したものに変更したり、より具体的に発展させて機関の特徴を形作ったりしていることに注目し、それを学習する。
- 3) アーカイブズ機関に従事する専門家(アーキビスト等)に監督・指導をうけることを通して、その特徴的な考え方や態度に接し、それを学習する。
- 4) 実習の中で学んだことを自らのアーカイブズ学研究の中にフィードバックし、それを修正・発展させる。ただしこれは主に、実習期間の終了後に「アーカイブズ実習」の授業を通して進められるものである。

開設後の2年間において機関実習は、全国のアーカイブズ機関等に多大なるご協力をいただき、次のように実施することができた。ここに、ご協力くださった機関名(カッコ内は受入人数)を記して、感謝の意を表するものである。

## 〈2008年度〉

埼玉県立文書館(2)、国立公文書館(2)、東京都公文書館(2)、神奈川県立公文書館(3)、  
寒川文書館(1)、天草市立天草アーカイブズ(1)

## 〈2009年度〉

埼玉県立文書館(2)、NHK アーカイブズ(1)、国立公文書館(2)、東京都公文書館(2)、  
賀川豊彦記念松沢資料館(2)、成蹊学園史料館(1)、慶應義塾福澤研究センター(1)、  
神奈川県立公文書館(3)、エル・ライブラリー 大阪産業労働資料館(1)、西予市城川文書館(1)、  
天草市立天草アーカイブズ(1)

## 〈参考資料〉 「アーカイブズ実習」実施要領

## (目的)

1. 本要領は、アーカイブズ学専攻授業科目「アーカイブズ実習」(4単位)の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

## (構成)

2. 本授業科目は、学内における授業(以下、授業とする)とアーカイブズ機関等における実習(以下、実習とする)によって構成する。

## (実習機関との取り決め)

3. アーカイブズ学専攻は、実習をお願いするアーカイブズ機関等(以下、実習機関とする)との間で実習の内容および期間等を協議し、文書を取り交わして、本実習を確実に進めていくものとする。

## (実習の期間)

4. 実習の期間は、二週間とする。これには、実習に必要な自宅研修の時間も含むものとする。  
二、この期間は、教育上の効果または実習機関の事情等を勘案し、複数に分割して実施することができるものとする。

## (内容)

5. 授業においては、実習が学生にとって適切かつ有益なものとなるように計画・準備、事前指導、事後の総括および研究指導をおこなうものとする。  
二、授業担当者は、実習生が実習機関のルール(守秘義務等)にしたがい、また情報の取り扱いに細心の注意を払うよう十分に教育・指導するものとする。  
三、実習は、授業担当者の実習機関との間で定めたプログラムにしたがい、実習機関の指導担当者との監督・指導のもとで実務研修を行うものとする。  
四、実習においては、次の全てあるいは一部について研修するものとする。
  - 1) 記録管理と取得・移管について
  - 2) 評価・選別について
  - 3) 編成・記述について
  - 4) 検索手段とレファレンス・サービスについて
  - 5) 保存・修復について
  - 6) 教育・普及プログラムについて
  - 7) 電子記録またはデジタル・アーカイブズについて
  - 8) その他のアーカイブズに関わる業務について

## (成績評価)

6. アーカイブズ学専攻は、実習機関の指導担当者より実習生の評価について報告を受けるものとする。授業担当者はそれを踏まえて、成績評価を行うものとする。

---

(安全管理)

7. アーカイブズ学専攻は、実習における学生の安全を確保し、また万一の事態にも備えるため、次の教育的配慮措置を行うものとする。

- 1) 事前教育において、多面にわたる安全確保の方策について教育・指導する。
- 2) 実習のプログラムは、学生にとって適切かつ安全なものとなるよう配慮するものとする。
- 3) 実習における損害等に備えて、学生は必要な保険に加入するものとする。

(緊急の連絡と対応)

8. 実習機関において、事故・ケガ、その他の不測の事態が発生した場合には、次のように対処するものとする。

- 1) 事故・ケガ、その他の不測の事態が発生した場合、学生は、指導担当者の指示に従うものとする。
- 2) 授業担当者は、実習機関の指導担当者等より通報を受ける。この際に、連絡がつかないことのないように、第二、第三の連絡先を用意しておき、その者が連絡を受けた場合には、必要に応じて適切な措置をとるとともに、授業担当者と専攻主任に連絡する。
- 3) 授業担当者は、実習機関に赴くなどして必要な措置をとるとともに、速やかに専攻主任に報告するものとする。また必要な場合には、人文科学研究科委員会委員長に報告するものとする。

(費用)

9. 学生は、次の相当費用を負担するものとする。

- 1) 実習機関に対する謝礼。一週間につき金 10,000 円とする。あらかじめ受領されないことが知られている場合には、徴収しないものとする。
- 2) その他、個別に必要となる教材等の費用。

(実習機関との相互的交流)

10. 実習機関の指導担当者より実習生の評価報告を受ける(第6条)に際しては、併せて本専攻の教育・研究に関し意見・助言等を受け付けるものとする。これを含め、当該年度の実習について報告書をまとめるとともに、実習機関に送付すること等を通して、相互的交流をはかるものとする。

11. この要領の改正は、アーカイブズ学専攻の専攻会議の議を経て行うものとする。

附則 本要領は、2008年4月1日より発効するものとする。

# さまざまな学外活動

## 1. アーカイブズ研修旅行とアーカイブズ機関見学

アーカイブズ学専攻では、国内や海外のアーカイブズ機関を訪ねて業務を実地に見学したり、職員の方々の話を聞いたりすること、あるいは国内や海外の関係する大学や大学院を訪問して学生間の研究交流を進めることなどが、アーカイブズ学の学習にとって極めて重要であると考え、設置当初からそのような機会をできるだけ多く設けるよう心がけてきた。さいわい、2008年度と2009年度の両年度にわたり、社団法人テキスタイル倶楽部からアーカイブズ学専攻への指定寄付金が授与されたので、専攻の行事として、2008年度には2泊3日の沖縄研修旅行と3泊4日の韓国研修旅行、2009年度には1泊2日の茨城・栃木研修旅行を実施した。また2010年3月には3泊4日の中国研修旅行を行う予定である。

### (1) 2008年度 沖縄研修旅行

日程 2008年10月31日(金)～11月3日(月)3泊4日 ※詳細は以下の通り

	午前	午後
10/31(金)	羽田空港発、那覇空港着	沖縄県公文書館
11/1(土)	沖縄県公文書館	沖縄の歴史・アーカイブズ見学(班別行動): 北谷町公文書館、世界遺産首里城、 沖縄県立博物館・美術館など
11/2(日)	阿波根昌鴻資料調査会	ヌチドゥタカラの家見学、伊江島戦跡巡り
11/3(月)	沖縄県平和祈念資料館	摩文仁の丘、ひめゆり平和祈念資料館 那覇空港発、羽田空港着

### 概要

初めての研修旅行は、その位置づけの変化とそれによる様々な困難さのゆえ〈記録と記憶〉に特別な思いを傾け、先進的なアーカイブズ活動を続けてきた沖縄に針路をとった。専攻教職員2名、学生12名(博士後期課程3名、同前期課程8名、科目等履修生1名)は、3泊4日をかけて本島南西部那覇市一帯、本島本部半島沖の伊江島、そして本島南端の戦争遺跡やアーカイブズ関連施設を巡った。

初日午後と二日目午前、沖縄県立公文書館を訪問し、数コマにおよぶ講義を受けながら館内をじっくりと見学し、最後にはそれぞれが実際に閲覧請求してアーカイブズ資料を手にとって見る事ができた。二日目午後は大きく二手に分かれ、歴史・アーカイブズ



見学を行った。この中には、庁舎正面玄関脇に施設をもち、たくさんの行政文書の移管を受けることで知られる北谷町公文書館を含んだ。

三日目は、貸切バスを使い、フェリーに乗って伊江島にわたった。まず阿波根昌鴻資料調査会、(財)わびあいの里を訪問し、その調査・普及活動に関する研修をうけ、会の方々と昼食を共にした後、阿波根氏の資料館である「ヌチドゥタカラの家」を見学した。その後には、伊江村史ご担当の川島淳氏にご案内いただき、島内の史跡・戦跡の見学を行った。

四日目は本島南端部に平和祈念アーカイブズの見学にでた。午前には、沖縄県平和祈念資料館と隣接する摩文仁の丘、そして午後にはひめゆり平和祈念資料館を見学した。この二つの施設は性質が異なっていたが、我々は、沖縄戦の辛く悲しい過去と未来の平和祈念をとり結ぶ幅広い活動、そして専攻が掲げるテーマでもある「記録を守り、記憶を伝える」活動の意義をあらためて深く考えることとなった。



### 学生レポート

#### 沖縄県公文書館から学んだ民主主義

博士後期課程 1年 清水恵枝

沖縄県公文書館(以下県公文書館)は、平成7年(1995)に総務部の出先機関として設置された。翌年からは財団法人文化振興会に業務を委託し、平成19年(2007)より指定管理者による業務運営を行っている。県公文書館には研修初日と2日目にあたる10月31日と11月1日に訪れた。講義を担当して下さった仲本和彦氏は、米国国立公文書館(以下NARA)において、沖縄に関する資料を調査し収集するための任務にあたっていた経験をお持ちである。仲本氏は講義のねらいを、沖縄戦を通して記録の重要性を考えることと、日本の記録管理における不備について考えることとされていた。講義はNARAに保存されている沖縄の記録から、アメリカの記録に対する認識について学び、また逆にそこからうかがえる日本の記録システムの現状を考えさせられるものであった。

アメリカと日本では、記録の定義の範囲と記録化を原則とする趣旨に相違がある。その相違に内在するの



は民主主義の具現化の違いであると考えられる。仲本氏は丸山真男の研究を引用して民主主義について説明をさ

れたが、民主主義とはその定義や社会システムの種類というよりも、民主的であろうとするプロセスにある、と私は理解した。

またさらに記録が住民の権利を守るということについて改めて納得したことは、例えば沖縄戦によって土地所有申請書が焼失してしまっていたので、公図や公簿を復元するのに住民に各自申告をさせ、証人として2人を立てることができれば、その申告を認めるとしたそうだ。そのとき作成された内容は今も効力をもっているという。また県公文書館では、沖縄の米軍施設における勤務が記された軍雇用員カードを保存しており、自己の年金の受給などの証明とするためにこのカードの閲覧申請があるという。

土地所有記録の再作成や軍雇用員カードの事例から、公文書館と住民との関係を考えて。記録が人の権利を証明するのであり、公文書館とは人の権利を証明する記録を保存する機関である。記録には住民と共有すべき内容もあるし、また公開するにはその可否について、アメリカでも長期の時限的措置を設けているように議論が続く記録もある。記録を公開すること、制限することのリスクは公文書館が負うのである。アメ

## 北谷町公文書館

博士前期課程1年 松井隆

沖縄研修の2日目にあたる11月1日、私達学習院大学アーカイブズ学専攻一行は昼食を取ったあと二手に分かれ、一方は首里の沖縄県立博物館、もう一方は北谷町公文書館の見学に向かった。

北谷町公文書館は町村レベルでは全国初の公文書館として平成4年に設置された。当初は民間の建物を借用していたが、平成10年に役場新庁舎が建設されると新庁舎に移転。役場入口のすぐ右脇という非常に目立つ場所に設置され、公文書の保存と公開の他に、地域資料や行政資料の収集を業務としている。ここでいう地域資料とは町老人クラブ連合会や青少年育成協議会といった地域団体の資料のことを指し、一方の行政資料は北谷町や沖縄県に関する資料、刊行物、さらには新聞(沖縄タイムズ・琉球新報)を指している。

同公文書館の特色は、先ほど述べた様に役場内に設置されているという点である。この様に公文書を処理する主管課と同じ建物に公文書館を設置しているのは北谷町のみであるが、北欧では珍しくないことだそう



リカと日本の公文書館の違いは、そのリスクを背負うだけの力量、権限や地位に表れている。日本の公文書館の設置理念には、情報共有や説明責任を果たすなどという文言を含んでいる機関も多い。その掲げられた理念とその実情をかんがみるに、日本の公文書館がそのリスクを担うにはかなり苦しい位置づけにある。しかし、民主主義とはそれを維持するためのたゆまない努力やその過程であると捉えるなら、現在の日本の記録システムは、民主的な社会をつくるためのプロセスをひとつひとつ踏んでいる途上なのである。



である。この形式の利点は主管課と公文書館の距離が物理的にも心理的にも縮まることにある。同じ建物にあることによって、主管課の職員は公文書館のことを一種の文書倉庫として捉えるようになり、その結果公文書館への公文書引渡しを積極的に行うようになる。そのお陰で北谷町公文書館は移管率100%という驚くべき数字を上げている。

北谷町での公文書の流れは以下のようになっている。完結した公文書はまず主管課にて保存期間ごとに整理される。保存期間は公文書の内容に応じて定められており、第1種から第5種までの計5つの保存種別が存在し、最長で15年(規程では永年)、最短で1

年となっている。これらの公文書の内、1年保存文書は保存期間が満了すると、主管課の職員による選別が行われ、歴史的価値があると判断された文書が公文書館長のもとに移管されることになる。しかし、歴史的価値の有無を判断することは主管課の職員には困難であるため、そのほとんどがそのまま移管されている。一方、第5種以外の文書は全て総務課長に引き継がれ、庁舎の地下に設けられた書庫にて保管される。そして、この書庫の管理は公文書館長によって行われることが文書取扱規程によって定められている。

書庫に移管された公文書は町と契約を結んだ民間業者によって整理されることになる。民間への整理作業の委託は公文書館が設置された時から常に行われていた。このような手段を取った理由は、公文書館を設置した当時の北谷町には文書整理のノウハウが存在せず、また独自に開発する余力が存在しなかったためとある。

整理された公文書は保存期間が経過するまで書庫にて保管され、期間が経過したものを順に総務課と主管課の間で保存期間を延長するかどうか協議される。延長しないことになった場合、公文書は廃棄という形式を取って公文書館に移管され、公文書館職員

による選別を経て、保存もしくは焼却処分される。一方、保存期間が延長される公文書も1年毎にその期間を見直すことになっている。

北谷町の文書管理制度は総務課長の下に公文書が集中する仕組みとなっており、公文書館長は書庫の管理人という色あいが濃い。しかし、同一の建物にて活動することで主管課と公文書館が接近することにより、全ての公文書を公文書館の下に集めることに成功している。この北谷町公文書館の成果は、アーカイブズの活動の成否はアーカイブズを提供する者との関係に大きく左右されることを示している。



## 沖縄県平和祈念資料館をたずねて

博士前期課程1年 松尾美里

沖縄県平和祈念資料館の展示内容の充実には目を見張るものがあり、およそ「資料館」という名から、私が想像していた規模を超えたものであった。「資料館」という言葉によって、私が思い描きがちであったイメージというのは、一言でいえば、閲覧室と展示スペースが備わっている収蔵施設であり、利用者の利用を待っているような施設である。しかし、アーカイブズがそのようなものでなくてはいけない理由ではなく、また、そのような受け身な在りようこそが、アーカイブズを一般からなじみの薄い存在としている原因でもあるのだということは認識していた。しかしながら、そのような受け身ではないアーカイブズとは一体どういうものなのか、はっきりとしたイメージを持つことができないでいた。しかし今回、この沖縄県平和祈念資料館をたずねて、「伝える」ないしは「発信」を積極的に行うアーカイブズの例を確かに見ることができたと思う。

この「伝える」という行為の実践に関して、沖縄

県平和祈念資料館の実践例として、ぜひ覚えておきたいと思った点があった。それは、「わかりやすさ」と「インパクト」である。この資料館は、公文書館のように、常に明確な動機と目的をもった人たちが来るとは限らない。だからこそ、戦争を知らない子供や、とくに大きな関心をもってはこなかった人たちに対しても、むしろ、そういう人たちに対してこそ、強く訴えるためにはどうしたらよいか、ということが考え抜かれてきたのだということだろうか。拡大された写真パネルや、映像、模型や地図が利用された展示は、十分な「わかりやすさ」と「インパクト」を兼ね備えていた。また、展示見学後のレクチャーにおいては、展示資料に対するキャプション等についても、学習のバリアフリー化を図っていきたいという旨の話を聞くことができたが、このような、「伝える」ことについての意識の高さはとくに印象的であった。

また、「伝える」という点に関しては、資料の展示や解説が、政治的な含みを持たないよう留意しているという旨の話も忘れられないところであった。私は、政治的ではない戦争というものには存在せず、それゆえに、ある戦争に係る後代の言説もまた、一定の政治性を帯びてしまうことは避けがたいことであると考

えている。「教科書検定問題」などはその例であるだろう。しかしながら、戦争の凄惨な実相を伝えるという大事な作業が、その政治性ゆえに挫かれてしまうようなことは到底許容できないことでもある。政治性の表出をおさえながら戦争の実相を伝えるという同資料館の実践は、実際には極めて難しいことであるに違なく、これまでには、私には想像すらできないような困難も多くあったのではないだろうか。私は、同資料館が政治の「とりもち」を避けながらも確かに「伝える」という難しい業を、今日までどのように行ってきたのか、その経緯を知ることのできる資料について

### ひめゆり平和祈念資料館

博士前期課程1年 平野泉

「沖縄へ行ったら、一度は行かなきゃ」。誰もがそう語る「ひめゆり平和祈念資料館」をようやく訪れることができた。一銭たりとも公のお金を受け取らず、年間80-90万人の来館者を維持している平和の館は、若い人でいっぱいだった。そうした来館者の多くよりもずっと若かった頃に証言員の方が体験したむごい出来事。戦争が終わったら「またあなたの家に遊びに行つて以前のように楽しく…」と友人への手紙につづった方は、戦争が終わる直前に亡くなられた。そして240名の犠牲者の写真。一枚の写真すら残さず亡くなった方の、そこだけ黒い「空白」が語りかけてくる不在に受けた衝撃は大きかった。

残されたモノや記録だけでなく、モノや記録の不在そのものに語ることで、そして何よりもその体験を生きのびた人に直接語ってもらうこと。つらい記憶に誠実に向き合いつづけてきた人たちの努力が生んだこの資料館のありようは、まさに沖縄戦および沖縄の戦後の「生き証人」だ。また教員として沖縄の戦後社会を生き抜いてきた女性たちの運動から生まれただけあって、資料館建設運動に関わる資料そのものもきちんと作成され、よく保存されている。見せて頂いた台帳類やカードからは、「資料館をよいものにしよう」という惜しみない努力が感じられたし、同窓会が発行した『ひめゆり平和祈念資料館一開館とその後の歩み』（2002年）に採録された様々な運営資料からは、様々な委員会と担当業務、県とのねばり強い交渉、学徒動員された他校の同窓会とのやりとり、資料館のデザインや展示コンセプトに関する議論の詳細などが同

も、アクセスできる環境が整ってほしいと思う。そのような同資料館の内部資料等を通じては、戦後日本において、戦争が如何にして「語られてきたのか」、あるいは「語られてこなかったのか」といったような考察を展開することさえ可能であるに違いないと考えている。同資料館の活動の軌跡を知り得る記録類は、沖縄戦そのものについての一次的な資料ではないとしても、戦後沖縄の平和祈念事業の展開を知るための資料として重要なものであることは疑いを入れなければならない。

われてとても興味深かった。資料館設立に関わった方たちが、記録を作成し、残すことの大切さ（そして記録が失われることの意味）を深いところで感じておられたことがはっきりと伝わってくるからである。

「生身の人間が語る」という館の理念は、「継承」問題への取り組みを進める原動力にもなったようだ。大幅なリニューアルにより、展示に詳細な（しかも日英併記で！）説明文を添えたり、若い世代の「説明員」を採用したりといった試みからは、資料館が過去のできごとを今に伝えるチャンネルであるだけでなく、未来にも開かれたものであるとうとする、そんな意気込みが感じられた。当日午前中に訪ねた沖縄県平和祈念資料館の学芸員の方がおっしゃっていた「平和を創る」ということばにも響き合うものだ。

最後の展示室にあった「ひめゆりヨーロッパ平和交流・視察の旅」（2003年）に関する展示で、ベルリンのPeace Library & Anti-War Museumの館長さんからの手紙に、ポーランドの芸術家Bruno Jasienskiの詩句が引用されていた。無関心ゆえに「無言の同意」を与えてしまう人々を恐れよ、という意味の句だ。私もいま、あきらめとともに「無言の同意」を与えてしまっていないだろうか。ひめゆり平和祈念資料館が戦争を伝えつづけること。それは「無言の同意を与えない」人の数をできる限り増やすための「たたかい」なのだと思う。あらゆる人が自分の生に関わるあらゆる社会事象に関心を持ち、知り、学び、批判し、そして必要なときは立ち上がることができる、そんな社会をつくる。現代のアーカイブズはそのための確固たる「制度」であると同時に、その本質にダイナミックな契機を秘めた「運動体」でもある、そういうものであるべきではないか、ということを感じさせられた。

## (2) 2008年度 韓国研修旅行

韓国研修旅行は、2009年3月8日(日)から3月11日(水)までの3泊4日、次表のような日程でおこなった。参加者はアーカイブズ専攻の教職員6人(外国人研究員1人を含む)と大学院生10人(博士課程3人、修士課程7人)の合計15人だった。

	午前	午後
3/8(日)	東京羽田空港発	ソウル金浦空港着 韓国中央博物館見学研修
3/9(月)	韓国国家記録院ナラ記録館見学研修	韓国国史編纂委員会見学研修
3/10(火)	ソウル市内博物館等見学(自由研修)	明知大学校記録情報科学専門大学院との 学生研究交流会
3/11(水)	韓国民主化運動記念事業団アーカイブズ見学研修	ソウル金浦空港発、東京羽田空港着

国家記録院は韓国の国立公文書館であり、もとは韓国政府記録保存所といった。朝鮮総督府文書を保存している機関として前々から知られている。韓国政府はキム・デジュン(金大中)大統領の時代以降、記録管理とアーカイブズ・システムの整備に国を挙げて取り組んでいる。国家記録院はその中心である。本庁はテジョン(大田)にあるが、2008年、ソウル郊外に「ナラ記録館」という名称の巨大な新館ができた。このたびの研修ではナラ記録館を訪れ、映像資料や電子記録の保存管理状況、最新の真空凍結乾燥器などを備えた保存修復部門などを見学した。

韓国国史編纂委員会は、韓国における歴史研究と史料編纂のナショナルセンターであると同時に、多くの史料を所蔵し、歴史アーカイブズとしての機能も持っている。対馬の宗家文書が所蔵されていることでも有名である。3日目の午後は明知大学校を訪問し、記録情報科学専門大学院と学生研究交流会を持った。同大学院は韓国におけるアーキビスト教育の中心機関で、リーダーのキム・イッカン(金翼漢)教授は東京大学で博士号を取った近代日韓関係史の専門家。韓国政府の記録管理政策ブレーンの一人でもある。交流会にはキム先生はもちろん、大学院長をはじめとする諸先生方や大学院の学生、合わせて20人以上が参加した。双方から学生2人ずつが交互に研究発表し、質疑応答を行った。学習院大学側の発表は、清水恵枝さん(博士課程1年)の「日本の地方記録管理」と平野泉さん(修士課程1年)「市民の記録を考える」一埼玉大学共生社会教育研究センターの試みから」だった。研究交流会では、そのあと明知大学校側から歓迎の楽器演奏があり、学習院大学側からも返礼の合唱が披露された。夜には近くの料理店で盛大な懇親会が開かれた。

最終日の午前には、韓国民主化運動事業団アーカ



イブズを訪問した。同事業団は半官半民の組織で、アーカイブズでは軍事政権時代の民主化運動関係資料を中心に収集・保存している。帰国後、参加者に研修レポートを出してもらった。いくつかを紹介しよう。

## 学生レポート

### 国家記録院研修について

博士後期課程 1年 坂口貴弘

2008年度韓国アーカイブズ研修の各種プログラムのうち、ここでは2009年3月9日に行われた韓国国家記録院での研修について述べる。

研修で受けた説明や見学において、特に印象に残ったのは次の2点であった。第一に、地方の記録館整備を急速に進めているという最近の動きを知ることができた点である。2010年末までに一定規模以上の地方自治体すべてが記録館を設置することが義務づけられており、既に計77名の専門職が地方に配置されているとのことであった。記録館は記録の廃棄権限をもつ点で、records centerより役割が大きいという点も興味深かった。

第二に、所蔵資料のデジタル化事業を重視している点である。特に視聴覚資料のデジタル化作業のための充実した設備を見学することができ、日本の文書館に多くみられる館内風景とは異なる印象を受けた。この点は、昨年見学の機会を得たオーストラリア国立公文書館とも共通しているように思われた。

研修で学んだことをもとに、韓国と日本における近年のnational archivesや法制度の整備に至る過程を比較すると、いくつかの類似点がみられる。第一に、金大中大統領と福田首相という政権首脳へのイニシアティブにより、トップダウンで法整備が進んだ点である。第二に、公文書管理をめぐる不祥事がマスコミで数多く報道され、それがその改善を要求する市民の声につ



ながった点である。第三に、政府が法整備を進めようとするのと歩調を合わせるようにして、専門職養成のための大学院教育がスタートした点である。

一方で、両国の間には相違点も多く存在する。第一に、民主化運動との関係である。韓国では、全国的な運動の結果として成立したともいえる金大中政権によって法整備が始まったのに対し、日本の場合はそのような運動の成果とはいえない。第二に、大統領制と議院内閣制という政治体制の違いである。韓国は国家元首の権限が大きく、それゆえにトップダウンが可能である。大統領記録館の設立も、そのこととの関係が深いように思われる。第三に、地方自治と民間記録をめぐる問題である。日本は地方自治体による文書館の整備や民間記録の保存運動が政府のそれよりも先行したのに対し、韓国は日本に比べると地方自治体の力は弱く、民間記録を保存する土壌も根付いていない。第四に、世界最先端への志向性である。韓国は明らかにそれを志向しているのに対し、日本は国際的に遜色のないレベルを想定しているとはいえ、最先端を目指す気概はみられない。



1999年の公共記録物管理法の制定以降、法制度という外的側面のみならず、実際のアーカイブズ業務や管理システムといった内的側面の充実を着々と具体化させてきた韓国の取り組みを知ることができた今回の

## 韓国国史編纂委員会を訪問して

博士前期課程1年 池永禎子

国史編纂委員会は、韓国史の史料を調査・収集し、これらを土台に韓国の歴史を編纂する国立研究機関である。1946年に創設(国史館として発足、当時の教育部(現・教育科学技術部)所属)されて以来、委員会は「朝鮮王朝実録」・「承政院日記」など、1,000余巻におよぶ史料集を刊行し、各種の古書・古文書、ならびに海外に所在する史・資料の収集を行ってきた。

国史編纂委員会は、韓国の歴史研究を発展させるため、多年にわたり多くの歴史研究者に研究費を助成してきたという。それらは最近の韓国史研究成果として新編「韓国史」としてまとめられている。

また、国史編纂委員会は、所蔵資料のデータベースを構築してインターネット上で公開し、韓国史関連の学術情報のみならず、市民からの問い合わせにも対応できるよう、コンテンツを多様化してきた。同時に、韓国歴史用語ソーラスを開発して、韓国歴史情報の統合システムを整備することで、国内のみならず諸外国の人々にも韓国の歴史と文化をよりわかりやすく理解できるように努め、韓国の歴史研究分野における総合情報センターとしての役割と任務を遂行している。

地下の書庫で「承政院日記」の筆写本を見て、圧倒された。「承政院日記」は韓民族最大の歴史史料である。承政院は朝鮮の定宗代に設立された機関として国家のすべての機密を扱った国王の秘書室ともいえる所であり、1623年(仁祖1)3月から1894年(高宗31)



研修であった。現在、10年遅れで法整備を進めつつある日本は、隣国の試行錯誤の経験から何を学ぶことができるのかが問われているように感じた。



6月まで272年に渡り、承政院で処理した国政記録に加え、以降、承宣院、宮内府、秘書監、奎章閣と名称を変えながら承政院の機能を継承した部署が作成した1910年(隆熙4)までの記録全3,243冊が残っている。すなわち、朝鮮王朝最大の機密記録であると同時に、史料的価値において朝鮮王朝の実録「日省録」「備邊司登録」とともに韓民族の歴史と文化を残す貴重な史料なのである。また、世界記録遺産に登録された「朝鮮王朝実録」を編纂する際の基本資料としても利用されたため、実録というよりもむしろ価値ある史料として評価されているのはもちろん、原本が1部しかないため国宝第303号(1999.4.9)にも指定されている(ユネスコはこのような「承政院日記」の価値を認め、保護すべきだとして2001年に世界記録遺産に指定している)。原本はソウル大学の奎章閣に所蔵されているが、保存のために公開していない。国史編纂委員会が、哲宗2年(1851)から純宗隆熙4年(1910)までの筆写本「影印本承政院日記」を刊行(1961~1977)したことは、大変な功績であったと考える。また、帰国後、国史編纂委員会のホームページを確認したところ、影印本がデジタル化され、インターネットで公開されていた。これにより、ますます国史の研究が発展することと思う。⇒ <http://sjw.history.go.kr/main/main.jsp>

国史編纂委員会はこれまで国内外の専門研究者らに研究資料を提供してきたが、現在では海外に散逸した史料を収集する、「海外所在韓国史資料収集・移転事業」を積極的に推進している。さらに、国民がみずからの歴史と文化を正しく理解できるようにすることに

も関心を注いでいる。韓国の歴史検定試験を行うなど、ユニークな試みもおこなっている。この、専門家だけでなく一般人も対象として生まれ変わろうとしている姿勢に、愛国心の強さを感じた。2005年からはオーラル・ヒストリーの整理も始めているとのことだが、対象は政府関係者と一般人が半々の割合だという。様々な理由から、文章としての資料を残していない人が多いというお話があったが、これには歴史上の事情も多分に絡んでいると思う。

いわゆる研究職は約50名だが、研究と行政の調和が難しいという現状を踏まえながらも「研究のアイデ

ンティティを大切にしていこう」という方向性を持たれていることに、同じく研究機関(私の場合、現時点で目指しているのはミュージアム・アーカイブズ部門)の研究職を目指す者としてとても共感できた。「来るべき統一に備え」民族の実態を確立することにより、究極的には南・北韓歴史学会の交流と討論を通して南・北韓の「和解と協力に貢献する」という壮大な理念に、私たち日本人が簡単には理解できない歴史の重みを感じた。日韓併合という史実を振り返ると、先に研修で訪問した沖縄のことがよみがえった。(一部抜粋)

## 民主化運動記念事業会

博士前期課程1年 平野泉

私の職場の同僚はカトリック労働運動に長年関わっている。韓国研修が決まったとき、「韓国の状況がもっとずっと悪かった頃には、フランス人の神父様が僧服や靴に書類や手紙を隠してやりとりをして…」という話をしてくれたのだが、ソウル市内のモダンなビルの中にある民主化運動アーカイブズの書庫で全く同じ話を耳を傾けることになった。文書を送った人、そして受け取った人。海を越え、時を超えた人びとのつながりを体で感じた一瞬だった。

韓国での研修ではどこでも、広報用映像に使われている“top-notch”、“state-of-the-art”という形容詞が空虚な宣伝文句ではなく、まさに現実であることを見せつけられた。民主化運動記念事業会もまた、市民の運動として比類ないものである韓国の民主化運動をドキュメントするという試みに、すぐれた人材が最先端の知識と技術、そして情熱をもって取り組んでいる場であった。

ISAD (G) や ISAAR などの国際記述標準を意識した



記述も着々と進んでいる。とくに民主化運動などの市民の活動の記録を記述するにはISAARがカギになると考えていたのだが、それが準備されつつあると伺ってDB完成が待ち遠しく思われた。日本ではまだそうした記述例は見たことがないからだ。また、これからの民主主義社会を担う若者たちへの教育コンテンツの充実にも、事業会が自らに引き受けたミッションの重さと、それに挑戦する意気込みが感じられた。

オーラル・ヒストリーの個別フォルダ。テーブル起こしの原稿とともにファイルされた、聞き取り対象者との細かな合意事項。民主主義を確かなものとするために設立されたこの事業会には、「闘いとった民主主義を守りぬく」という決意とともに、民主主義が再び機能しなくなる局面を意識したある種の危機感のようなものがないだろうか。国家保安法が今も存続しているから、ということだけではない。あの時代を乗り越えてきた人たちが共有しているある種の「市民的警戒心」のようなもの。それがあからこそ事業会の活動は「民主化運動」をただ顕彰・記念するだけのものに終わらず、「民主化運動」を生きた人びとの悩み、苦しみ、そして活動を、私たち自身の「いま」にひきつけて考えることを可能とするような広がりや深さを

持っているのではないだろうか。

民主的で平和な「いま」はいつまでも続く、確固たるものであると信じて疑わない人びとが陥ってきた陥穽に、私たちが陥らないためにはどうしたらよいか。民主主義を根付かせるためのアーカイブズが非民主的な力に悪用されないためには、何が必要なのか。そもそもアーカイブズはある種の「権力」を行使する存在として、より大きな権力との関係をどのように意識し、いかなる政治的危機に備えるべきなのか。民主化運動記念事業会の試みは、市民・権力・民主主義、そしてアーカイブズのありようについて、多くの問い

を投げかけてくるものだと思う。これからもその活動に注目していきたい。

最後になるが、今回の韓国研修では、金慶南先生をはじめ先生方のご尽力でとても充実した時間を過ごさせていただいたことにお礼を申し上げたい。とはいえ、民主化運動記念事業会での研修はやはり時間不足だったと思う。私自身が取り組んでいきたい分野の最先端の実務が見られる場であることは確かであり、まずは韓国語をもっと勉強し、いつか実務レベルをじっくり学べるような短期研修(1-2週間でも!)を認めていただけるよう、自分なりに努力していきたい。

### (3) 2009年度 茨城・栃木研修旅行

2009年度の国内研修旅行では、1泊2日で茨城・栃木のアーカイブズや博物館を見学した。参加者は、教職員8名・学生18名であった。

	午前	午後
7/11(土)	茨城県近代美術館	茨城県立歴史館
7/12(日)	芳賀町総合情報館	茨城県自然博物館

今回の見学では、自治体のアーカイブズ業務の基本と実際について学ぶため茨城県立歴史館と芳賀町総合情報館を訪れたほか、茨城県近代美術館と茨城県自然博物館を訪れ、資料管理について説明を受けた。アーカイブズ機関の運営の現実、ミュージアム・アーカイブズのあり方、さらに博物館展示からアーカイブズ業務へ受ける示唆など、アーカイブズについて様々な視点から学ぶことができた。

#### 学生レポート

##### 茨城県近代美術館

博士前期課程1年 山口学

茨城県近代美術館では収蔵庫を案内していただいた。収蔵作品を保管するほか、作品を外部に搬出する際に梱包したり貸出して戻ってきた資料を開梱するための専用スペースが設けられている。写真・ビデオは地下に別置している。その他に他館から借りた資料を保存する一時保管庫がある。室内は気温21度、湿度55パーセントに保たれている。害虫駆除のために年1回燻蒸を行っている。絵画については画架に梱包して縦置きにして保存している。版画については、ピックアップマットを使用して収納を行っている。掃除や点検は美術品の出入りごとに行う。



収蔵品は備品として管理番号を付し、市販ソフトで台帳を作成して管理をおこなっている。台帳には備品番号のほか状態を記録する表がある。現在は資料購入の予算がないので、寄贈された作品を収集している。

美術品の管理は、形状も作品ごとに異なり、また絵画、彫刻、陶器など種類もまちまちで、有効な対策を講じるのはかなり大変だと感じた。特に大きな問題

は、虫害と地震への対策であろう。

続いて資料室を見学した。美術に関する参考書のほか、自館と各美術館の図録、美術関係の逐次刊行物、作家に関する新聞記事の切りぬきを所蔵している。図

書の総数は 16,000 ～ 17,000 冊である。ボランティアに分類を依頼している。問題点としてはデータベース化、デジタル化が進んでいない、スペースが足りないという点である。(一部抜粋)

## 茨城県立歴史館研修について

博士後期課程 2 年 坂口貴弘

2009 年度茨城・栃木研修旅行の各種プログラムのうち、ここでは 2009 年 7 月 11 日に行われた茨城県立歴史館での研修について述べる。

研修では、まず行政資料課の業務概要についてご説明いただいた後、歴史資料課の業務についても紹介があった。その後、文書整理作業の様子や、保管庫について見学することができ、質疑応答も行っていた。

研修の中では、特に次の 3 点が強く印象に残った。

第一に、行政文書の量の膨大さを改めて実感した。文書整理保管庫では、選別を行うために移管された文書の箱が天井近くまで積み上がっており、選別作業が激しい肉体労働であることが推測できた。また、保管庫の収蔵能力は既に限界に近づいており、新たな保管施設のめどは立っていないとのことであった。これらの行政文書に対して、表題のつけ直しやホッチキスの針の除去、製本などの丁寧な整理措置がなされていた。ますます増加することが予想される行政文書の保存・管理については、抜本的な対策が必要であることを感じた。

第二に、行政刊行物の位置づけの大きさを感じた。行政刊行物には県の行政についての重要な情報が的確にまとめられており、その利用価値は高い。レファレンス質問の多くは、一般の行政文書を参照するよりも、まずこれらを参照した方が有益であるとされて



いた。そのこともあって、現在 55,000 点以上の行政刊行物を閲覧に供しており、インターネットでも検索できるとのことであった。公文書館の業務を考える際に、このような行政刊行物の存在を見過ごしてはならないと痛感した。

第三に、初代館長の岩上二郎氏について理解を深めることができた。氏は 16 年にわたり県知事を務め、鹿島臨海工業地帯や筑波研究学園都市の開発など、陸の孤島と呼ばれた茨城県域の大規模開発事業を進めた時期の責任者であったが、その氏が歴史館の建設や公文書館法の制定に尽力したことは興味深く思われた。公文書管理法が成立した本年度に、茨城県立歴史館での研修が実現したことの意義を深く感じた。

なお、見学时及びメールにて、私の質疑応答での質問に関する参考資料として、同館で使用されている「表題作成マニュアル」及び「基本的に選別しない文書リスト」をご恵贈いただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。

## 芳賀町総合情報館について

博士前期課程 1 年 陸燕

7 月 12 日、朝 9 時から 11 時まで、芳賀町総合情報館の見学が行われた。

事前勉強会のおかげで、芳賀町総合情報館について大体のイメージが身につけていたが、本物を見たら、予想以上で感嘆した。2008 年 10 月に開館してからま

だ 1 年未満のところの現状、進展、今後への課題について、職員の富田氏に案内していただいた。

最初に、元々小学校から改装された分館に行ってみた。その分館は白い 2 階建てであり、本館まで車で 15 分ほどの路程で、収蔵庫としての役割を担っている。収蔵されている資料の具体的な内容は覚えていないが、多くは学校資料、有期限移管文書であった。2 階の収蔵庫のひとつは、カギが折れたため、中に入ることはできなかった。

そして、本館に連れて行っていただいた。立派な建物であった。2階建てであるが、外観は現代的で、中の装飾なども不平凡である。

芳賀町総合情報館の設置経緯について、富田氏が昭和29年「芳賀町」誕生から平成20年全館オープンまで、ライブラリ、ミュージアム、アーカイブズの三つの視角から、全面的に紹介してくれた。その後、実際に三つの役割の一つ、文書館の収蔵庫の見学もできた。「きれい」というのが第一印象だった。富田氏に詳しく収蔵資料の内容、経緯、範囲等について説明していただいた。私も写真を撮ったり、説明を聞いたり、収蔵庫の大観を目にした。

ちょっと残念だと思っているのは図書館の収蔵庫には入らなかったということである。

今回の研修旅行の四つの見学地の中、私は特にこの情報館について興味があった。理由は二つあり、一つは「情報」館という名称、もう一つは2008年に開館したばかりであるという実情である。

従来、私は「アーカイブズ学」、「図書館学」、「博物館学」は情報学の分散学科であると思っている。だから、この三つを統合している「情報一体化」という概念を実際に地域自治体に応用された「芳賀町総合情報館」について、絶対行ってみたいという意欲が強かつ



た。足を運んでみると、自分がアーキビストとして、あるいはアーカイブズ学を勉強している学生として、「与有栄焉(他者の成功の恩恵に自分も浴する)」だと思った。周囲が畑に囲まれて、中には一流の施設が備えてあり、町の住民に向けたサービスを提供したり、資料を収集したり、独自の町文化を創るという抱負がみえた。すばらしい。中国はこのような程度には及んでいない。勉強になった。

1年未満で、どのぐらいの進展があったか、これについて、私も実際に考察してみたかった。今回の見学は少し急いだが、大体はわかった。収蔵庫、統計資料、富田氏の解説等によって、「頑張ってる」ことを感じる。是非また行きたい。

## 茨城県自然博物館の見学を終えて

博士前期課程2年 松尾美里

今度の研修では茨城県自然博物館を訪ね、アーカイブズ機関と類縁性を持ちつつも相違点も多くある博物館の実際に触れることができた。アーカイブズ学的な関心を持って見学した博物館の舞台裏には、興味深い点が多々あったが、以下ではとくに、洗練された企画展示をめくり考えさせられたところを述べてみたい。

アーカイブズ等における歴史に関する展示(の在り方)は、最近では、歴史学系のコミュニティ内でも関心を集めるテーマとなっているようで、歴史学研究会の機関誌『歴史学研究』の2009年度6月号(第854号)と7月号(第855号)の2回にわたり、「特集 博物館展示と歴史学—展示叙述の可能性—」と題する特集が組まれていたことは記憶に新しい。とくに、歴史的出来事の表象を如何に行うかというところは、露骨にイデオロギーの絡む問題でもある故、こうしたアーカイブズ機関等においては小事では済まされない。一



方、このような歴史表象の仕方に係る難しさとは別に、テーマや展示資料をいかにして効果的に、魅力的にプレゼンテーションするかという課題も存在しており、そのような効果的な伝達を実現する手法においては、博物館や美術館の実践例は参考になることが多いと思われる。実際、茨城県自然博物館の第46回企画展「姿なき化石」は、子供から大人までが楽しめることを前提として作り込まれた展示であり、「教育」を主要機能として持つ博物館ならではのものであった。足跡などの〈痕跡〉としての化石は、それ自体た

だの石にすぎないものであるが、そのようなただの石から、鑑賞者がそれを刻み残した主の姿に思いを馳せることができるように、展示には様々な工夫が凝らされていた。化石や標本を取り囲む、パネル、映像、ジオラマなどは、面白くて印象的な展示を構成するパーツとして、化石や標本と同じくらい重要なものとしてあるように見えた。しかし、博物館がそうした魅力的な展示、多くのひとに大きく訴えかける展示を目指すようになったのはいつのころからなのだろうか。また、どのような経緯がそこにはあったのだろうか。わかりやすく親しみやすいが、けっして浅薄ではない博物館展示には、その背後に試行錯誤の歴史、議論の積み重ねがあるはずである。すぐれた展示を目の当たりにして、博物館の発展の歴史、とくには展示に関する議論の展開について興味が沸いた。

アーカイブズがある社会や集団の共通の遺産として継承されるべきものなのだとしたら、それを保存する

術と同じくらいに、活用し享受する術も探求されるべきであると筆者は考えている。後者の術の探求については、構造分析や検索手段の洗練化という形で進んでいるが、一般市民もが楽しむことのできる博物館のごとき展示等の追求もより真剣に検討されてよいのではないだろうか。もとより展示は、人々に事物を共有させる仕方の一つであり、それは集合的記憶の形成・保持を媒介するものである。記憶を継承するために、展示に力を入れる姿勢は、沖縄の平和祈念資料館やひめゆり平和祈念資料館でもみられたものであった。資料の保存と同様に、展示も伝達の一手段であるということを考えてみても、展示はアーカイブズ学的には等閑にできない活動であると言えることができるだろう。今回、茨城県自然博物館の洗練された展示を目の当たりにしたことで、博物館学の蓄積から学べることが多くあるであろうことを確信し、蛸つばに籠らずに、アーカイブズ学を考えていきたいという思いを強くした。

#### (4) アーカイブズ機関見学

上記に記した以外に、専攻で全員参加を原則として実施した日帰りのアーカイブズ機関見学は、次の通りであった(個々の授業で行った見学・研修は除く)。

2008 年度

放送ライブラリー(2008 年 5 月 31 日、引率教員 2 人、参加学生 13 人)

埼玉県立文書館(2008 年 6 月 28 日、引率教員 2 人、参加学生 13 人)

2009 年度

国立近代美術館フィルムセンター(2009 年 12 月 12 日、引率教員 4 人、参加学生 18 人)

## 2. その他の主な学外研修活動

ここでは、専攻の正式行事ではないが、アーカイブズ学専攻または専攻教員が企画ないしは中心になって実施した学外研修活動のうち、主なものを紹介したい。

### (1) 国内の史料調査参加その他の研修

#### 【山梨県大月市星野家文書調査】

星野家は江戸時代に甲州道中下花咲宿の本陣・名主をつとめた旧家で、江戸期から昭和期に至る膨大な文書記録を保存している。いわばボランティア・アーキビストのグループである星野家文書調査会(安藤正人代表)が、春と秋の年 2 回、35 年以上にわたって調査・整理作業を続けている。この調査に 2008 年春以来、アーカイブズ学専攻の



大学院生・研究生が参加している。参加者数は、2008年春(5月11日)8人、2008年秋(10月12～13日)3人、2009年春(5月17～18日)7人、2009年秋(10月17～18日)2人だった。

#### 【沖縄県伊江村阿波根昌鴻資料調査】

阿波根昌鴻氏は、戦後一貫して沖縄県伊江島で米軍に対する土地返還闘争と反基地闘争を闘ってきた平和運動家であり、その活動は2冊の岩波新書(『米軍と農民』『命こそ宝』)で知られる。2002年に101歳で亡くなった阿波根氏が残した膨大な記録その他の資料は、これまた全国から集まったボランティア・アーキビストの集団である「阿波根昌鴻資料調査会」(安藤正人代表)が整理作業を行っている。アーカイブズ学専攻は2008年3月の沖縄研修旅行で伊江島を訪れ調査会の活動を見学した。その後、2009年秋の調査(10月31日～11月3日)に、アーカイブズ学専攻の修士課程学生3人が参加した。

#### 【甲州史料調査会調査】

甲州史料調査会は、1991年に発足した民間の史料調査会である(顧問・高埜利彦、事務局(庶務担当)・浅井千香子)。**①**埋もれている史料の発掘に努め、その破壊や散逸を防ぐ、**②**近年の史料調査法の進展を踏まえ、現状を尊重した史料調査のあり方を追求する、**③**参加者の自由・対等な立場での学習・研究の場となる活動を目指す、の3点を活動方針とし、山梨県下の史料の調査研究にあたっている。年4回程度実施している史料調査に本専攻の院生も以下の通り参加し、目録作成や写真撮影を行なっている。

- ・甲州三井家旧蔵文書調査：2008年5月2～4日 3名、12月26・27日 1名、  
2009年5月2～4日 1名、10月31日・11月1日 1名
- ・西川寿昭家文書調査：2008年8月23～25日 1名、2009年8月22～24日 1名

#### 【島根県松江市三谷家文書調査】

三谷家は旧松江藩家老である。同家の土蔵には大量の文書記録類が残されており、松江市教育委員会が国文学研究資料館アーカイブズ研究系の協力を得て調査・整理している。この2008年度秋調査にアーカイブズ学専攻修士課程の学生1人が参加し、研修をおこなった。

### (2) 海外の史料調査参加その他の研修

#### 【オーストラリア国立アーカイブズシドニー分館所蔵日系企業資料調査】

オーストラリア国立アーカイブズのシドニー分館には、1941年の開戦当時オーストラリア政府に接収された日系企業(日本企業の豪州支店や日系現地法人)の企業アーカイブズが数千箱保存されている。長らく仮整理の状態であったが、オーストラリア国立アーカイブズから委嘱を受けるかたちで2003年にプロジェクト・チームが作られ(チームリーダー・安藤正人)、毎年1回、現地で調査・整理作業(ボックスリストの作成など)を行っている。2008年調査(8月25～29日)と2009年調査(9月7～11日)には、アーカイブズ学専攻博士後期課程学生がそれぞれ1名ずつ参加し、史料調査・整理研修を行った。



### 【アメリカ・アーキビスト協会大会】

2009年8月11日から16日まで、アメリカ・アーキビスト協会 (Society of American Archivists, SAA) 大会がテキサス州オースティンで開催された。大会テーマは「Sustainable Archives (持続可能なアーカイブズ)」と設定され、1,200名を超える参加者が、様々な視点からアーカイブズやアーキビストの「持続可能性」を探る160のセッションに思い思いに参加した。同大会には、本専攻より学生4名と助教1名が参加し、学生4名は研究フォーラム枠で報告を行い、助教はアーキビスト養成をテーマとするセッションに参加するなどして、アメリカのアーキビスト養成の実情に関する情報収集を行った。



学生の報告タイトルは、以下の通りである：

- ・坂口貴弘 (博士後期課程2年) 「Standardizing non-alphabetical archival description; a survey of descriptive practices on Japanese public records」 (口頭発表)
- ・清水恵枝 (博士後期課程2年) 「Archival awareness in Japanese local governments」 (ポスター発表)
- ・筒井弥生 (博士前期課程2年) 「The first year of the first archival science course in Japan」 (ポスター発表)
- ・平野 泉 (博士前期課程2年) 「On the margin: personal archives of an outcast - a case study」 (ポスター発表)

学生は、これらの報告を通じて日本のアーカイブズやアーキビスト教育の現在についてアメリカのアーキビストに発信するとともに、積極的に各自の研究関心に沿った情報収集を行った。

またこの機会を捉えて、テキサス州立大学オースティン校情報学大学院のデイビッド・グレイシー教授の案内で、同大学の大学アーカイブズ (アメリカ史センター) を訪問し、大学アーカイブズの活動やインターンシップ制度について教示いただいた。



### (3) テキスタイル倶楽部寄付金による個人研究

2009年度に、テキスタイル倶楽部指定寄付金による個人研究助成を行った。アーカイブズ学専攻に所属する学生に1件10万円を上限として研究・研修旅費を助成するもので、希望者を募り、応募者が提出した研究・研修計画書を慎重に審査し、4人に助成金を支給した。研究・研修のテーマは次のとおりで、いずれも遅滞なく実施され、終了後にレポートが提出された。

- 
- ・清水恵枝(博士後期課程2年)「自治体アーカイブズ機関の設立経緯および文書管理システムの調査」
  - ・小根山美鈴(博士前期課程2年)「愛媛県西予市城川文書館等における史料調査」
  - ・松井 隆(博士前期課程2年)「大分県立先哲史料館等における展示業務の調査」
  - ・石原香絵(博士前期課程1年)「映像アーキビスト協会年次会議への参加(米国ミズーリ州セントルイス)」
  - ・渡辺美喜(博士前期課程1年)「高島屋史料館の調査と概要目録の作成」

# 研究活動一覧

ここでは、専攻開設時の2008年4月から2010年3月までの間の教員および学生の研究活動一覧を掲載します。

## 1. 教員

安藤正人

[著書・論文]

- ・小論「“記録を守り 記憶を伝える” —学習院大学大学院人文科学研究科『アーカイブズ学専攻』の新設—」(『専門図書館』229号、2008年5月)
- ・論文「レコードキーピングとアーカイブズ—現代の記録管理を考える—」(『情報の科学と技術』Vol.58、No.11、2008年11月)
- ・論文“Toward the common use of archival resources in Asia: proposals from the perspectives of archive studies”(今西淳子編『文学・メディア・アーカイブズからみたグローバル秩序—北東アジア社会を中心に—』、風響社、2009年3月)
- ・小論「第4回『記録とアーカイブズの歴史国際会議』(マイノリティ・レポート—アーカイブズに込められた先住民や少数者の声—)に参加して」(『アーカイブズ学研究』10号、2009年3月)
- ・小論「山口ゼミの大月史料調査」(『山口啓二著作集』第1巻「葉」所収、2009年4月)
- ・書評「小谷允志『今、なぜ記録管理なのか=記録管理のパラダイムシフト—コンプライアンスと説明責任のために—』」(『情報管理』Vol.52、No.3、2009年6月)
- ・講演録「戦争・植民地支配とアーカイブズ—現代的課題との関わりから—」(『人民の歴史学』第180号、2009年6月)
- ・著書『アジアのアーカイブズと日本—記録を守り記憶を伝える—』(岩田書院、2009年10月)

[学会発表・講演]

- ・学会報告“Toward the common use of archival resources in Asia: proposals from the perspectives of archive studies”(アジアにおけるアーカイブズ資源の共用化のために—アーカイブズ学からの提言—)(国際シンポジウム「文学・メディア・アーカイブズからみたグローバル秩序：北東アジア社会を中心に」、2008年6月24日、モンゴル、ウランバートル)
- ・学会報告“Memory of the ‘Forgotten Islands’: a struggle for the return of lands in Okinawa under the U. S. military occupation and its records”(「忘れられた島」の記憶—米軍占領下沖縄における土地返還闘争とその記録—)(宇根悦子さんとの共同報告、第4回「記録とアーカイブズの歴史国際会議」ICHORA4、2008年8月4日、オーストラリア、パース)
- ・講演「地域研究とアーカイブズの役割—松江藩史料調査の経験から—」(島根史学会、2008年9月)

6日、松江市)

- ・学会報告「『中間報告』を読んで—アーカイブズ学の立場から—」(歴史学研究会総合部会第1回例会「公文書管理法と歴史学—有識者会議中間報告の射程と課題—」、2008年9月21日、東京)
- ・講演「戦争・植民地支配とアーカイブズ—現代的課題との関わりから—」(東京歴史科学研究会「歴史科学講座」、2008年12月7日、東京)
- ・講演「アーカイブズの意義とアーキビストの役割」(企業史料協議会「第13回ビジネスアーキビスト研修講座」、2009年1月15日、東京)
- ・講演「戦争の記憶とアーカイブズ—地域の記録を守り伝えるために—」(2009年1月17日、栃木県芳賀町)
- ・講演「公文書の管理と公文書館機能の役割」(三重県公文書研修会、2009年2月16・17日、津市)
- ・講演「日本のアーカイブズ50年—山口県文書館から公文書管理法まで—」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第101回例会、2009年5月21日、奈良市)
- ・講演「日本のアーカイブズ学研究と日本アーカイブズ学会」(日本経営協会「ネクストドキュメントソリューション2009」、2009年7月16日、東京)
- ・講演「記録を守り 記憶を伝える—アーキビスト養成、日本の課題—」(東北大学国際シンポジウム「文書館・博物館のこれからとアーキビスト・キュレーター養成」、2009年10月4日、仙台市)
- ・講演「アーカイブズの意義とアーキビストの役割」(企業史料協議会「第14回ビジネスアーキビスト研修講座」、2009年10月22日、東京)
- ・講演「『公文書管理法』新時代のアーカイブズと市民」(神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会講演会、2009年11月26日、横浜市)
- ・講演「草の根文書館の意義について—地域の記憶を守り伝えるために—」(徳島県立文書館講演会、2009年11月29日、徳島市)
- ・講演「非現用文書(アーカイブズ)管理の実務対応のポイント」(日本経営協会「公文書管理セミナー」、2010年2月2日、東京)
- ・講演「江戸時代の天領天草—庄屋の職務と遠見番所の役割—」(天草市富津歴史講座、2010年3月18日、天草市)

#### [社会における活動]

- ・日本アーカイブズ学会委員
- ・熊本県天草市天草アーカイブズ運営審議会長
- ・島根県松江市乙部家等古文書調査検討委員会委員
- ・三重県新博物館展示企画監修委員
- ・沖縄県阿波根昌鴻資料調査会代表

#### 入澤寿美

##### [著書・論文]

- ・論文 “Growth of a binary ideal solid solution crystal studied by Monte Carlo simulation”, *Journal of Crystal Growth*, Vol.310, 2008.
- ・論文 “Smoothing of an atomically rough vicinal surface: STM observation and MC simulation”, *Surface Science*, Vol.602, No.17, 2008.

- ・論文「戦略プログラムを用いた経済ゲームのシミュレーション解析手法の開発」(『学習院大学計算機センター年報』Vol.29、2008年10月)
- ・論文「教育現場における情報・マルチメディア機器利用の実態と活用促進に関する研究」(『学習院大学計算機センター年報』Vol.29、2008年10月)
- ・書籍『薄膜ハンドブック(第2版)』、オーム社、2008年
- ・書籍『思考力をつける情報活用』、サンウェイ出版、2008年

#### [学会報告]

- ・学会報告「二成分固溶体結晶の組成に対するモンテカルロシミュレーションと平均場近似」、日本物理学会 2008年秋の分科会
- ・学会報告「二成分完全固溶体結晶の二次元核形成過程」、日本物理学会 2008年年会
- ・学会発表「二成分固溶体結晶の成長過程—MCシミュレーション—」、第38回結晶成長国内会議(2008年)
- ・学会発表「SrTiO<sub>3</sub>(001)表面の平坦化—STM観察とMCシミュレーション—」、第38回結晶成長国内会議(2008年)
- ・学会発表「プログラミングスキルが戦略的思考に与える影響について」、日本オペレーションズ・リサーチ学会全国大会 2008年秋季研究発表会
- ・学会発表「二成分理想固溶体結晶の組成に対する表面拡散依存」、日本物理学会 2009年秋の分科会
- ・学会発表「表面拡散を考慮した二成分理想固溶体結晶の組成」、第39回結晶成長国内会議(2009年)
- ・学会発表「定常成長時のキンク密度」、第39回結晶成長国内会議(2009年)

#### [社会における活動]

- ・結晶成長学会理事(1994～2010年)
- ・私立大学情報教育協会 基本調査委員(1994年～)
- ・私立大学情報教育協会 情報セキュリティ委員(2006年～)

### 高埜利彦

#### [著書・論文]

- ・青柳周一・高埜利彦・西田かほる編『近世の宗教と社会1 地域のひろがりと宗教』(吉川弘文館、2008年5月)
- ・井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』(吉川弘文館、2008年7月)
- ・佐藤信・五味文彦・高埜利彦・鳥海靖編『詳説日本史研究』(山川出版社、2008年8月)
- ・澤博勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会3 民衆の〈知〉と宗教』(吉川弘文館、2008年9月)
- ・「戦後歴史学と山口史学—史料保存と歴史学」(『歴史評論』704号、2008年12月号)
- ・加藤友康・高埜利彦・長沢利明・山田邦明編『年中行事大辞典』(吉川弘文館、2009年3月)
- ・甲州史料調査会編・高埜利彦監修『富士山御師の歴史的研究』(山川出版社、2009年3月)

#### [社会における活動]

- ・日本アーカイブズ学会会長(2004年～)
- ・日本歴史学協会会長(2009年～)

---

## 武内房司

### [著書・論文]

- ・「ヴァンサン・レップと天主教本土化運動」(馬場毅・張琢編『改革・変革と中国文化、社会、民族』、日本評論社、2008年5月)
- ・「中国のキリスト教」(高柳俊一・松本宣郎編『キリスト教の歴史2』、山川出版社、2009年8月)
- ・「【コラム 歴史の風】マイノリティとアーカイブズ」(『史学雑誌』118編11号、2009年11月)

### [学会報告・講演]

- ・「ヴェトナム国民党と雲南～滇越鉄路と越境するナショナリズム」(東洋史研究会大会、2008年11月3日、京都大学文学部)
- ・「中国近代の民間宗教結社とキリスト教～対立の構図を越えて」(史学会シンポジウム「信仰における他者～異宗教・異宗派の受容と排除の比較史論」、2008年11月8日、東京大学(本郷))

## 保坂裕興

### [著書・論文]

- ・論文「日本における大学院アーカイブズ学教育の開始とその課題」、『アーカイブズ』第34号、国立公文書館、2008年12月
- ・小論「アーカイブズ学の歩みと本学アーカイブズ学専攻の教育課程」、『学習院大学人文科学研究所報』2008年度版、2009年3月
- ・講演録「大学図書館とアーカイブズ」、『私立大学図書館協会会報』第131号、私立大学図書館協会、2009年3月

### [学会報告・講演]

- ・「アーカイブズ学の歩みと本学アーカイブズ学専攻の教育課程」(学習院大学人文科学研究所談話会、2008年6月3日)
- ・「大学院アーカイブズ学教育とその課題—学習院大学大学院アーカイブズ学専攻を事例として—」(記録管理学会大会研究発表、2008年6月14日)
- ・“The start of graduate-level archival education in Japan and accompanying problems” (国際アーカイブズ会議(International Council on Archives)大会(クアラルンプール)日本セッション1「日本におけるアーカイブズの発展」報告、2008年7月23日)
- ・「大学図書館とアーカイブズ」(私立大学図書館協会研究大会講演、2008年9月12日)
- ・「日本の MLA = M(useum), L(ibrary), A(rchives) 連携の方向性を探るランドテーブル I (パネリスト)」(知的資源イニシアティブ(IRI)ランドテーブル、2009年10月19日)
- ・「デジタル情報資源ランドテーブル(パネリスト)」(国立国会図書館、2010年3月1日)

### [社会における活動]

- ・国際アーカイブズ会議 専門職教育研修部会(ICA/SAE)通信委員(2004年～)
- ・国際標準化機構 ISO 記録管理に関する標準化委員会委員(TC46/SC11 国内委員会、2008年～)
- ・飯能市郷土館協議会委員(2008年～)
- ・人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ講師(2002年～)
- ・日本アーカイブズ学会委員(2004年～)

**森本祥子****[著書・論文]**

- ・論文「日本における養成課程と資格制度の提案—国内外の蓄積から学ぶこと—」（『アーカイブズ学研究』9号、2008年10月）
- ・小論「アーカイブズの枠組み—オーストラリア国立大学アーカイブズ・プログラム訪問記—」（『京都大学大学文書館だより』16号、2009年4月）
- ・論文「国立国語研究所における研究資料の保存と活用について—集中管理の実現とEADによる資料記述の模索—」（『アーカイブズ情報の共有化に向けて』、岩田書院、2010年2月）
- ・論文「日本のアーカイブズで家系調査は可能か—課題整理と可能性の模索—」（『海港都市研究』第5巻別冊、2010年3月）

**[学会報告・講演]**

- ・学会報告「専門教育の必要性和カリキュラム案」（日本アーカイブズ学会2008年度大会企画研究会「アーキビスト資格制度の構築にむけて」、2008年4月20日、東京）
- ・学会報告“個人情報扱いからみた日豪アーカイブズの違い／Privacy and archives: the difference between Australia and Japan”, Discovering histories of foreign communities in Japan: research, archives and special collections, a two-day international workshop at National Library of Australia, 2008年12月2日、オーストラリア・キャンベラ市）
- ・講演「研究資料の保存活用のしくみ—アーカイブズとしての視点から—」（京都大学研究資源アーカイブワークショップ「京都大学の〈記録する精神〉の継承と具体化のために」、2010年3月24日、京都市）

**[社会における活動]**

- ・日本アーカイブズ学会委員(2004年～)
- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会調査研究委員会委員(2009年～)

**2. 学生****青木祐一（博士後期課程2年）****[著書・論文]**

- ・研究ノート「明治政府の記録管理意識：明治初期における海外の記録管理情報」（『レコード・マネジメント』No.58、2010年3月）

**[学会報告・講演]**

- ・学会報告「近世都市における文書管理と文書認識」（日本アーカイブズ学会2009年度大会自由論題研究発表会、2009年4月26日、東京）
- ・学会報告「明治初期における海外の記録管理情報：国立公文書館所蔵の各国記録法翻訳について」（記録管理学会研究大会、2009年5月30日、東京）
- ・学会報告「書評：高山慶子著『江戸深川猿師町の成立と展開』」（千葉歴史学会近世史部会例会、2009年11月25日、千葉市）

---

## 坂口貴弘 (博士後期課程 2 年)

### [著書・論文]

- ・論文「専門職の資格認定制度はどうあるべきか：諸外国の動向に学ぶ」(『レコード・マネジメント』55号、2008年5月)
- ・翻訳「我々の経験を分かちあう：マレーシア技術協力プログラムにおけるレコードマネジメント・コースと保存・製本コース」『電子時代のアーカイブズ学教育：第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議報告集』(岩田書院、2008年11月)
- ・翻訳「レコードキーパーのための学習戦略を立てる」『電子時代のアーカイブズ学教育：第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議報告集』(岩田書院、2008年11月)
- ・論文「電子記録管理におけるメタデータの特質」(『レコード・マネジメント』56号、2008年12月)
- ・論文「北米におけるアーカイブズ記述規則の特性：図書館界の目録規則との比較をもとに」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』5号、2009年2月)
- ・論文「諸外国におけるアーカイブズ情報共有化の現状とその手法」『アーカイブズ情報の共有化に向けて』(岩田書院、2010年2月)
- ・論文「現代公文書の検索手段はどうあるべきか：米国の州文書館における集合的記述方式の分析から」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』6号、2010年3月、掲載予定)

### [学会報告・講演]

- ・学会報告“Standardizing non-alphabetical archival description: a survey of descriptive practices on Japanese public records” (2009 Research Forum at the Joint Annual Meeting of the Society of American Archivists and the Council of State Archivists (米国アーキビスト協会第73回年次大会「リサーチフォーラム」)、2009年8月11日、米国テキサス州オースティン市)
- ・学会報告「米国におけるアーカイブズ記述規則：AACR2との関係を中心に」(日本図書館研究会情報組織化研究グループ月例研究会、2009年10月17日、大阪市)
- ・交流会報告「集合的記述の適用可能性：日本の現代アーカイブズ記述の実態調査から」、(中国人民大学情報資源管理学院と学習院大学大学院交流会、2010年3月10日、中国北京市)

## 清水恵枝 (博士後期課程 2 年)

### [著書・論文]

- ・報告「寒川文書館とアーカイブズ実習」(『寒川町史研究』第22号、2009年3月)
- ・報告「アメリカンアーキビスト協会2009年大会参加記」(『記録と史料』第20号、2010年3月予定)

### [学会報告・講演]

- ・学会報告「地方自治体の公文書館と文書管理システム」(日本アーカイブズ学会2008年度大会自由論題研究発表会、2008年4月20日、東京)
- ・学会報告「地方自治体の文書管理システムを支援する環境」(2008年記録管理学会研究大会、2008年6月14日、東京)
- ・交流会報告「日本の地方記録管理」(明知大学校記録情報科学専門大学院と学習院大学大学院交流会、2009年3月10日、韓国ソウル市)

- ・ポスター発表 “Archival awareness in Japanese local governments” (2009 Research Forum at the Joint Annual Meeting of the Society of American Archivists and the Council of State Archivists (米国アーキビスト協会第73回年次大会「リサーチ・フォーラム」)、2009年8月11日、アメリカ・テキサス州オースティン市)

### 東山京子 (博士後期課程2年)

#### [著書・論文]

- ・共同編纂『台湾総督府文書目録』第25巻～第27巻、ゆまに書房、2008年10月～2009年3月
- ・「台湾総督府文書から見る摂政宮裕仁皇太子の台湾行啓」『第五届臺灣總督府檔案學術研討會論文集』國史館臺灣文獻館、2008年11月、277～316頁
- ・共同編纂『後藤新平書翰集』雄松堂アーカイブズ株式会社、2009年2月
- ・史料翻刻『台湾行啓記録』創泉堂出版、2009年3月
- ・解説「裕仁皇太子の『台湾行啓』記録について」『台湾行啓記録』創泉堂出版、447～458頁

### 池永禎子 (博士前期課程2年)

#### [学会報告・講演]

- ・学会報告「ミュージアム・アーカイブズの確立を目指して：日本にあるべきミュージアム・アーカイブズ像の提案」(日本アーカイブズ学会2009年度大会自由論題研究発表会、2009年4月26日、東京)

### 筒井弥生 (博士前期課程2年)

#### [学会報告・講演]

- ・学会報告「ミュージアム・アーカイブズを考える」(アート・ドキュメンテーション学会2009年年次大会研究発表会、2009年6月6日、京都市)
- ・ポスター発表 “The first year of the first archival science course in Japan” (2009 Research Forum at the Joint Annual Meeting of the Society of American Archivists and the Council of State Archivists (米国アーキビスト協会第73回年次大会「リサーチ・フォーラム」)、2009年8月11日、アメリカ・テキサス州オースティン市)

### 平野泉 (博士前期課程2年)

#### [学会報告・講演]

- ・交流会報告「「市民の記録を考える」一埼玉大学共生社会教育研究センターの試みから一」(明知大 学校記録情報科学専門大学院と学習院大学大学院交流会、2009年3月10日、韓国ソウル市)
- ・ポスター発表 “On the margin: personal archives of an outcast - a case study” (2009 Research Forum at the Joint Annual Meeting of the Society of American Archivists and the Council of State Archivists (米国アーキビスト協会第73回年次大会「リサーチ・フォーラム」)、2009年8月11日、アメリカ・テキサス州オースティン市)

---

### 石原香絵 (博士前期課程 1 年)

#### [著書・論文]

- ・小論 “Saving Films in the Backstreets”, *Journal of Film Preservation*, #76, April 2008.
- ・小論「路地裏のフィルム保存活動：映画保存協会のアプローチ」（『文化庁月報』No.481、2008 年 10 月）

#### [学会報告・講演]

- ・学会報告「ホームムービーをめぐる世界の状況」（日本マス・コミュニケーション学会 マルチメディア研究部会第 31 期第 4 回研究会「パーソナルムービーの公共性～個人記録映像の上映会とアーカイブ化の実践より～」、2008 年 4 月 19 日、名古屋市）
- ・講演 “Adopt-a-Film Project vol.4 Restoration of Saizo Kirigakure [Pathe-Baby version]”（韓国映像資料院、2008 年 5 月 24 日、韓国ソウル市）
- ・講演「世界の地域映像アーカイブ事情と日本の現状」（第 3 回映画の復元と保存に関するワークショップ、2008 年 8 月 31 日、京都市）
- ・研究会報告「路地裏のフィルム保存：世界の地域映像アーカイブ事情と日本の現状」（京都大学東南アジア研究所地域研究コンソーシアム情報資源共有化研究会「地域研究における映像の保存と活用の可能性」、2008 年 12 月 6 日、京都市）
- ・講演「文化遺産としての映画フィルム」（岐阜県高校メディアライブラリー研究部会、2009 年 6 月 12 日、岐阜市）
- ・座談会「いま、映画保存の裏側」（山形国際ドキュメンタリー映画祭、2009 年 10 月 19 日、山形市）

### 橋本陽 (博士前期課程 1 年)

#### [学会発表・講演]

- ・交流会報告「戦前の村役場で作成された兵事関係文書について」（中国人民大学情報資源管理学院と学習院大学大学院交流会、2010 年 3 月 10 日、中国北京市）

### 渡辺美喜 (博士前期課程 1 年)

#### [図録執筆]

- ・『横濱開港 150 周年 横濱浮世絵にみる横濱開港と文明開化』（財団法人そごう美術館、2008 年 7 月）
- ・「十果会小史」編纂、『高島屋美術部創設百年 第 30 回記念 十果会』（高島屋美術部、2008 年 7 月）
- ・「年譜」「主要参考文献目録」編集協力、『文明開化を描いた版画家 川上澄生展』（神奈川新聞社・財団法人そごう美術館、2009 年 5 月）

## 記録を守り 記憶を伝える

— 学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開設記念誌 —

---

発行日 2010年3月31日 初版

2010年6月15日 第二版

編集・発行 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL : (03) 3986-0221

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/index.html>

---

制作 勉誠出版株式会社

装幀 水橋真奈美(ヒロ工房)

